平成30年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式 調査研究事業 報告書

平成31 (2019) 年 3月

一般財団法人 日本総合研究所



序章 事業実施概要	1
1. 「平成29年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づ	く対
応状況等に関する調査」結果の集計、分析	3
(1)事業の実施目的	3
(2)事業概要	3
2. 検討の実施体制	4
第 I 部 「平成 29 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基	づく
対応状況等に関する調査」結果の集計、分析	7
1. 調査の概要	9
2. 結果要旨	11
3. 調査結果(単純集計)	13
(1)養護者による障害者虐待についての対応状況等	13
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	23
(2) - 1 市区町村における対応状況等	23
(2) - 2 都道府県における対応状況等	25
(2) - 3 虐待の事実が認められた事例について	27
(3)使用者による障害者虐待についての対応状況等	33
(4) 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等	33
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	35
4. 調査結果(詳細分析)	41
(1)相談・通報件数に関する分析	41
(2)養護者虐待事案の詳細分析	45
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析	57
5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査	73
第Ⅱ部 「追加アンケート調査」及び「ヒアリング調査」の結果の集計・分析	77
6. 虐待兆候を把握していた事例を対象とした追加アンケート調査	79
7. 障害者虐待の未然防止に向けたヒアリング調査	101
7. 1. 検証委員会を開いて再発防止策等の検討を行った自治体・法人に対するヒアリング調査	101
7. 2. 死亡事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査	

参考資料	119
参考資料 1 障害者虐待の経年比較	
1. 養護者による障害者虐待	
2. 障害者福祉施設従事者による障害者虐待	
3. 使用者による障害者虐待	
4. 障害者虐待防止法に規定する以外の障害者虐待	131
5. 体制整備状況	
参考資料 2 平成 27 年度~平成 29 年度の調査結果を用いた集計	
1. 養護者虐待に関する3ヵ年データを用いたクロス集計分析	
2. 施設従事者虐待に関する3ヵ年データを用いたクロス集計分析	
- , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	100

序章 事業実施概要

1. 「平成 29 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析

(1) 事業の実施目的

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (以下「法」または「障害者虐待防止法」という。)が施行した。当法は先に施行されている 「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(平成12年11月施行)」、「配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)(平成13年10月施行)」、「高齢者虐 待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)(平成18年4月 施行)」とは異なり、障害者に特有の問題に対応することを規定している。

- ①障害者に対する虐待行為の禁止を広く規定(法第3条)
- ②使用者による障害者虐待(「以下「使用者虐待」という。)の防止に関する規定(法第2条第8項、第21条、第28条)
- ③就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定(法第29条、第30条、第31条)
- ④正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止(法第2条第6項第1号イ、第7項 第1号、第8項第1号)

本事業では、厚生労働省が実施している「平成 29 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」(以下「障害者虐待対応状況調査」という。)や自治体ヒアリング調査等をもとにした分析等により、障害者虐待の未然防止や再発防止、重度化防止等に向けて、今後有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

(2) 事業概要

①調査結果の集計、分析

平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」の集計、都道府県への照会作業を行い、最終結果 を取りまとめた。

なお、本報告書で掲載している調査結果は、平成30年12月26日に厚生労働省より公表された「平成29年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の【参考資料5】と同一の内容である。

あわせて、法施行から毎年度実施している同調査の6年分の結果の経年比較、3年分の養護者による障害者虐待(「以下「養護者虐待」という。)、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(「以下「施設従事者虐待」という。)の事例をもとにした詳細分析を行った。

②自治体ヒアリング調査の実施

養護者虐待、施設従事者虐待の未然防止、再発防止に向けて、どのような取組や体制等が有効かを確認する目的で、平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で自治体や法人に当該事例

に関する検証委員会を設置して「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」に取り組んだ自 治体や法人、及び死亡事例を計上した自治体に対して、事例概要、自治体や法人が行った対応、 その後の再発防止に向けた取組や自治体の体制、課題等について聞き取りを行った。

③追加アンケート調査の実施

障害者虐待事例の未然防止、再発防止を進めるためには、「虐待の早期発見・早期対応」が 重要と考えられる。そのため、平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で自治体により虐待 と判断された事例のうち、虐待兆候を把握していた事例に焦点を当て、「兆候」の内容及び平 成 29 年度の同調査において虐待と判断された事例との関係性を明らかにすることを通じて、 『市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き(平成 30 年 6 月,厚生労働省社会 福祉法人・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、以下「国手引き」という。)』 で求められている「虐待の早期発見・早期対応」に寄与できるような対応策を検討するための 基礎資料を得ることを目的に、アンケート調査を実施した。

2. 検討の実施体制

本事業では、「平成 30 年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会を設置し、平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」結果の集計、分析を行うとともに、障害者虐待防止の実効性を高めるための有効な方策に関する検討を行った。

本事業の委員会メンバー及び開催日程、議題等は以下のとおりである。

平成30年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会委員

※五十音順、敬称略

氏 名	所属
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域 助教
◎小山 聡子	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授
曽根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 (専門職大学院) 准教授
長谷川 万由美	宇都宮大学 教育学部 教授
増田 公香	横浜市立大学 国際総合科学部 国際教養学系 社会関係論コース 教授

(◎委員長)

【事務局】

一般財団法人 日本総合研究所

平成30年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会等 開催日程、議題等

【検討委員会】

	日程	議題
第1回	平成 30 年 8 月 6 日	(1) 昨年度調査結果の報告と本年度調査研究の概要について (2) 障害者虐待事例の紹介、ヒアリング調査について (3) その他
第2回	平成 30 年 11 月 26 日	(1) 本事業にかかる主な経過の報告と今後の進め方について (2) 平成29年度国調査結果の集計(暫定値版)の報告 (3) ヒアリング調査について (4) 追加アンケート調査について
第3回	平成 31 年 1 月 29 日	 (1) 平成29年度国調査結果の報告 (2) 養護者虐待に関する3ヵ年データを用いたクロス集計について (3) ヒアリング調査結果(速報版)の報告 (4) 障害者のセルフネグレクトに関する調査について (5) 追加アンケート調査について
第4回	平成 31 年 3 月 1 日	(1) 追加アンケート調査結果の報告 (2)「障害者虐待対応状況調査」結果を用いた詳細分析結果の報告 告(施設関連)及び前回委員会指摘事項に対応した養護者虐 待詳細分析結果の報告 (3)報告書(案)の報告 (4)次年度の調査に向けての視点の検討

第 I 部「平成 29 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析

1. 調査の概要

(1)調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)の施行(平成24年10月1日)を受けて、平成29年度(平成29年4月1日~平成30年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

(2)調査方法

全国 1,741 市区町村及び 47 都道府県を対象に、平成 29 年度中(平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日)に相談・通報(本人による届出を含む。以下同じ。)があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

- 1. 養護者による障害者虐待
- (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
- (2) 事実確認の状況と結果
- (3) 虐待行為の類型と程度
- (4) 被虐待障害者等の状況
- (5) 虐待への対応策
- (6) 死亡事例
- 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
- (2) 事実確認の状況と結果
- 3. 使用者による障害者虐待
- (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
- 4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
- (1) 相談・通報対応件数及び相談内容に該当する機関
- 5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

- 1. 市区町村からの報告件数
- 2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
- 3. 1及び2における具体的内容(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待) 虐待があった施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
- 4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
- 5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
- 6. 虐待等による死亡事例の状況(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

【用語解説】

「養護者」とは、

・障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

・「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の ぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、 移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援 事業

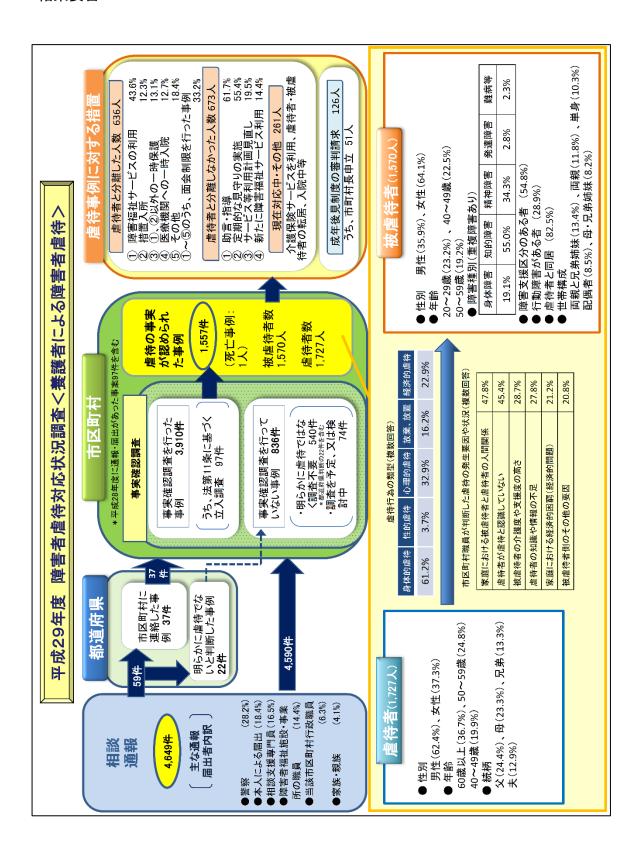
「使用者」とは、

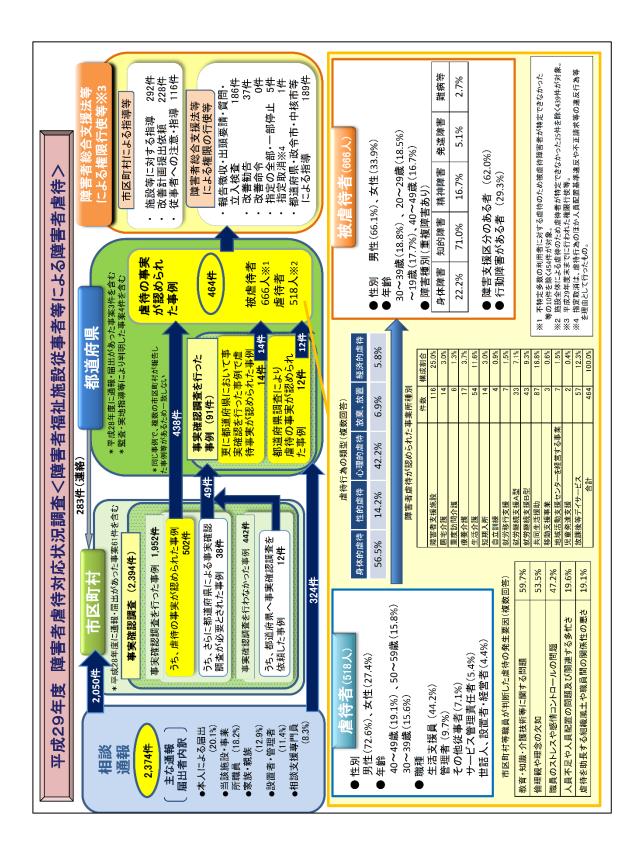
・障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

2. 結果要旨





3. 調査結果(単純集計)

(1)養護者による障害者虐待についての対応状況等

1)相談・通報対応件数(表1)

平成 29 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,649 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 4,590 件、都道府県が受け付けた件数が 59 件であった。

表 1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	281	東京都	346	滋賀県	146	香川県	65
青森県	45	神奈川県	165	京都府	61	愛媛県	46
岩手県	16	新潟県	100	大阪府	1,009	高知県	22
宮城県	46	富山県	36	兵庫県	175	福岡県	130
秋田県	17	石川県	41	奈良県	33	佐賀県	21
山形県	22	福井県	25	和歌山県	31	長崎県	28
福島県	69	山梨県	19	鳥取県	21	熊本県	53
茨城県	53	長野県	79	島根県	34	大分県	31
栃木県	34	岐阜県	29	岡山県	47	宮崎県	35
群馬県	54	静岡県	93	広島県	94	鹿児島県	31
埼玉県	179	愛知県	339	山口県	31	沖縄県	74
千葉県	282	三重県	53	徳島県	8	合計	4,649

2) 相談•通報•届出者(表 2-1、表 2-2)

「警察」が 28.2%と最も高く、次いで「本人による届出」が 18.4%、「相談支援専門員」が 16.5% であった。

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数 4,649 件に対する割合を記載している。

表 2-1 相談·通報·届出者(複数回答)

	本人による届出	家族• 親族	近隣住 民•知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援 専門員	施設・事 業所の職 員	虐待者 自身	警察
件数	857	190	121	26	214	38	767	670	22	1,312
構成割合	18.4%	4.1%	2.6%	0.6%	4.6%	0.8%	16.5%	14.4%	0.5%	28.2%

	当該市区 町村行政 職員	介護保険 法に基づ 居宅サー ビス事事 等 等	成年後見 人等	その他	不明	合計
件数	293	134	21	216	34	4,915
構成割合	6.3%	2.9%	0.5%	4.6%	0.7%	_

⁽注)構成割合は、相談・通報件数4,649件に対するもの

表 2-2 本人による届出の内訳

	主たる障 害が身体 障害の者	主たる障 害が知的 障害の者	主たる障 害が精神 障害の者	主たる障 害が発達 障害の者	主たる障 害が難病 の者	主たる障 害がその 他の者	主たる障 害は不明 の者	合計
件数	154	210	452	27	1	1	12	857
構成割合	18.0%	24.5%	52.7%	3.2%	0.1%	0.1%	1.4%	100.0%

⁽注)構成割合は、本人による届出件数857件に対するもの

3) 事実確認の状況(表3、表4)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 4,649 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 97 件を加えた 4,746 件のうち「事実確認調査を行った」が 3,910 件 (82.4%)、「事実確認調査を行っていない」が 836 件 (17.6%: 都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 22 件を含む) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 97 件(2.5%)であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,005 件 (52.6%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 1,808 件 (47.4%) であった。

事実確認を行っていない事例 836 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 540 件 (64.6%) であった。

表3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	3,910	82.4%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	3,813	(97.5%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,005	[52.6%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	1,808	[47.4%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	97	(2.5%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	26	[26.8%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	71	[73.2%]
事実確認調査を行っていない事例	836	17.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	540	(64.6%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	74	(8.9%)
他部署等への引継ぎ	222	(26.6%)
	4,746	100.0%

⁽注)構成割合は、相談・通報件数4,649件と、前年度市区町村が検討中とした事例97件を加えた4,746件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」、「1日(翌日)」、「2日」までを合わせ48時間以内に事実確認を行った割合は61.1%、3日以上の日数を要した割合が38.9%であった。

表 4 事実確認を行うまでの日数

	0日 (当日)	1日 (翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	1,508	627	255	574	450	176	78	242	3,910
構成割合	38.6%	16.0%	6.5%	14.7%	11.5%	4.5%	2.0%	6.2%	100.0%

⁽注)構成割合は、事実確認調査を行った事例3,910件に対するもの。

4) 事実確認調査の結果(表5、表6)

事実確認調査の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、虐待判断事例という。)の件数は1,557件であり、事実確認調査を行った件数の約4割を占めた。

表 5 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,557	39.8%
虐待ではないと判断した事例	1,523	39.0%
虐待の判断に至らなかった事例	830	21.2%
合計	3,910	100.0%

⁽注)構成割合は、事実確認調査を行った件数3,910件に対するもの。

表 6 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	78	東京都	106	滋賀県	72	香川県	15
青森県	10	神奈川県	93	京都府	40	愛媛県	24
岩手県	6	新潟県	39	大阪府	188	高知県	4
宮城県	18	富山県	13	兵庫県	55	福岡県	38
秋田県	11	石川県	17	奈良県	16	佐賀県	8
山形県	9	福井県	7	和歌山県	10	長崎県	8
福島県	29	山梨県	6	鳥取県	6	熊本県	16
茨城県	16	長野県	36	島根県	12	大分県	5
栃木県	16	岐阜県	6	岡山県	19	宮崎県	13
群馬県	14	静岡県	34	広島県	23	鹿児島県	10
埼玉県	69	愛知県	147	山口県	10	沖縄県	29
千葉県	133	三重県	20	徳島県	3	合計	1,557

以下、虐待判断事例件数 1,557 件を対象に、虐待行為の類型や程度、被虐待障害者の状況及 び虐待への対応策等について集計を行った。

5) 虐待行為の類型と程度(表 7-1、表 7-2、表 7-3、表 7-4)

ア、虐待行為の類型

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が 61.2%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 32.9%、「経済的虐待」が 22.9%、「放棄、放置」が 16.2%、「性的虐待」が 3.7%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは 20 件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」の割合が高く、 逆に男性では「経済的虐待」や「放棄、放置」の割合が高い。

※1 件の事例に対し、複数の虐待行為の類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される ため、合計件数は虐待判断事例件数 1,557 件と一致しない。

表 7-1 虐待行為の類型(複数回答)

	身体的虐待 性的虐待		心理的虐待放棄、放置		経済的虐待	合計
件数	953	58	513	252	357	2,133
構成割合	61.2%	3.7%	32.9%	16.2%	22.9%	_

⁽注)構成割合は、虐待判断事例件数1,557件に対するもの。

表 7-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型(複数回答)

			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
被虐	虐 男性 待	件数	314	2	164	107	155	742
待者		構成割合	55.8%	0.4%	29.1%	19.0%	27.5%	-
の	 11/4-	件数	639	56	349	145	202	1,391
性 別	女性	構成割合	63.5%	5.6%	34.7%	14.4%	20.1%	-

⁽注)構成割合は、被虐待者数(男性563人、女性1,007人)に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度(「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)」が56.8%、「中度(「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)」が33.8%、「重度(「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)が9.4%を占めた。

表 7-3 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度(「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)	1,211	56.8%
中度(「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)	722	33.8%
重度(「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)	200	9.4%
合計	2,133	100.0%

⁽注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容

経済的虐待の内容は、「障害年金」が75.4%、「その他」が38.7%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上 されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 357 件と一致しない。

表 7-4 経済的虐待の内容(複数回答)

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	269	4	5	138	416
構成割合	75.4%	1.1%	1.4%	38.7%	-

⁽注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数357件に対するもの。

6)被虐待障害者等の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,557 件に対し被虐待障害者数は 1,570 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢(表8、表9)

性別では「女性」が 64.1%、「男性」が 35.9%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢階級別では「20~29 歳」が 23.2%と最も多く、次いで「40~49 歳」が 22.5%、「50~59 歳」が 19.2%であった。

表8 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	563	1,007	1,570
構成割合	35.9%	64.1%	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

表 9 被虐待障害者の年齢

	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	合計
人数	126	365	262	353	302	120	40	2	1,570
構成割合	8.0%	23.2%	16.7%	22.5%	19.2%	7.6%	2.5%	0.1%	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別(複数回答)(表 10)

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が55.0%と最も多く、次いで「精神障害」が34.3%、「身体障害」が19.1%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計 人数は被虐待障害者数1,570人と一致しない。

表 10 障害種別(複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	300	863	538	44	36	1,781
構成割合	19.1%	55.0%	34.3%	2.8%	2.3%	_

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害 (表 11、表 12)

被虐待障害者 1,570 人のうち、障害支援区分のある者が全体の 54.8%、認定がない者は 42.8% であった。区分がある者のうち「区分 3」が全体の 13.8%と最も多く、次いで「区分 4」が 13.7% であった。

また、行動障害がある者が全体の28.9%を占めていた。

表 11 被虐待者の障害支援区分がある者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	19	159	217	215	118	132	672	38	1,570
構成割合	1.2%	10.1%	13.8%	13.7%	7.5%	8.4%	42.8%	2.4%	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

表 12 行動障害の有無

	強い行動障害 がある※	認定調査を受け てはいないが、 強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有 無が不明	合計
人数	181	23	249	1,045	72	1,570
構成割合	11.5%	1.5%	15.9%	66.6%	4.6%	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)(表 13)

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が 61.0%と最も多く、「自立支援医療」が 24.5%であった。サービスの利用がない者は 21.8%であった。

※1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,570人と一致しない。

[※]障害支援区分3、行動関連項目10点以上(または障害程度区分3、行動関連項目8点以上)。

表 13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)

	障害者総 合支援法 上のサー ビス	児童福祉 法上の サービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・ 都道府県 が実施す る事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	958	14	384	222	75	55	343	27	2,078
構成割合	61.0%	0.9%	24.5%	14.1%	4.8%	3.5%	21.8%	1.7%	_

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況(表 14)

「虐待者と同居」が82.5%を占めている状況であった。

表 14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,296	244	28	2	1,570
構成割合	82.5%	15.5%	1.8%	0.1%	_

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成(表 15)

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が 13.4%、「両親」世帯が 11.8%、「単身」世帯が 10.3%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 49.2%を占めていた。

表 15 世帯構成

	- 11 37 7 9							
	単身	配偶者	配偶者·子	両親	両親・兄弟 姉妹	父	父·兄弟 姉妹	母
件数	162	133	116	185	211	93	34	121
構成割合	10.3%	8.5%	7.4%	11.8%	13.4%	5.9%	2.2%	7.7%
	母·兄弟	□ ** *+ *+	7	7.00 lb	7.00	∧ =1		_

	母·兄弟 姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	129	95	44	243	4	1,570
構成割合	8.2%	6.1%	2.8%	15.5%	0.3%	-

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

7) 虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,557 件に対し虐待者数は 1,727 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢(表 16、表 17)

虐待者の性別では、「男性」が 62.4%、「女性」が 37.3%と、「男性」が全体の 6 割程度を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 36.7%と最も多く、次いで「50~59 歳」が 24.8%、「40~49 歳」が 19.9%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 6 割近くを占めていた。

表 16 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,077	645	5	1,727
構成割合	62.4%	37.3%	0.3%	100.0%

⁽注)構成割合は、虐待者数1,727人に対するもの。

表 17 虐待者の年齢

	~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	8	100	160	343	428	633	55	1,727
構成割合	0.5%	5.8%	9.3%	19.9%	24.8%	36.7%	3.2%	100.0%

⁽注)構成割合は、虐待者数1,727人に対するもの。

イ. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄(表 18)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が24.4%と最も多く、次いで「母」23.3%、「兄弟」13.3%、「夫」12.9%、「姉妹」5.7%、「息子」3.3%、「妻」1.7%、「娘」1.4%の順であった。

表 18 被虐待者からみた虐待者の続柄

	X 10 10/2013 10 000 10/2013									
	父	母	夫	妻	息子 娘		息子の配 偶者(嫁)	娘の配偶 者(婿)		
人数	422	403	222	30	57	25	4	2		
構成割合	24.4%	23.3%	12.9%	1.7%	3.3%	1.4%	0.2%	0.1%		
	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計			
人数	230	98	1	10	218	5	1,727			

0.6%

5.7%

8) 虐待の発生要因等

13.3%

構成割合

ア. 虐待の発生要因や状況(複数回答)(表 19-1、表 19-2)

0.1%

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 45.4% で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 27.8%となっている。

12.6%

0.3%

100.0%

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 28.7%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 16.6%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 47.8%で最も高いが、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」も21.2%を占めている。

表 19-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

		虐待者側の要因								
	虐待者の 介護疲れ	虐待者の 知識や情 報の不足	虐待者の 飲ギャンへ が が が が が で の 影 響	虐待著等に 関い不 い悩み・介 選ストレス	虐待者が 過去に虐 待を行った ことがある	虐待者が 虐待と認 識していな い	虐待者の 障害、精神疾患や 強い抑う つ状態	虐待者側 のその他 の要因		
人数	318	436	137	289	130	712	238	206		
構成割合	20.3%	27.8%	8.7%	18.4%	8.3%	45.4%	15.2%	13.1%		

⁽注)構成割合は、虐待者数1,727人に対するもの。

表 19-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

	被虐	皇待者側の勇	要因	家庭環境の要因				
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者 の行動障 害	被虐待者側のその他の要因	家け待待待で居るでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	家庭にお ける経済 的困窮(経 済的問題)	家庭内に 複数人の 障害者、要 介護者が いる	家庭にお けるその 他の要因	
人数	451	260	326	750	333	233	107	
構成割合	28.7%	16.6%	20.8%	47.8%	21.2%	14.8%	6.8%	

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無(表20)

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が約半数を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は8.3%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は25.2%であった。

表 20 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐 も兆候の把握があった	虐待兆候は把握 されていなかっ た	不明	合計
人数	130	396	840	204	1,570
構成割合	8.3%	25.2%	53.5%	13.0%	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

9) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 21)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は636人(40.5%)であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない)」は673人(42.9%)であった。

表 21 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	636	40.5%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	673	42.9%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	85	5.4%
その他	176	11.2%
合計	1,570	100.0%

⁽注)構成割合は、被虐待者数1,570人に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳(表 22)

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が43.6%と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が13.1%、「医療機関への一時入院」が12.7%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が12.3%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は33.2%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者78人のうち45人(57.7%)に面会制限が行われていた。

表 22 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	277	43.6%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	78	12.3%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	83	13.1%
医療機関への一時入院	81	12.7%
その他	117	18.4%
合計	636	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	211	33.2%

⁽注)構成割合は、分離を行った被虐待者数636人に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳 (表 23)

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 61.7%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 55.4%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 19.5%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 14.4%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 5.6%であった。

表 23 分離を行っていない事例における対応の内訳(複数回答)

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	415	61.7%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	12	1.8%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	97	14.4%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	131	19.5%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	38	5.6%
再発防止のための定期的な見守りの実施	373	55.4%
その他	99	14.7%
合計	1,165	-

⁽注)構成割合は、分離を行っていない被虐待者数673人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が67人、「利用手続き中」が59人であり、これらを合わせた126人のうち、市町村長申立の事例は51人(40.5%)を占めていた。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は43人であった。

10) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例のうち、平成29年4月1日~平成30年3月31日に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めたところ、1件の事例(被害者1人)が報告された。事件形態は、「養護者による被養護者の殺人」であった。

被虐待者の性別は「男性」であり、年齢は「45~49歳」、障害種別(重複)は「知的障害」、「精神障害」であった。

虐待者は1人、性別は「女性」、続柄は「姉妹」であった。 被虐待者のサービスの利用状況は、障害福祉サービスを利用していた。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(2) -1 市区町村における対応状況等

1)相談・通報対応件数(表 24)

平成 29 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,374 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 2,050 件、都道府県が受け付けた件数が 324 件であった。

表 24 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	128	東京都	227	滋賀県	46	香川県	34
青森県	24	神奈川県	113	京都府	61	愛媛県	20
岩手県	8	新潟県	16	大阪府	267	高知県	18
宮城県	26	富山県	18	兵庫県	113	福岡県	102
秋田県	4	石川県	39	奈良県	22	佐賀県	17
山形県	7	福井県	21	和歌山県	6	長崎県	36
福島県	15	山梨県	12	鳥取県	23	熊本県	41
茨城県	34	長野県	61	島根県	14	大分県	26
栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	26	宮崎県	25
群馬県	42	静岡県	39	広島県	34	鹿児島県	26
埼玉県	127	愛知県	107	山口県	37	沖縄県	37
千葉県	159	三重県	41	徳島県	21	合計	2,374

2) 相談·通報·届出者(表 25)

「本人による届出」が 20.1%と最も多く、次いで「当該施設・事業所職員」による通報が 18.2%、「家族・親族」による通報が 12.9%であった。また、「当該施設・事業所設置者・管理者」からの通報は 11.4%、「相談支援専門員」からの通報は 8.3%、「他の施設・事業所の職員」からの通報も 5.1%であった。「当該施設・事業所職員」「当該施設・事業所設置者・管理者」からの通報の合計は 29.6%となり、虐待のあった施設・事業所が自ら通報する割合いが高いことを示している。一方で、「当該施設・事業所元職員」については、在職中に通報できなかったことが考えられる。

表 25 相談·通報·届出者(複数回答)

	本人による届出	家族• 親族	近隣住民• 知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援 専門員	他の施 設・事業 所の職員	当該施 設·事業 所職員	当該施 設·事業 所元職員	当該施設・ 事業所設 置者・管理 者
件数	478	307	90	0	28	4	196	120	433	107	271
構成割合	20.1%	12.9%	3.8%	0.0%	1.2%	0.2%	8.3%	5.1%	18.2%	4.5%	11.4%
	当該施 設·事業 所利用者	当該施設・ 事業所で 受け入れを している実 習生	当該市町村 行政職員	警察	運営適正 化委員会	居宅サー ビス事業 等従事者 等	成年後見 人等	その他	不明(匿 名を含む)	合計	
件数	41	3	98	46	6	4	9	177	168	2,586	
構成割合	1.7%	0.1%	4.1%	1.9%	0.3%	0.2%	0.4%	7.5%	7.1%	-	

⁽注)構成割合は、相談・通報件数2,374件に対するもの。

3) 市区町村における事実確認の状況 (表 26)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 2,050 件、都道府県から連絡のあった 283 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 61 件の計 2,394 件うち、「事実確認調査を行った」が 1,952 件 (81.5%)、「事実確認調査を行っていない」が 442 件 (18.5%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は502件(25.7%)である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が862件(44.2%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が588件(30.1%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 218 件 (49.3%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 93 件 (21.0%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 12 件 (2.7%) であった。

表 26 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	1,952	81.5%
虐待の事実が認められた事例	502	(25.7%)
虐待の事実が認められなかった事例	862	(44.2%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	588	(30.1%)
事実確認調査を行っていない事例	442	18.5%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	218	(49.3%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	93	(21.0%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	12	(2.7%)
その他	119	(26.9%)
合計	2,394	100.0%

⁽注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数2,050件、都道府県から市区町村へ連絡された件数283件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例61件)の合計2,394件に対するもの。

4) 都道府県への報告 (表 27)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第17条及び同法施行規則第2条の 規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成29年度において、市区町村から都道府県へ552件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が502件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が50件であった。

表 27 市区町村が都道府県へ報告した件数

		件数	構成割合		
虐待	虐待の事実が認められた事例				
	報告済み	471	(93.8%)		
	これから報告する	31	(6.2%)		
更に	更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例				
	市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	38	(76.0%)		
	市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	12	(24.0%)		
合計		552	100.0%		

⁽注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数552件に対するもの。

(2) -2 都道府県における対応状況等

1) 市区町村からの報告事例 (表 28)

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数(表 27)には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 487件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 438件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 49件であった。

表 28 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	438	89.9%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	49	10.1%
合計	487	100.0%

⁽注)構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数487件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例438件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例49件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため、表27と一致しない。

2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例(表 29)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 49 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定または要 否を検討中の事例 4 件の計 53 件のうち、46 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐 待の事実が認められた事例」が 14 件、「虐待ではないと判断した事例」が 13 件、「虐待の判断 に至らなかった事例」が 19 件であった。

表 29 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	14	26.4%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	13	24.5%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	19	35.8%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	7	13.2%
合計	53	100.0%

(注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数49件に、平成28年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)で、該当年度に事実確認を行った事例4件を加えた53件に対するもの。

3) 都道府県が直接把握した事例 (表 30)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 331 件のうち、249 件が市区町村に連絡されていた。残り82 件のうち45 件について都道府県 が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が12 件、「虐待ではないと判断した事例」が23 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が10 件であった。

表 30 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	324	-
接	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	3	-
把握	監査・実地指導等により判明した事例	4	_
7/至	計	331	-
都道	府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数	249	75.2%
都	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	12	3.6%
道	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	23	6.9%
府県	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	10	3.0%
が	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	5	1.5%
対応	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	32	9.7%
ルじ	合計	82	_

⁽注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例324件、昨年度から繰り越した事例3件、監査・実地指導等により判明した事例4件の計331件に対するもの。

4) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 31、表 32)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が438件(表28)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が14件(表29)、都道府県が直接把握した事例が12件(表30)であり、これらを合わせた総数は、464件であった。これを都道府県別にみると表32のとおりである。

表 31 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報 告があった事例	市区町村から報告を受け、 更に都道府県が事実確認 調査を実施して事実確認を 行った事例	都道府県が直接把握した事 例	슴計
件数	438	14	12	464

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	12	東京都	25	滋賀県	11	香川県	6
青森県	3	神奈川県	32	京都府	7	愛媛県	5
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	59	高知県	5
宮城県	5	富山県	5	兵庫県	31	福岡県	14
秋田県	1	石川県	3	奈良県	6	佐賀県	1
山形県	1	福井県	5	和歌山県	1	長崎県	8
福島県	6	山梨県	1	鳥取県	4	熊本県	12
茨城県	3	長野県	17	島根県	4	大分県	1
栃木県	2	岐阜県	3	岡山県	5	宮崎県	5
群馬県	5	静岡県	13	広島県	8	鹿児島県	6
埼玉県	30	愛知県	32	山口県	4	沖縄県	3
千葉県	36	三重県	12	徳島県	4	合計	464

(2) -3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 464 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

1) 施設・事業所の種別 (表 33、表 34)

「障害者支援施設」が 25.0%と最も多く、次いで「共同生活援助」が 18.8%、「放課後等デイサービス」が 12.3%、「生活介護」が 11.6%の順であった。

表 33 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	116	25.0%
居宅介護	14	3.0%
重度訪問介護	6	1.3%
同行援護	0	0.0%
行動援護	0	0.0%
療養介護	17	3.7%
生活介護	54	11.6%
短期入所	14	3.0%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	4	0.9%
就労移行支援	7	1.5%
就労継続支援A型	33	7.1%
就労継続支援B型	43	9.3%
共同生活援助	87	18.8%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	0	0.0%
移動支援事業	3	0.6%
地域活動支援センターを経営する事業	7	1.5%
福祉ホームを経営する事業	0	0.0%
児童発達支援	2	0.4%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	57	12.3%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援事業	0	0.0%
合計	464	100.0%

⁽注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数464件に対するもの。

464 施設のうち、障害者虐待防止法施行(平成24年10月)以降において、「障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無」があった施設は113施設、「障害者虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の有無」があった施設は82施設、「改善勧告等の措置の有無」があった施設は11施設である。

表 34 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	113	24.4%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例の有無	82	17.7%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、 改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	11	2.4%

⁽注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数464件に対するもの。

⁽注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

2) 虐待行為の類型と程度(表 35-1、表 35-2)

ア. 虐待行為の類型

虐待行為の類型(複数回答)は、「身体的虐待」が56.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が42.2%、「性的虐待」が14.2%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは28件であった。

表 35-1 虐待行為の類型(複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	262	66	196	32	27	583
構成割合	56.5%	14.2%	42.2%	6.9%	5.8%	_

⁽注)構成割合は、虐待判断事例件数464件に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度(「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)」が 71.5%、「中度(「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)」が 22.0%、「重度(「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)が 6.5%であった。

表 35-2 虐待行為の程度

2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -		
	件数	構成割合
軽度(「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)	417	71.5%
中度(「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)	128	22.0%
重度(「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)	38	6.5%
合計	583	100.0%

⁽注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

3)被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定 多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く454件の 事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例で被虐待障害者が複数の場合があるため、454 件の事例に対し被虐待障害者数は666人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢(表36、表37)

性別については、「男性」が66.1%、「女性」が33.9%と、全体の7割弱が「男性」であった。 年齢については、「30~39歳」が18.8%と最も多く、次いで「20~29歳」が18.5%「~19歳」が17.7%、「40~49歳」が16.7%であった。

表 36 被虐待障害者の性別

	男性女性		合計
人数	440	226	666
構成割合	66.1%	33.9%	100.0%

⁽注)被虐待障害者が特定できなかった10件を除く454件の事例を集計。

表 37 被虐待障害者の年齢

	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	合計
人数	118	123	125	111	96	24	41	28	666
構成割合	17.7%	18.5%	18.8%	16.7%	14.4%	3.6%	6.2%	4.2%	100.0%

⁽注)被虐待障害者が特定できなかった10件を除く454件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別(複数回答)(表38)

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 71.0%と最も多く、次いで「身体障害」が 22.2%、 「精神障害」が 16.7%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計 件数は被虐待障害者数666人と一致しない。

表 38 被虐待障害者の障害種別(複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	148	473	111	34	8	10	784
構成割合	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	1.2%	1.5%	-

⁽注)被虐待障害者が特定できなかった10件を除く454件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者666人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害(表 39、表 40)

被虐待障害者 666 人のうち、障害支援区分のある者が 62.0%を占めていた。「区分 6」が全体の 27.0%と最も多く、次いで「区分 5」が 11.0%、「区分 4」が 9.8%であった。また、行動障害がある者が全体の 29.3%を占めていた。

表 39 被虐待障害者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	5	43	47	65	73	180	143	110	666
構成割合	0.8%	6.5%	7.1%	9.8%	11.0%	27.0%	21.5%	16.5%	100.0%

⁽注)被虐待障害者が特定できなかった10件を除く454件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者666人に対するもの。

表 40 行動障害の有無

	強い行動障害 がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有 無が不明	合計
人数	118	4	73	139	332	666
構成割合	17.7%	0.6%	11.0%	20.9%	49.8%	100.0%

⁽注)被虐待障害者が特定できなかった10件を除く454件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者666人に対するもの。

4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等(以下「虐待者」という。)の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった25件を除く439件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、439件の事例に対し虐待者数は518人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢(表41、表42)

「男性」が 72.6%、「女性」が 27.4%であった。年齢については、「40~49 歳」が 19.1%と最も多く、次いで「50~59 歳」が 15.8%及び「30~39 歳」が各 15.6%であった。

表 41 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	合計
人数	376	142	518
構成割合	72.6%	27.4%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった25件を除く439件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者518人に対するもの。

表 42 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	60	81	99	82	69	127	518
構成割合	11.6%	15.6%	19.1%	15.8%	13.3%	24.5%	100.0%

⁽注)虐待者が特定できなかった25件を除く439件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者518人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態 (表 43-1、表 43-2)

「生活支援員」が44.2%、「管理者」が9.7%、「その他従事者」が7.1%、「サービス管理責任者」が5.4%、「世話人」と「設置者・経営者」が4.4%であった。虐待者が「管理者」「サービス管理責任者」「設置者・経営者」という管理的立場にある職種の合計が19.5%であった。雇用形態は、「正規職員」が53.7%、「非正規職員」が13.9%、「不明」が32.4%であった。

表 43-1 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	28	5.4%
管理者	50	9.7%
医師	0	0.0%
設置者•経営者	23	4.4%
看護職員	22	4.2%
生活支援員	229	44.2%
理学療法士	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	20	3.9%
就労支援員	5	1.0%
サービス提供責任者	4	0.8%
世話人	23	4.4%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%
地域移行支援員	0	0.0%

	件数	構成割合
指導員	22	4.2%
保育士	1	0.2%
児童発達支援管理責任者	9	1.7%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	18	3.5%
栄養士	0	0.0%
調理員	1	0.2%
訪問支援員	1	0.2%
居宅介護従業者	11	2.1%
重度訪問介護従業者	4	0.8%
行動援護従業者	0	0.0%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	37	7.1%
不明	10	1.9%
合計	518	100.0%

⁽注)虐待者が特定できなかった25件を除く439件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者518人に対するもの。

表 43-2 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	278	53.7%
非正規職員	72	13.9%
不明	168	32.4%
合計	518	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった25件を除く439件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者518人に対するもの。

5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因(複数回答)(表 44)

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が59.7%で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が53.5%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が47.2%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足 や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 20%弱となっている。

表 44 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	262	59.7%
職員のストレスや感情コントロールの問題	207	47.2%
倫理観や理念の欠如	235	53.5%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	84	19.1%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	86	19.6%

⁽注)構成割合は、虐待者が特定できなかった25件を除く439件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組(複数回答)(表 45)

虐待が認められた施設・事業所に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が54.5%、「通報義務の履行」割合が36.2%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が30.4%、「虐待防止委員会の設置」割合が26.7%であった。

表 45 施設・事業所の虐待防止に関する取組(複数回答)

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	141	30.4%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	253	54.5%
虐待防止委員会の設置	124	26.7%
通報義務の履行	168	36.2%

⁽注)構成割合は、虐待判断事例件数464件に対するもの。

6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 46-1、表 46-2、表 46-3)

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例 464 件のうち、平成 29 年度末までに行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が292件、「改善計画の提出依頼」が228件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が116件であった。

表 46-1 市区町村による指導等(複数回答)

		件数
	施設・事業所に対する指導	292
市区町村による指導等	改善計画の提出依頼	228
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	116

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成29年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が186件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が37件、「指定の効力の全部又は一部停止」が5件、「指定取消」が1件であった。その他都道府県等による一般指導は189件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として 行われたものである。

表 46-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
件 6 名 心 6 文] 及 仏 人 1 6	報告徵収、出頭要請、質問、立入検査	186
	改善勧告	37
	改善勧告に従わない場合の公表	2
	改善命令	0
	指定の効力の全部又は一部停止	5
	指定取消	1
	合計	231
都道府県・指定都市・中 核市等による指導	一般指導	189

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が359件、「勧告・命令等への対応」が21件であった。

表 46-3 当該施設等における改善措置(複数回答)

		件数
14 中 / 16 ** (施設・事業所等からの改善計画の提出	359
	勧告・命令等への対応	21

(注)「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出 (222件)以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数(137件)も含まれる。

(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成29年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は691件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が431件、都道府県が受け付けた件数が260件であった。

2) 相談·通報·届出者(複数回答)(表 47)

「本人による届出」が 39.5%、「家族・親族」による通報が 11.1%、「相談支援専門員」による通報が 8.1%、「障害者福祉施設従事者等」による通報が 5.2%であった。

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、 上記の割合は相談・通報・届出件数 691 件に対する割合を記載している。

表 47 相談·通報·届出者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族• 親族	近隣住 民•知人	民生委員	医療機関 関係者	教職員	相談支援 専門員	障害者福 祉施設従 事者等	就業・生 活支援セ ンター
件数	273	77	23	0	5	1	56	36	15
構成割合	39.5%	11.1%	3.3%	0.0%	0.7%	0.1%	8.1%	5.2%	2.2%

		当該事業 者管理者	警察	当該市区 町村行政 職員	居宅サー ビス事業 等従事者 等	その他	不明	合計
件数	25	4	10	19	0	149	20	713
構成割合	3.6%	0.6%	1.4%	2.7%	0.0%	21.6%	2.9%	-

⁽注)構成割合は、相談・通報件数691件に対するもの。

(4) 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成29年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待に関する相談・通報件数は233件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が157件、都道府県が受け付けた件数が76件であった。

2) 相談内容に該当する機関 (表 48)

1) の相談内容に該当する機関は29.2%、「官公署」が13.7%、「学校」が10.3%であった。

表 48 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	1	0.4%
学校	24	10.3%
医療機関	68	29.2%
官公署	32	13.7%
その他	99	42.5%
不明	9	3.9%
合計	233	100.0%

⁽注)構成割合は、相談・通報件数233件に対するもの。

3)相談の対応状況(表49)

1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継いだ事例が112件であった。このうち、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が36件、「官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が21件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が17件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 112 件であった。このうち「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引継がなかった 32 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 11 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断した」が 15 件であった。また、「その他の所管 又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引継がなかった 62 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 7 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断した」が 41 件であった。

表 49 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	112	50.0%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(0.9%)
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	17	(15.2%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	36	(32.1%)
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	21	(18.8%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	37	(33.0%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	112	50.0%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	0	(0.0%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	0	_
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	0	_
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	_
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	0	_
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	7	(6.3%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	3	(42.9%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	3	(42.9%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	1	(14.3%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	32	(28.6%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	11	(34.4%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	15	(46.9%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	2	(6.3%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	4	(12.5%)
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	11	(9.8%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	4	(36.4%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	4	(36.4%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	3	(27.3%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	62	(55.4%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	7	(11.3%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	41	(66.1%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	2	(3.2%)
その他(対応継続中又は検討中の事例を含む。)	12	(19.4%)
合計	224	100.0%

⁽注)構成割合は、相談・通報件数233件から該当機関が不明の9件を除いた224件に対するもの。()内は各内訳での構成割合。

(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成29年度末の状況を調査した。

1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況 (表 50)

障害者虐待防止センター(法32条)については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約8割、委託のみで行っている市区町村は約1割であった。

表 50 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について(平成 29 年度末)

			該当
	直営のみ	市区町村数	1,356
	世名のの	構成割合	78.1%
障害者虐待防止センターの	委託のみ	市区町村数	169
設置状況		構成割合	9.7%
	直営と委託の両方	市区町村数	211
	但否C女礼の闸刀 	構成割合	12.1%

⁽注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について(表 51-1~表 51-3)

平成29年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表51-1に示す。

表 51-1 市区町村における体制整備等に関する状況 (平成 29 年度末)

20	1-1 市区	町村における体制整備等に関する状況(平	^Z 成 29 年度	[末)	
				実施済み	未実施
企	への陪宇老康结	・の相談窓口の周知	市区町村数	1,397	34
住氏.	70四百百届日	の伯談念ロの周知	構成割合	80.4%	19.6
<i>(</i>	- の写知美效の	. El fo	市区町村数	1,222	51
14氏	への通報義務の	7周知	構成割合	70.4%	29.6
隨害:	者の福祉又は権		市区町村数	1,214	52
の確			構成割合	69.9%	30.1
			市区町村数	1.238	49
障害:	者虐待防止セン	ター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	構成割合	71.3%	28.7
			市区町村数	814	92
障害:	者虐待防止につ	いて、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	構成割合	46.9%	53.1
			市区町村数	879	85
障害:	者福祉施設及び	「障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	***************************************		
			構成割合	50.6%	49.4
		『口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一	市区町村数	639	1,09
	に運営		構成割合	36.8%	63.2
		期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネット	市区町村数	981	75
ワーク	ク構築への取組		構成割合	56.5%	43.5
	うち ネットワー	-クを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	540	44
	75(31717)	、 Citru ロミロンはない。 中では、 Missing と、「「下口口 ロップ(いっぴ)	構成割合	55.0%	45.0
		児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	303	67
		ルモルマッチのイン・ファント 一件のに大心している	構成割合	30.9%	69.1
		京松平市住町ルのカルローカル けめに中地・マンフ	市区町村数	449	53
	うち、他の虐	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	構成割合	45.8%	54.2
	待防止ネット		市区町村数	233	74
	ワーク等との	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	構成割合	23.8%	76.2
	一体的な実施		市区町村数	258	72
		生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	構成割合	26.3%	73.7
			市区町村数	560	42
		差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	構成割合	57.1%	42.9
成年	或年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化		市区町村数	923	81
			構成割合	53.1%	46.9
佣则	ケース会議に	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備 専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	751	98
	る専門職の参		構成割合	43.2%	56.8
加			市区町村数	536	1,20
			構成割合	30.9%	69.1
		定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前	市区町村数	521	1,21
の協	義		構成割合	30.0%	70.0
身体	障害者福祉法•	知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保の	市区町村数	704	1,03
ための	の関係機関との	事前の調整	構成割合	40.5%	59.5
57 A I	T-0 = 1 + 0 +	よの社立の	市区町村数	715	1,02
	时の安人れのた	めの独自の一時保護のために必要な居室の確保	構成割合	41.2%	58.8
			市区町村数	667	1,07
		マニュアルの作成	構成割合	38.4%	61.6
νт -	の時中ガモゲ		市区町村数	406	1,33
	の障害者虐待 のマニュアル、	業務指針の作成	構成割合	23.4%	76.6
	のマーエアル、 指針、対応フ		市区町村数	738	99
	図等の作成	対応フロ一図の作成	構成割合	42.5%	57.5
			市区町村数	107	1,63
		事例集の作成	構成割合		
n+	+v = v+ m + + + + + + + + + + + + + + + + +			6.2%	93.8
		定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等にお ※第の異け		769	96
1101	皇待に関する相談	以守 い 又い	構成割合	44.3%	55.7
		 保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	501	1,23
「保育所」「学校」	をはいい うというへい 日本では、日本では、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	構成割合	28.8%	71.2	
「医療機関」等を所 管又は相談内容に		学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	487	1,25
	は相談内容にする機関・部署	・ うりょう ログション・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック	構成割合	28.0%	72.0
-	COLUMN 141 DIVA	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	362	1,37
対応		広冰波はで川日人は印砂内台に刈心りの成労 配有守	構成割合	20.8%	79.2
対応 との fi	き待に関する情 供、連携に関す		117701111		
対応 との原 報提・	皇待に関する情	ᆸᇧᅃᄼᇎᅉᇽᇈᇄᆉᆉᇅᆚᇅᅩᆠᆠᄲᄝᅟᅭᅋᄽ	市区町村数	387	1,35
対応 との原 報提・	皇待に関する情 供、連携に関す	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等		387 22.3%	1,35 77.7
対応 との原 報提 る事育	宣待に関する情 供、連携に関す 前の協議	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等 7トにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障	市区町村数構成割合		

⁽注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」 状況について回答を求めたところ、「障害者虐待の相談・受付専用メール」を運用している市 区町村は107自治体、「障害者虐待の相談・受付専用 SNS 等」を運用している市区町村は7自 治体、その他「担当課の代表メールでの受付や相談会を実施など」を行っている市区町村は25 自治体であった。

表 51-2 ICT を活用した相談受付への対応(複数回答)

			実施済み	未実施
陪実老点法のは	目談・受付専用メール	市区町村数	107	1,630
陸古石崖付の1	日政・文刊 寺用ノール	市区町村数 107 構成割合 6.2% 市区町村数 7 構成割合 0.4% 市区町村数 25 構成割合 1.4%	6.2%	93.8%
陪実老点体のは	□沙·巫什市田CNC笠	市区町村数	7	1,730
障害者虐待の相談・受付専用SNS等 オ		構成割合	0.4%	99.6%
その他	市区町村数		25	1,712
ての他		構成割合	1.4%	98.6%
その他具体例	担当課代表メールにて相談・受付	•		
	障害者虐待専用ではないが、市ホームページのメールフォームから相談を	受けることができ	·る。	
	町内各世帯に設置の無料IP電話(テレビ電話)での通報・相談も受け付け	ている。		
	障害者相談会等により実施。2会場を設け、面談・電話による対応。		***************************************	

⁽注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,214 自治体(表 51-1)である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、「保健師」が 780 自治体 (44.9%)、社会福祉士が 764 自治体 (44.0%) と多かった。

表 51-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種(複数回答)

			実施済み	未実施
保健師		市区町村数	780	957
1朱1娃印		構成割合	44.9%	55.1%
オクラルエ		市区町村数	764	973
社会福祉士		構成割合	44.0%	56.0%
精神保健福祉士		市区町村数	499	1,238
		構成割合	28.7%	71.3%
介護福祉士		市区町村数	市区町村数 780 構成割合 44.9% 市区町村数 764 構成割合 44.0% 市区町村数 499 構成割合 28.7% 市区町村数 186 構成割合 10.7% 市区町村数 441 構成割合 25.4% 市区町村数 296 構成割合 17.0% 市区町村数 61 構成割合 3.5% 市区町村数 79 構成割合 4.5% 心理士、理学療法士、	1,551
川張価仙工		構成割合		89.3%
サークラット中		市区町村数	441	1,296
社会福祉主事		構成割合	25.4%	74.6%
七沙士将市明	号/上部次位李四周元)	市区町村数	296	1,441
怕談又拨导门	員(上記資格者以外で)	構成割合	17.0%	83.0%
陪宝垣がお佐	利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	780 44.9% 764 44.0% 499 28.7% 186 10.7% 441 25.4% 296 17.0% 61 3.5% 79	1,676
桿古価値で推り	門推設方式の程線ののの日/12体戦員OD、元伯OD、九教員寺	構成割合	3.5%	96.5%
その他		市区町村数	79	1,658
ての他		構成割合	4.5%	95.5%
その他具体例	看護師、准看護師、介護支援専門員、家庭相談員、自立相談支援員、	臨床心理士、理学:	療法士、	
	作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、児童福祉司、児童指導員、保	育士、		
	教諭、弁護士、司法書士、社協職員、市民後見人、人権擁護委員、産業	美力ウンセラー		

⁽注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 52)

障害者権利擁護センター(法36条)については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の6割強、委託のみで行っている都道府県は2割強を占めた。

表 52 障害者権利擁護センターの設置状況について(平成 29 年度末)

			該当
	古学の7	都道府県数	30
	直営のみ	構成割合	63.8%
障害者権利擁護センターの	委託のみ	都道府県数	10
設置状況		構成割合	21.3%
	本労しませるエナ	都道府県数	7
	直営と委託の両方	構成割合	14.9%

⁽注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 53-1~表 53-3)

平成29年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表53-1に示す。

表 53-1 都道府県における体制整備等に関する状況 (平成 29 年度末)

表为	3-Ⅰ 都退	府県における体制整備等に関する状況 (平	成 29 年度	(木)	
				実施済み	未実施
住 早	・の陪宇老卓は	- 小田沙安日の田加	都道府県数	47	(
往氏:	への降舌有虐付	fの相談窓口の周知 	構成割合	100.0%	0.0%
<u>+</u>	・のほ却羊孜の	N El fr	都道府県数	45	2
1生氏	への通報義務の	月	構成割合	95.7%	4.3%
障害:	者の福祉又は権	利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の	都道府県数	31	16
確保			構成割合	66.0%	34.0%
			都道府県数	47	C
障害	者権利擁護セン	ター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	構成割合	100.0%	0.0%
			都道府県数	4	43
	研修未受講者	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	構成割合	8.5%	91.5%
	の把握		都道府県数	21	26
		施設・事業所単位での研修未受講を把握している	構成割合	44.7%	55.3%
ŀ	未受講者への	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨してい	都道府県数	17	30
	受講勧奨	8	構成割合	36.2%	63.8%
	伝達研修実施	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握してい		14	33
	状況の把握	る	構成割合	29.8%	70.2%
			都道府県数	33	14
障害:	者虐待防止につ	いて、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	構成割合	70.2%	29.8%
			都道府県数	45	2
障害:	者福祉施設及び	「障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	構成割合	95.7%	4.3%
陪宝	老虎谷の知談窓	スロを、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一	都道府県数	6	41
—	有虐待の他談念 に運営	(口で、元里尼付、同即日尼付、肛両日泰刀)の正寺の伯談念口と	構成割合	12.8%	87.2%
		期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネット			
		(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワー	都道府県数	31	16
クを活	5用している場合	も含む。)	構成割合	66.0%	34.0%
≯ ₹2.25	広 目 繁 レ の 陪 宝	老春谷に関する情報担併 海堆に関する東前の投議	都道府県数	30	17
印坦	都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議		構成割合	63.8%	36.2%
和,,只	物学表现类似 日上 5 晚中 女上什么明上了又吃一儿走了!!! 这样! 6 明上了!小学		都道府県数	39	8
	村県カ側向との	障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	構成割合	83.0%	17.0%
身体	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保の		都道府県数	16	31
		係機関との事前の調整	構成割合	34.0%	66.0%
権利	擁護センターに。	よる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支	都道府県数	43	4
援に	関する相談対応	及び相談を行う機関の紹介等の実施	構成割合	91.5%	8.5%
権利	擁護センターに。	よる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のた	都道府県数	45	2
		言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施	構成割合	95.7%	4.3%
権利	擁護センターに。	よる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収	都道府県数	34	13
	分析及び提供		構成割合	72.3%	27.7%
		虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の	都道府県数	28	19
	事例の調査、	専門職が参加する体制の整備	構成割合	59.6%	40.4%
	、検証等におけ 門職の参加		都道府県数	23	24
の 公 1	『」戦の多加	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	構成割合	48.9%	51.1%
		W P	都道府県数	25	22
		マニュアルの作成	構成割合	53.2%	46.8%
		We start to Al - II B	都道府県数	15	32
	の障害者虐待	業務指針の作成	構成割合	31.9%	68.1%
	のマニュアル等		都道府県数	34	13
の作	PX.	対応フロ一図の作成	構成割合	72.3%	27.7%
			都道府県数	16	31
		事例集の作成	構成割合	34.0%	66.0%
暗宝·	者虐待防止注に	 こ定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等にお		29	18
	音に関する相談		構成割合	61.7%	38.3%
			都道府県数	12	35
「伊幸	育所」「学校」	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	構成割合	25.5%	74.5%
	を機関」等を所		都道府県数	16	31
	は相談内容に	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	構成割合	34.0%	66.0%
	する機関・部署		都道府県数	15	32
	を 連携に関する情	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	構成割合	31.9%	68.1%
	供、連携に関す 前の協議		構成剖言 都道府県数		08.1%
υ Ψ Ι	ひっく マン いいの子文	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等		14	
		i 佐見数に対するもの	構成割合	29.8%	70.2%

⁽注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

市区町村と同様に、障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「障害者虐待の相談・受付専用メール」を運用している都道府県は16自治体、「障害者虐待の相談・受付専用 SNS 等」を運用している市区町村はなかった。その他「担当課の代表メールでの受付や相談を実施など」を行っている都道府県は3自治体であった。

表 53-2 ICT を活用した相談受付への対応(複数回答)

			実施済み	未実施
陪宝老恵徒のお	談・受付専用メール	都道府県数	実施済み 16 34.0% 0 0.0% 3 6.4%	31
牌古石庐1寸07作	談・文刊 専用ゲール	構成割合	34.0%	66.0%
陪宝老恵徒のお	談・受付専用SNS等	都道府県数 0		47
	欧,文川 会出2024	構成割合	16 34.0% 0 0.0% 3	100.0%
その他		都道府県数	3	44
ての他		構成割合	6.4%	93.6%
その他具体例	担当課代表メールにて相談・受付	•	•	

⁽注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は31 自治体(表 53-1)である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が 20 都道府県 (42.6%)、「精神保健福祉士」が 12 自治体 (25.5%) と多かった。

表 53-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種(複数回答)

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	6	41
	構成割合	12.8%	87.2%
社会福祉士	都道府県数	20	27
社 云 徳 社 工	都道府県数	57.4%	
精神保健福祉士	都道府県数	12.8% 12.8% 12.0 42.6% 12.25.5% 13.6.4% 15.7 14.9% 16.7 14.9% 17.7 14.9% 18.7 14.9% 19.7 14.9%	35
精神床庭抽仙工 	都道府県数 60	74.5%	
介護福祉士	都道府県数	6 12.8% 20 42.6% 12 25.5% 3 6.4% 7 14.9% 5 10.6% 7	44
7	構成割合 6.4 都道府県数	6.4%	93.6%
社会福祉主事	都道府県数	12.8% 20 42.6% 12 25.5% 3 6.4% 7 14.9% 5 10.6% 7	40
[構成割合	14.9%	85.1%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	12.8% 20 42.6% 12 25.5% 3 6.4% 7 14.9% 5 10.6% 7	42
竹畝又仮等门貝(工配貝竹石以外で)	構成割合	10.6%	89.4%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	20 42.6% 12 25.5% 3 6.4% 7 14.9% 5 10.6% 7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
Z.O.W.	都道府県数	3	44
その他	構成割合	6.4%	93.6%
その他具体例 医師(精神科)、弁護士、臨床心理士			

⁽注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

4. 調査結果(詳細分析)

(1) 相談・通報件数に関する分析

平成 24 年度から 29 年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成24年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数0件である。6か年(実質は5年半)を通して1件も相談・通報件数がない市区町村は24.6%(428自治体)であった。(表4-3)

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は20~30%であり、70%程度の自治体には相談・通報は寄せられていない。6か年を通してみれば、1件も相談・通報がない市区町村は41.2%(715自治体)であった。(表 4-4)

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は 10 ~15%にとどまっている。6 年間で相談・通報が 1 件もない市区町村は 65.6%(1,140 自治体)となっている。(表 4-5)

平成29年度「障害者虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が0件の割合が高い。特に人口5万人未満の市区町村では養護者による障害者虐待の相談・通報件数0件の割合が74.8%、施設従事者による障害者虐待では83.9%を占めていた。(表4-1)

なお、6年間で相談・通報が1件もない市区町村は、人口5万人未満の市区町村に集中 していることがわかる。(表 4-2)

表 4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数 (平成 29 年度 人口規模別)

人口規模別	自治体数	養護者に。 虐待 i	よる障害者 通報0件	施設従事物 害者虐待		使用者による障害者 虐待 通報0件		
5万人未満	1,193	892	74.8%	1001	83.9%	1138	95.4%	
5~10万人未満	258	68	26.4%	139	53.9%	215	83.3%	
10~30万人未満	202	16	7.9%	39	19.3%	144	71.3%	
30万人以上	84	1	1.2%	1	1.2%	22	26.2%	
計	1,737	977	56.2%	1,180	67.9%	1,519	87.4%	

表 4-2 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数 (平成 24~29 年度 人口規模別)

人口規模別	自治体数	養護者に。 虐待 i	よる障害者 通報0件	施設従事 害者虐待		使用者による障害者 虐待 通報0件		
5万人未満	1,193	426	35.7%	682	57.2%	985	82.6%	
5~10万人未満	258	2	0.8%	30	11.6%	120	46.5%	
10~30万人未満	202	0	0.0%	3	1.5%	34	16.8%	
30万人以上	84	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	
計	1,737	428	24.6%	715	41.2%	1,140	65.6%	

表 4-3 養護者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数(都道府県別)

	1104		1105	. 1	1100	10.101		7)		29 H24~29			
	H24 通報O件		H25 通報O件		H26 通報O件		H27 通報O件		H28 通報O件		H29 通報O件		H24~ 通報O件		自治
	迪報UH 自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	体数
北海道	146	81.6%	135	75.4%	128	71.5%	131	73.2%	134	74.9%	142	79.3%	80	44.7%	179
青森県	31	77.5%	30	75.0%	30	75.0%	32	80.0%	33	82.5%	25	62.5%	13	32.5%	40
岩手県	26	78.8%	21	63.6%	21	63.6%	22	66.7%	25	75.8%	23	69.7%	11	33.3%	33
宮城県	18	51.4%	14	40.0%	22	62.9%	22	62.9%	20	57.1%	22	62.9%	9	25.7%	35
秋田県	17	68.0%	18	72.0%	18	72.0%	19	76.0%	15	60.0%	20	80.0%	10	40.0%	25
山形県	25	71.4%	26	74.3%	25	71.4%	26	74.3%	26	74.3%	26	74.3%	13	37.1%	35
福島県	43	72.9%	44	74.6%	40	67.8%	44	74.6%	41	69.5%	39	66.1%	16	27.1%	59
茨城県	24	54.5%	21	47.7%	23	52.3%	22	50.0%	19	43.2%	24	54.5%	6	13.6%	44
栃木県	14	53.8%	16	61.5%	14	56.0%	14	56.0%	11	44.0%	12	48.0%	5	20.0%	25
群馬県	25	71.4%	26	74.3%	21	60.0%	22	62.9%	27	77.1%	28	80.0%	17	48.6%	35
埼玉県	30	47.6%	26	41.3%	22	34.9%	26	41.3%	24	38.1%	25	39.7%	8	12.7%	63
千葉県	25	46.3%	23	42.6%	22	40.7%	21	38.9%	22	40.7%	18	33.3%	4	7.4%	54
東京都	15	24.2%	16	25.8%	17	27.4%	14	22.6%	20	32.3%	16	25.8%	8	12.9%	62
神奈川県	11	33.3%	9	27.3%	14	42.4%	9	27.3%	11	33.3%	10	30.3%	2	6.1%	33
新潟県	13	43.3%	12	40.0%	15	50.0%	11	36.7%	14	46.7%	12	40.0%	6	20.0%	30
富山県	3	20.0%	6	40.0%	7	46.7%	7	46.7%	10	66.7%	6	40.0%	2	13.3%	15
石川県	8	42.1%	5	26.3%	7	36.8%	7	36.8%	7	36.8%	7	36.8%	3	15.8%	19
福井県	13	76.5%	8	47.1%	10	58.8%	8	47.1%	8	47.1%	11	64.7%	3	17.6%	17
山梨県	12	44.4%	16	59.3%	16	59.3%	17	63.0%	16	59.3%	18	66.7%	9	33.3%	27
長野県	58	75.3%	52	67.5%	60	77.9%	55	71.4%	58	75.3%	52	67.5%	37	48.1%	77
岐阜県	27	64.3%	31	73.8%	28	66.7%	30	71.4%	31	73.8%	29	69.0%	15	35.7%	42
静岡県	15	42.9%	17	48.6%	16	45.7%	19	54.3%	15	42.9%	18	51.4%	8	22.9%	35
愛知県	22	40.7%	23	42.6%	18	33.3%	14	25.9%	9	16.7%	12	22.2%	5	9.3%	54
三重県	16	55.2%	10	34.5%	12	41.4%	17	58.6%	17	58.6%	17	58.6%	6	20.7%	29
滋賀県	9	47.4%	3	15.8%	5	26.3%	5	26.3%	4	21.1%	3	15.8%	0	0.0%	19
京都府	11	42.3%	9	34.6%	8	30.8%	12	46.2%	14	53.8%	15	57.7%	4	15.4%	26
大阪府	8	18.6%	8	18.6%	4	9.3%	1	2.3%	7	16.3%	5	11.6%	0	0.0%	43
兵庫県	12	29.3%	13	31.7%	14	34.1%	15	36.6%	18	43.9%	10	24.4%	1	2.4%	41
奈良県	30	76.9%	28	71.8%	30	76.9%	31	79.5%	28	71.8%	28	71.8%	19	48.7%	39
和歌山県	22	73.3%	18	60.0%	23	76.7%	23	76.7%	24	80.0%	23	76.7%	11	36.7%	30
鳥取県	10	52.6%	7	36.8%	8		10		10	52.6%	9		2		19
島根県	14	73.7%	10	52.6%	11	57.9%	13		17	89.5%	10		5		19
岡山県	16	59.3%	13	48.1%	15	55.6%	17	63.0%	16	59.3%	17	63.0%	9		27
広島県	10	43.5%	10	43.5%	3		8	34.8%	6	26.1%	9	39.1%	0		23
山口県	8	42.1%	5	26.3%	7	36.8%	7		7	36.8%	9	47.4%	2		19
徳島県	15	62.5%	12	50.0%	12	50.0%	14		12	50.0%	18	75.0%	5		24
香川県	12	70.6%	6	35.3%	9		9		6	35.3%	9	52.9%		11.8%	17
愛媛県	9	45.0%	10	50.0%	8	40.0%	6	30.0%	7	35.0%	9	45.0%	2		20
高知県	21	70.0%	25	83.3%	23	76.7%	19	63.3%	19	63.3%	21	70.0%	9		30
福岡県	33	55.0%	23 27	45.0%	33	55.0%	32		28	46.7%	35	58.3%	9		60
佐賀県	12	60.0%	8	40.0%	11	55.0%	32 7		7	35.0%	8	40.0%	3		20
長崎県	8	38.1%	10	47.6%	10	47.6%	8		12	57.1%	12	57.1%	2		21
熊本県	33	73.3%	30	66.7%	30	66.7%	26	57.8%	30	66.7%	29	64.4%	12		45
		72.2%		44.4%	9	50.0%		61.1%		72.2%		55.6%			
大分県	13	57.7%	12	50.0%		53.8%	11	57.7%	13		10	69.2%	4		18
宮崎県 鹿児島県	15	62.8%	13	55.8%	14		15		16	61.5%	18				26
	27		24		25	58.1%	32		33	76.7%	33	76.7%	12		43
沖縄県	28	68.3%	22	53.7%	25		24		27	65.9%	25	61.0%	15		41
計	1,013	58.3%	924	53.2%	943	54.3%	954	54.9%	974	56.1%	977	56.2%	428	24.6%	1,737

表 4-4 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数(都道府県別)

	H24	. 1	H25	;	H26	3	H27	,	H28	₹	H29)	H24~	29	
	通報O件		通報O件		通報O件		通報O件		通報O件		通報O件		通報O件		自治体数
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	1本致
北海道	171	95.5%	152	84.9%	156	87.2%	153	85.5%	152	84.9%	153	85.5%	113	63.1%	179
青森県	33	82.5%	31	77.5%	33	82.5%	32	80.0%	32	80.0%	35	87.5%	25	62.5%	40
岩手県	31	93.9%	24	72.7%	33	100.0%	28	84.8%	28	84.8%	27	81.8%	18	54.5%	33
宮城県	30	85.7%	32	91.4%	25	71.4%	26	74.3%	31	88.6%	27	77.1%	16	45.7%	35
秋田県	21	84.0%	23	92.0%	20	80.0%	17	68.0%	18	72.0%	23	92.0%	12	48.0%	25
山形県	33	94.3%	32	91.4%	28	80.0%	31	88.6%	29	82.9%	32	91.4%	23	65.7%	35
福島県	56	94.9%	55	93.2%	55	93.2%	53	89.8%	52	88.1%	51	86.4%	41	69.5%	59
茨城県	36	81.8%	37	84.1%	33	75.0%	34	77.3%	32	72.7%	35	79.5%	18	40.9%	44
栃木県	20	76.9%	22	84.6%	21	84.0%	17	68.0%	16	64.0%	18	72.0%	8	32.0%	25
群馬県	27	77.1%	30	85.7%	28	80.0%	26	74.3%	29	82.9%	26	74.3%	18	51.4%	35
埼玉県	52	82.5%	49	77.8%	44	69.8%	48	76.2%	33	52.4%	39	61.9%	16	25.4%	63
千葉県	39	72.2%	31	57.4%	34	63.0%	33	61.1%	23	42.6%	27	50.0%	10	18.5%	54
東京都	27	43.5%	21	33.9%	23	37.1%	19	30.6%	23	37.1%	19	30.6%	11	17.7%	62
神奈川県	19	57.6%	16	48.5%	17	51.5%	15	45.5%	15	45.5%	16	48.5%	6	18.2%	33
新潟県	28	93.3%	28	93.3%	27	90.0%	24	80.0%	23	76.7%	25	83.3%	16	53.3%	30
富山県	13	86.7%	13	86.7%	12	80.0%	13	86.7%	13	86.7%	11	73.3%	7		15
石川県	16	84.2%	13	68.4%	12	63.2%	10	52.6%	11	57.9%	11	57.9%	6	31.6%	19
福井県	13	76.5%	11	64.7%	12	70.6%	6	35.3%	11	64.7%	8	47.1%	3		17
山梨県	22	81.5%	18	66.7%	21	77.8%	22	81.5%	18	66.7%	23	85.2%	11		27
長野県	68	88.3%	69	89.6%	61	79.2%	63	81.8%	58	75.3%	54	70.1%	38	49.4%	77
岐阜県	37	88.1%	38	90.5%	36	85.7%	33	78.6%	34	81.0%	31	73.8%	23	54.8%	42
静岡県	26	74.3%	23	65.7%	23	65.7%	24	68.6%	24	68.6%	19	54.3%	10	28.6%	35
愛知県	39	72.2%	28	51.9%	29	53.7%	26	48.1%	28	51.9%	28	51.9%	10	18.5%	54
三重県	22	75.9%	17	58.6%	22	75.9%	18	62.1%	21	72.4%	22	75.9%	13		29
滋賀県	13	68.4%	8	42.1%	9	47.4%	6	31.6%	8	42.1%	9	47.4%	2	10.5%	19
京都府		76.9%	18	69.2%	15	57.7%	14	53.8%	14	53.8%	12	46.2%	5	19.2%	26
大阪府	20 22	51.2%	17	39.5%	17	39.5%	14	32.6%	10	23.3%	12	25.6%	4	9.3%	43
兵庫県	25	61.0%	21	51.2%	15	36.6%	24	58.5%		51.2%	20	48.8%			43
		94.9%		82.1%		79.5%		89.7%	21	31.2 _%		74.4%	11	26.8% 61.5%	
奈良県	37	80.0%	32	93.3%	31	83.3%	35	80.0%	34	73.3%	29	90.0%	24	46.7%	39
和歌山県	24		28	78.9%	25	78.9%	24	78.9%	22	63.2%	27		14		30
鳥取県	17	89.5%	15		15		15		12		11	57.9%	8		
島根県	16	84.2%	16	84.2%	12	63.2%	12	63.2%	15	78.9%	11	57.9%	7		19
岡山県	22	81.5%	20	74.1%	19	70.4%	14	51.9%	17	63.0%	17	63.0%	7		27
広島県	17	73.9%	12	52.2%	12	52.2%	9	39.1%	13	56.5%	13	56.5%	3		23
山口県	14	73.7%	13	68.4%	16	84.2%	13	68.4%	9	47.4%	8	42.1%	4		19
徳島県	20	83.3%	19	79.2%	16	66.7%	21	87.5%	19	79.2%	14	58.3%	10		24
香川県	12	70.6%	12	70.6%	13	76.5%	12	70.6%	9	52.9%	10	58.8%	5		17
愛媛県	15	75.0%	12	60.0%	15	75.0%	11	55.0%	15	75.0%	12	60.0%	5		20
高知県	27	90.0%	28	93.3%	28	93.3%	24	80.0%	25	83.3%	25	83.3%	20		30
福岡県	51	85.0%	41	68.3%	40	66.7%	40	66.7%	46	76.7%	37	61.7%	18		60
佐賀県	15	75.0%	11	55.0%	12	60.0%	15	75.0%	17	85.0%	14	70.0%	7		20
長崎県	12	57.1%	12	57.1%	12	57.1%	11	52.4%	12	57.1%	11	52.4%	4		21
熊本県	36	80.0%	34	75.6%	37	82.2%	37	82.2%	41	91.1%	34	75.6%	23		45
大分県	14	77.8%	13	72.2%	14		9	50.0%	8	44.4%	14	77.8%	3	16.7%	18
宮崎県	22	84.6%	17	65.4%	19	73.1%	18	69.2%	19	73.1%	18	69.2%	12	46.2%	26
鹿児島県	40	93.0%	38	88.4%	33	76.7%	32	74.4%	34	79.1%	34	79.1%	23	53.5%	43
沖縄県	38	92.7%	33	80.5%	32	78.0%	31	75.6%	32	78.0%	29	70.7%	24	58.5%	41
計	1,408	81.1%	1283	73.9%	1262	72.7%	1212	69.8%	1206	69.4%	1180	67.9%	715	41.2%	1,737

表 4-5 使用者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数(都道府県別)

	H24		H25	; 1	H26	:	H27	,	H28		H29	<u> </u>	H24~	.20	1
	通報0件		通報O件		通報0件		通報0件		通報0件		通報0件		通報0件		自治
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	体数
北海道	171	95.5%	173	96.6%	165	92.2%	171	95.5%	175	97.8%	165	92.2%	146	81.6%	179
青森県	38	95.0%	39	97.5%	38	95.0%	38	95.0%	38	95.0%	39	97.5%	34	85.0%	40
岩手県	31	93.9%	29	87.9%	31	93.9%	31	93.9%	30	90.9%	29	87.9%	23	69.7%	33
宮城県	34	97.1%	33	94.3%	30	85.7%	31	88.6%	30	85.7%	32	91.4%	23	65.7%	35
秋田県	24	96.0%	25	100.0%	24	96.0%	24	96.0%	24	96.0%	24	96.0%	23	92.0%	25
山形県	34	97.1%	35	100.0%	34	97.1%	34	97.1%	31	88.6%	34	97.1%	29	82.9%	35
福島県	55	93.2%	55	93.2%	57	96.6%	57	96.6%	56	94.9%	57	96.6%	49	83.1%	59
茨城県	38	86.4%	38	86.4%	41	93.2%	40	90.9%	42	95.5%	41	93.2%	30	68.2%	44
栃木県	23	92.0%	25	100.0%	24	96.0%	25	100.0%	24	96.0%	25	100.0%	21	84.0%	25
群馬県	32	91.4%	31	88.6%	33	94.3%	30	85.7%	32	91.4%	32	91.4%	27	77.1%	35
埼玉県	61	96.8%	52	82.5%	55	87.3%	58	92.1%	56	88.9%	59	93.7%	40	63.5%	63
千葉県	44	81.5%	46	85.2%	45	83.3%	42	77.8%	43	79.6%	44	81.5%	28	51.9%	54
東京都	37	59.7%	37	59.7%	38	61.3%	41	66.1%	36	58.1%	45	72.6%	14	22.6%	62
神奈川県	22	66.7%	21	63.6%	23	69.7%	18	54.5%	29	87.9%	24	72.7%	13	39.4%	33
新潟県	29	96.7%	27	90.0%	28	93.3%	29	96.7%	26	86.7%	27	90.0%	23	76.7%	30
富山県	15	100.0%	14	93.3%	14	93.3%	14	93.3%	13	86.7%	13	86.7%	11	73.3%	15
石川県	15	78.9%	17	89.5%	17	89.5%	15	78.9%	14	73.7%	14	73.7%	10	52.6%	19
福井県	14	82.4%	13	76.5%	14	82.4%	12	70.6%	16	94.1%	13	76.5%	6	35.3%	17
山梨県	26	96.3%	26	96.3%	22	81.5%	23	85.2%	22	81.5%	23	85.2%	16	59.3%	27
長野県	73	94.8%	72	93.5%	73	94.8%	72	93.5%	76	98.7%	69	89.6%	55	71.4%	77
岐阜県	40	95.2%	38	90.5%	39	92.9%	38	90.5%	39	92.9%	38	90.5%	33	78.6%	42
静岡県	33	94.3%	27	77.1%	31	88.6%	27	77.1%	28	80.0%	28	80.0%	18	51.4%	35
愛知県	48	88.9%	43	79.6%	39	72.2%	33	61.1%	41	75.9%	40	74.1%	22	40.7%	54
三重県	25	86.2%	23	79.3%	25	86.2%	26	89.7%	25	86.2%	25	86.2%	19	65.5%	29
滋賀県	17	89.5%	18	94.7%	15	78.9%	14	73.7%	16	84.2%	15	78.9%	10	52.6%	19
京都府	25	96.2%	24	92.3%	20	76.9%	22	84.6%	23	88.5%	20	76.9%	13	50.0%	26
大阪府	37	86.0%	25	58.1%	30	69.8%	22	51.2%	22	51.2%	26	60.5%	8	18.6%	43
兵庫県	33	80.5%	30	73.2%	33	80.5%	34	82.9%	32	78.0%	31	75.6%	21	51.2%	41
奈良県	39	100.0%	37	94.9%	37	94.9%	38	97.4%	36	92.3%	37	94.9%	34	87.2%	39
和歌山県	30	100.0%	30	100.0%	28	93.3%	29	96.7%	26	86.7%	29	96.7%	24	80.0%	30
鳥取県	17	89.5%	15	78.9%	17	89.5%	16	84.2%	17	89.5%	18	94.7%	13	68.4%	19
島根県	15	78.9%	17	89.5%		100.0%	17	89.5%	19	100.0%	16	84.2%	12		19
岡山県	23	85.2%	24	88.9%	24	88.9%	23	85.2%	22	81.5%	20	74.1%	13		27
広島県	20	87.0%	19	82.6%	20	87.0%	16	69.6%	16	69.6%	18	78.3%	11	47.8%	23
山口県	16	84.2%	18	94.7% 87.5%	18	94.7%	17	89.5%	14	73.7% 91.7%	13	68.4%	12	63.2%	19
徳島県	21	87.5%	21		20	83.3%	23	95.8%	22		19	79.2%	15	62.5%	24
香川県愛媛県	17 17	100.0%	15	88.2% 95.0%	16	94.1%	15	88.2% 60.0%	14	82.4% 95.0%	14	82.4%	11		17 20
	17	85.0% 96.7%	19	95.0% 96.7%	18	90.0% 96.7%	12	60.0% 93.3%	19	95.0% 96.7%		100.0%	11	55.0% 90.0%	20 30
高知県	29 57	95.0%	29	96.7% 85.0%	29 57	95.0%	28 48	93.3%	29 53	96.7% 88.3%		90.0%	27	63.3%	
福岡県 佐賀県	57 17	95.0 _%	51 10	90.0%	57 10	95.0%	48 19	95.0%	19	95.0%	54 20		38 14		60 20
長崎県	17 20	95.2%	18 20	95.2%	19	76.2%	18	95.0 _%	21	100.0%	20 18	85.7%	13		20 21
技呵乐 熊本県	41	91.1%	43	95.6%	16 40	76.2% 88.9%	41	91.1%	42	93.3%	42	93.3%	34	75.6%	45
		88.9%		95.6% 88.9%	14	77.8%	16	88.9%	16	88.9%		94.4%			18
大分県 宮崎県	16	88.5%	16	80.8%	24	92.3%		96.2%		80.8%	17	84.6%	11	69.2%	26
出啊宗 鹿児島県	23 41	95.3%	21	88.4%	39	92.3%	25 40	93.0%	21 38	88.4%	22 40	93.0%	18 33	76.7%	43
			38												
沖縄県	1 574	100.0%	1526	95.1%	1522	95.1%	1400	90.2%	1522	95.1%	1510	97.6%	1140		1 727
計	1,574	90.6%	1526	87.9%	1532	88.2%	1499	86.3%	1522	87.6%	1519	87.4%	1140	65.6%	1,737

(2)養護者虐待事案の詳細分析

平成29年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待として1,557件が認定されており、被虐待者数は1,570人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による障害者虐待と認定された事案について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節(「3. 調査結果(単純集計)」の構成比とは一致していない。

1)被虐待者の基本属性別分析

①虐待の類型(複数回答)

全体でみれば、身体的虐待が 60.7%、性的虐待が 3.7%、心理的虐待が 32.7%、放棄、放置 (ネグレクト) が 16.1%、経済的虐待が 22.7%の割合である。

ア. 身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待被害に遭った割合が高い(男性 55.8%、女性 63.5%)。(表 4-6)
- 年代別では、20歳代以外は概ね60~70%前後の割合を占めている。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に高い(精神障害あり 66.5%、なし 57.7%)。逆に、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた(知的障害あり 56.0%、なし 66.5%)。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が身体的虐待を受けた割合が高い傾向がみられた。(表 4-8)
- ☞ 身体的虐待に遭いやすい属性等:女性、精神障害がある

イ. 性的虐待

- ・性別にみると、性的虐待を受けた割合は男性では 0.4%、女性は 5.6%である。(表 4-6)
- ・性的虐待の被害に遭っている年代は、15~19歳、20歳代が多い。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者が性的虐待を受けた割合は有意に高くなっている(知的障害あり 5.3%、なし 1.7%)。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ⑦ 性的虐待に遭いやすい属性等:女性、知的障害がある

ウ. 心理的虐待

- ・心理的虐待の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待被害に遭った割合が高い (男性 29.1%、女性 34.7%)。 (表 4-6)
- ・年代別にみても有意差はみられなかった。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的 虐待を受けている割合が有意に高い。逆に、知的障害のある被虐待者は、そうでない 被虐待者に比べて心理的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた。なお、身体障害 や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-7)

- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がない、も しくは行動障害の程度がそれほど強くない被虐待者の方が心理的虐待を受けた割合が 高い傾向がみられた。(表 4-8)
- ② 心理的虐待に遭いやすい属性等:精神障害がある

エ. 放棄、放置(ネグレクト)

- ・女性に比べ、男性が放棄、放置 (ネグレクト) の被害に遭っている割合が高い (男性 19.0%、女性 14.4%)。(表 4-6)
- ・年代別にみても有意差はみられなかった。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、身体障害や知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて 放棄、放置(ネグレクト)を受けた割合が有意に高い(身体障害あり 23.0%、なし 14.4%、 知的障害あり 18.3%、なし 13.3%)。逆に、精神障害や発達障害のある被虐待者は、そ うでない被虐待者に比べて放棄、放置 (ネグレクト) を受けた割合は有意に低くなっ ていた (精神障害あり 10.8%、なし 18.8%、発達障害あり 4.5%、なし 16.4%)。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が放棄、放置(ネグレクト)を受けた割合が高い傾向がみられた。(表 4-8)
- ⑦ 放棄、放置(ネグレクト)に遭いやすい属性等:男性、身体障害や知的障害がある

才. 経済的虐待

- ・女性に比べ、男性が経済的虐待の被害に遭っている割合が高い(男性 27.5%、女性 20.1%)。 (表 4-6)
- ・年代について特徴的な傾向は見いだせないが、平成29年度「障害者虐待対応状況調査」では20歳代の被虐待者が経済的虐待の被害に遭っている割合が高い。(表4-6)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い(知的障害あり 27.8%、なし 16.5%)。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた(精神障害あり 16.7%、なし 25.9%)。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がない被虐 待者の方が経済的虐待を受けた割合が高い傾向がみられた。(表 4-8)
- ☞ 経済的虐待に遭いやすい属性等:男性、知的障害がある

②虐待者の続柄

全体でみれば、虐待者の割合は父親 26.9%、母親 25.7%、夫 14.1%、兄弟 14.6%、その他 13.9%が上位を占めている。

ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 36.4%、母親 28.6%、兄弟 18.3%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には母親 24.0%、夫 21.6%、父親 21.5%となる。(表4-6)

イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

・被虐待者が未成年~20歳代までの虐待者は母親や父親が中心である。被虐待者の年齢が高くなるに従って兄弟、夫の割合が高まり、50歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-6)

ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が父親やその他である割合は有意に低い(父親: 身体障害あり21.7%、なし28.1%、その他:身体障害あり9.0%、なし15.0%)。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親から虐待を 受けている割合が高い(被虐待者の年齢層が関係)。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や 息子、娘などから虐待を受けた割合が高まっている。(表 4-7)

エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合には、父親や母親が虐待者となる割合が高い。(表 4-8)

参考 年齢別にみた虐待者の続柄

虐待者の続柄を年齢別にみると、「父親」は 65 歳以上が半数以上を占めていた。「母親」や「夫・妻」、「兄弟姉妹」は $40\sim50$ 歳代が多く、「息子・娘」は $18\sim29$ 歳と $30\sim39$ 歳の年齢に集中していた。

	۶۰	74 作171	רוויטעויכט ב		,	
				虐待者続柄		
		父親	母親	夫·妻	息子・娘	兄弟·姉妹
	~17歳	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	1.1%
	18~29歳	0.0%	0.3%	3.7%	39.4%	8.7%
虐	30~39歳	0.3%	4.7%	12.2%	37.2%	11.2%
待	40~49歳	12.9%	30.6%	28.9%	8.5%	22.0%
待者	50~59歳	19.7%	25.9%	24.0%	0.0%	33.6%
年齡	60~64歳	12.9%	8.3%	15.0%	2.1%	11.9%
四	65~74歳	30.2%	19.9%	13.8%	1.1%	9.7%
	75歳以上	22.4%	9.3%	2.4%	3.2%	0.0%
	不明	1.7%	1.0%	0.0%	5.3%	1.8%
	サンプル数	295	301	246	94	277

参考表 虐待者の続柄(年齢別割合)

注:平成28年度「障害者虐待対応状況調査」では、虐待者が複数いる場合には集計値としてカウントされているため、年齢と続柄の正確な対応が困難となっている。そのため、ここでは虐待者が1人のみの被虐待者1,213人のケースを抽出して集計したものである。

③虐待の発生要因

全体でみれば、虐待の発生要因としては「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」47.8%が最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」45.4%、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」28.7%等が上位を占めている。

ア、被虐待者の性別・年代別にみた虐待発生要因

- ・「被虐待者の行動障害」は、被虐待者が女性よりも男性の場合で有意に高くなっていた。 (表 4-6)
- ・「被虐待者の行動障害」や「虐待者が虐待と認識していない」では、高齢者に比べると 若年層の割合が高くなる傾向にある。(表 4-6)

イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い 不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が高く、「被 虐待者の行動障害」要因は有意に低い。(表 4-7)
- ・知的障害のある被虐待者では、「虐待者が虐待と認識していない」や「被虐待者の行動 障害」、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」等の割合が有意に高くなっており、 「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」や「被虐待者側のその 他の要因」は有意に低かった。(表 4-7)
- ・精神障害のある被虐待者では、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間 関係」や「被虐待者側のその他の要因」の割合が有意に高く、「虐待者が虐待と認識し ていない」、「被虐待者の行動障害」の割合が有意に低い。(表 4-7)

ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

・同程度の「強い行動障害がある」場合でも、認定調査を受けていないケースでは、「虐待者の知識や情報の不足」や「虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の割合が、認定調査を受けている被虐待者より高く出ている。(表 4-8)

表 4-6 被虐待者の基本属性別有意差分析 (その1 性別・年齢別)

有意差検定

***:p<0.001

** :p<0.01

* :p<0.05

中学生 全体 男性 女性 有意差 15~19歳 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳以上 有意差 以下 1570 262 563 1007 116 365 353 302 160 10 全体 100% 100% 100% 100% 100% 100% 1009 1009 100% 100% 953 314 639 184 156 241 189 105 身体的虐待 55.8% 50.4% 59 5% 68.3% 62 6% 65.6% 60.7% 63.5% 70.0% 60.3% 58 56 14 22 性的虐待 虐 3.7% 0.4% 5.69 0.0% 6.0% 3.1% 2.3% 1.0% 1.9% 12.1% 待 513 164 349 44 126 91 107 95 47 の 心理的虐待 32.7% 29.1% 34.7% 20.0% 37.9% 34.5% 34.7% 30.3% 31.5% 29.4% 型 252 107 145 25 54 38 53 48 32 放棄、放置(ネグレクト) 16.1% 19.0% 14.4% 20.0% 21.6% 14.8% 14.5% 15.0% 15.9% 20.0% 357 155 202 12 115 53 79 37 61 経済的虐待 22.7% 27.5% 20.1% 0.0% 10.3% 31.5% 20.2% 17.3% 26.2% 23.1% 422 205 217 132 88 33 父 50.0% 24.9% 10.9% 5.0% 26.9% 36.4% 54.3% 36.2% 35.5% 21.5% 403 161 242 53 161 78 62 35 8 25.7% 28.6% 24.0% 80.0% 45.7% 44.1% 29.8% 17.6% 11.6% 3.8% 222 218 0 15 40 74 61 32 *** 夫 14.1% 0.7% 0.0% 0.0% 4.1% 15.3% 21.0% 20.2% 20.0% 21.6% 30 (**) 30 10 8 妻 1.9% 5.3% 0.0% 0.0% 0.0% 0.5% 0.4% 2.5% 3.3% 5.0% 57 50 23 24 息子 0.0% 2.5% 1.2% 0.0% 0.0% 0.4% 7.6% 3.6% 5.0% 15.0% 25 21 11 (***) 娘 1.6% 0.7% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 1.4% 3.0% 6.9% 2.1% n 0 0 4 ***) 待 息子の配偶者(嫁) 0.3% 0.2% 0.3% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 2.5% 者 娘の配偶者(婿) 続 0.1% 0.0% 0.2% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.3% 0.6% 枥 230 103 124 32 32 60 58 兄弟 14.6% 18.3% 12.3% 0.0% 4.3% 8.8% 12.2% 17.0% 19.2% 25.0% 98 29 68 14 22 33 17 姉妹 6.2% 5.2% 6.8% 0.0% 1.7% 2.2% 5.3% 6.2% 10.9% 10.6% 祖父 0.1% 0.0% 0.1% 0.0% 0.0% 0.3% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% (**) 10 祖母 0.6% 0.9% 0.5% 0.0% 0.9% 2.2% 0.0% 0.0% 0.0% 0.6% 218 69 140 52 33 43 50 22 その他 0.0% 14.2% 12.6% 12.2% 16.6% 13.9% 12.3% 13.9% 6.9% 13.8% 不明 0.18% 0.27% 0.32% 0.40% 0.00% 0.00% 0.38% 0.57% 0.00% 0.63% 318 119 197 13 66 58 65 42 虐待者の介護疲れ 20.3% 21.1% 19.6% 20.0% 11.2% 18.1% 22.1% 19.8% 21.5% 26.3% 436 142 288 33 90 74 97 84 49 虐待者の知識や情報の不足 27.8% 25.2% 28.6% 30.0% 28.4% 24.7% 28.2% 27.5% 27.8% 30.6% 虐待者の飲酒やギャンブル等への 137 44 92 35 21 28 24 19 依存の影響 8.7% 7.8% 9.19 0.0% 7.8% 9.6% 8.0% 7.9% 7.9% 11.9% 虐待者の介護等に関する強い不安 289 116 171 22 61 50 63 59 29 や悩み・介護ストレス 16.7% 17.8% 30.0% 19.5% 18.1% 18.4% 20.6% 17.0% 19.0% 19.1% 虐待者が過去に虐待を行ったこと 130 46 84 19 31 18 24 24 13 മ 8.3% 8.2% 8.3% 10.0% 16.4% 8.5% 6.9% 6.8% 7.9% 8.1% 要 因 712 258 439 58 187 130 135 120 65 虐待者が虐待と認識していない 45.4% 45.8% 43.6% 10.0% 50.0% 51.2% 49.6% 38.2% 39.7% 40.6% 238 81 156 23 62 32 48 41 虐待者の障害、精神疾患や強い抑 26 うつ状態 15.2% 14.4% 15.5% 50.0% 19.8% 17.0% 12.2% 13.6% 13.6% 16.3% 206 130 28 43 虐待者側のその他の要因 13.3% 13.1% 12.9% 0.0% 9.5% 12.6% 10.7% 16.7% 14.2% 10.6% 451 170 279 25 89 77 103 92 59 被虐待者の介護度や支援度の高さ 30.2% 30.0% 24.4% 29.4% 29.2% 30.5% 36.9% 28.7% 27.7% 21.6% 260 113 147 28 72 54 53 31 19 *** 被虐待者の行動障害 16.6% 20.1% 30.0% 19.7% 20.6% 15.0% 10.3% 11.9% 14.6% 24.1% 326 103 72 54 223 17 83 75 24 要 被虐待者側のその他の要因 20.8% 18.3% 22.1% 0.0% 14.7% 19.7% 20.6% 23.5% 24.8% 15.0% 家庭における被虐待者と虐待者の 750 253 495 68 167 133 160 145 71 虐待発生までの人間関係 40.0% 45.3% 47.8% 44 9% 49.2% 58.6% 45.8% 50.8% 48.0% 44 4% 333 131 201 102 60 59 60 31 家庭における経済的困窮(経済的 19 0.0% 27.9% 16.7% 19.9% 21.2% 23.3% 20.0% 16.4% 22.9% 19.4% 痃 環 家庭内に複数人の障害者、要介護 233 85 147 19 59 43 49 34 24 境 者がいる 14.8% 15.1% 14.6% 40.0% 16.4% 16.2% 16.4% 13.9% 11.3% 15.0% 32 25 107 36 71 5 25 10 家庭におけるその他の要因 6.8% 6.4% 7.1% 10.0% 4.3% 6.8% 3.1% 9.1% 8.3% 6.3%

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

表 4-7 被虐待者の基本属性別有意差分析 (その2 障害種別)

表 4-7 被虐待者の基本属性別有法																	
				身体障害			知的障害		精神障害	₹(発達障 [®]	害を除く)		発達障害			難病等	
		全体	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
	全体	1570	300	1270		863	707		538			44	1526		21	1549	
		100% 953	100%	100% 776		100% 483	100% 470	***	100% 358		***	100%	100% 924		100% 10	100% 943	
	身体的虐待	60.7%	59.0%	61.1%	***************************************	56.0%	66.5%		66.5%	57.7%		65.9%	60.6%	****	47.6%	60.9%	
虐	性的虐待	58 3.7%	8 2.7%	50 3.9%		46 5.3%	12 1.7%	***	11 2.0%	47 4.6%	*	1 2.3%	57 3.7%		0.0%	58 3.7%	
待	> TELL	513	98	415	***************************************	244		***	220		***	19	494	***************************************	8	505	
の類	心理的虐待	32.7%	32.7%	32.7%		28.3%	38.0%		40.9%	28.4%		43.2%	32.4%	***************************************	38.1%	32.6%	***************************************
型	放棄、放置(ネグレクト)	252 16.1%	69 23.0%	183 14.4%	***	158 18.3%	94 13.3%	**	58 10.8%	194 18.8%	***	2 4.5%	250 16.4%	*	8 38.1%	244 15.8%	(**)
	経済的虐待	357	66	291		240		***	90	************	***	5	352		5	352	
	₩ 조 / 건 보고 / 트 년	22.7%	22.0%	22.9% 357		27.8%	16.5%		16.7%		dutut	11.4%	23.1%	at.	23.8%	22.7%	
	父	422 26.9%	65 21.7%	28.1%	*	294 34.1%	18.1%	***	103 19.1%		***	18 40.9%	404 26.5%	*	14.3%	419 27.0%	
	母	403	85	318		287		***	91		***	11	392	***************************************	4	399	
	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	25.7% 222	28.3% 50	25.0% 172		33.3%	16.4% 186	***	16.9% 138	30.2% 84	***	25.0% 6	25.7% 216		19.0%	25.8% 216	
	夫	14.1%	16.7%	13.5%		4.2%	26.3%		25.7%			13.6%	14.2%		28.6%	13.9%	
	妻	30	18		***	2		***	9			1	29		2		(*)
		1.9% 57	6.0%	0.9% 37	**	0.2% 7	4.0%	***	1.7% 29		**	2.3%	1.9% 55		9.5%	1.8% 54	(**)
	息子	3.6%	6.7%	2.9%		0.8%	7.1%		5.4%			4.5%	3.6%		14.3%	3.5%	
	娘	25 1.6%	8 2.7%	17 1.3%		2 0.2%	23 3.3%	***	16 3.0%	_	**	0.0%	25 1.6%		0 0.0%	25 1.6%	
虐待	白マの町畑 老 (松)	4	3		(**)	0.270		(*)	1	3		0.0%	4		0.0%	4	
者	息子の配偶者(嫁)	0.3%	1.0%	0.1%		0.0%	0.6%		0.2%	0.3%		0.0%	0.3%		0.0%	0.3%	
の続	娘の配偶者(婿)	2 0.1%	0.3%	0.1%		0.0%	2 0.3%		0.2%	0.1%		0.0%	0.1%		0.0%	2 0.1%	
柄	兄弟	230	34	196		138	92		80			4	226		0.0%	230	
	7.A	14.6%	11.3%	15.4%		16.0%	13.0%		14.9%			9.1%	14.8%		0.0%	14.8%	
	姉妹	98 6.2%	16 5.3%	82 6.5%		58 6.7%	40 5.7%		32 5.9%			0.0%	98 6.4%		9.5%	96 6.2%	
	祖父	1	0	1		1	0		0			0	1		0	1	
	1117	0.1% 10	0.0%	0.1% 9		0.1% 7	0.0%		0.0%			0.0%	0.1% 9		0.0%	0.1%	
	祖母	0.6%	0.3%	0.7%		0.8%	0.4%		0.4%			2.3%	0.6%		0.0%	0.6%	
	その他	218	27	191	**	119	99		76			4	214		3	215	
		13.9% 5	9.0% 1	15.0% 4	***************************************	13.8%	14.0%	****************	14.1%	13.8%	•	9.1% 0	14.0% 5		14.3%	13.9% 5	
	不明	0.32%	0.33%	0.31%		0.35%	0.28%		0.19%			0.00%	0.33%		0.00%	0.32%	
	虐待者の介護疲れ	318 20.3%	87 29.0%	231 18.2%	***	180 20.9%	138 19.5%		96 17.8%	222 21.5%		10 22.7%	308 20.2%		6 28.6%	312 20.1%	
	虐待者の知識や情報の不足	436	69	367	*	257	179	**********************	139		•	12	424	***************************************	5	431	
		27.8%	23.0%	28.9%		29.8%	25.3%		25.8%	28.8%		27.3%	27.8%		23.8%	27.8%	
虐	虐待者の飲酒やギャンブル等への 依存の影響	137 8.7%	25 8.3%	112 8.8%		76 8.8%	61 8.6%		48 8.9%	89 8.6%		2 4.5%	135 8.8%		1 4.8%	136 8.8%	
待者	虐待者の介護等に関する強い不安	289	79	210	***	164	125		81	208	*	8	281	***************************************	8	281	*
側	や悩み・介護ストレス 虐待者が過去に虐待を行ったこと	18.4% 130	26.3% 31	16.5% 99		19.0% 82	17.7% 48		15.1% 37	20.2%		18.2%	18.4% 128		38.1% 0	18.1% 130	
の 要	がある	8.3%	10.3%	7.8%		9.5%	6.8%		6.9%			4.5%	8.4%		0.0%	8.4%	
因	虐待者が虐待と認識していない	712	125	587		420	292	**	223	489	*	17	695		10	702	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑	45.4% 238	41.7% 45	46.2% 193		48.7% 131	41.3% 107		41.4% 90			38.6% 8	45.5% 230	***************************************	47.6% 6	45.3% 232	
	うつ状態	15.2%	15.0%	15.2%		15.2%	15.1%		16.7%	14.3%		18.2%	15.1%		28.6%	15.0%	
	虐待者側のその他の要因	206 13.1%	43 14.3%	163 12.8%		112 13.0%	94 13.3%		76 14.1%	130 12.6%		9 20.5%	197 12.9%		2 9.5%	204 13.2%	
被	被虐待者の介護度や支援度の高さ	451	125	326	***	242	209		14.1%			15	436		11	440	*
虐待	1次/自1寸日の川茂及で又抜及の高さ	28.7%	41.7%	25.7%		28.0%	29.6%		27.0%			34.1%	28.6%		52.4%	28.4%	
者側	被虐待者の行動障害	260 16.6%	30 10.0%	230 18.1%	***	191 22.1%	69 9.8%	***	63 11.7%	197 19.1%	***	7 15.9%	253 16.6%		9.5%	258 16.7%	
の 要	被虐待者側のその他の要因	326	52	274		138	188	***	152	174	***	11	315		1	325	<u> </u>
因		20.8% 750	17.3% 142	21.6% 608		16.0% 385	26.6% 365	**	28.3% 282	16.9% 468	**	25.0% 23	20.6% 727		4.8%	21.0% 742	
	家庭における被虐待者と虐待者の 虐待発生までの人間関係	47.8%	47.3%	47.9%		385 44.6%	51.6%	-11-11-	52.4%	45.3%	-11-	52.3%	47.6%		38.1%	47.9%	
家	家庭における経済的困窮(経済的	333	59	274		210		***	100			7	326		5	328	
庭環	問題) 家庭内に複数人の障害者、要介護	21.2% 233	19.7% 36	21.6% 197		24.3% 148	17.4% 85	**	18.6% 69			15.9% 7	21.4% 226		23.8%	21.2%	
境	者がいる	14.8%	12.0%	15.5%	000000000000	17.1%	12.0%		12.8%	15.9%	***************************************	15.9%	14.8%		28.6%	14.7%	
	家庭におけるその他の要因	107	23	84		51 F 01	56		48		*	5	102		0	107	
<u></u>	 	6.8%	7.7%	6.6%		5.9%	7.9%		8.9%	5.7%		11.4%	6.7%		0.0%	6.9%	L

表 4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析 (その3 行動障害の有無別)

	表 4−8 一	口切在	(十八四 上 /)	· 思差分析		丁虭障害の	L3 1/(1/3)	
		全体	強い行動障害が ある(区分3、行 動関連項目8点	認定調査を受けてはいないが、① と同程度の行動	ない程度の行動	行動障害がない	行動障害の有無 不明	有意差
		1570	以上) 181	<u>障害がある</u> 23	障害) 249	1045	72	
	全体	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	身体的虐待	953 60.7%	129 71.3%	16 69.6%	161 64.7%	594 56.8%	73.6%	
虐	性的虐待	58 3.7%	4 2.2%	0.0%	10 4.0%	41 3.9%	3 4.2%	
待の	心理的虐待	513	40	5	74	375		**
類	の表現が同り	32.7% 252	22.1%	21.7%	29.7%	35.9% 169	26.4%	*
型	放棄、放置(ネグレクト)	16.1% 357	18.2%	26.1%	16.5%	16.2%	4.2%	
	経済的虐待	22.7%	11.0%	17.4%	16.5%	27.0%	13.9%	
	父	422	71	6	80	252		***
		26.9% 403	39.2% 72	26.1% 8	32.1% 66	24.1% 246	18.1%	***
	母	25.7%	39.8%	34.8%	26.5%	23.5%	15.3%	
	夫	222 14.1%	3 1.7%	2 8.7%	28 11.2%	167 16.0%	22 30.6%	***
	妻	30	1	0	2	24	3	·
	*	1.9% 57	0.6%	0.0%	0.8%	2.3% 49	4.2%	(*)
	息子	3.6%	0.6%	0.0%	2.0%	49	2.8%	
	娘	25	0	0	3	21	1	***************************************
虐待		1.6%	0.0%	0.0%	1.2%	2.0%	1.4%	
者	息子の配偶者(嫁)	0.3%	0.0%	0.0%	0.8%	0.2%	0.0%	
の 続 柄	娘の配偶者(婿)	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%	0.0%	
ırı	兄弟	230 14.6%	28 15.5%	4 17.4%	32 12.9%	157 15.0%	6 8.3%	
	姉妹	98	13.5%	17.4%	23	65	3	·
	Nh x¥	6.2%	2.8%	4.3%	9.2%	6.2%	4.2% 0	
	祖父	0.1%	0 0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	
	祖母	10 0.6%	1 0.6%	0.0%	3 1.2%	6 0.6%	0,0%	
	その他	218	17	4	25	148	15	
	C 07 E	13.9%	9.4%	17.4%	10.0%	14.2%	20.8%	
	不明	0.32%	0.55%	0.00%	0.80%	0.19%	0.00%	
	虐待者の介護疲れ	318 20.3%	78 43.1%	8 34.8%	57 22.9%	169 16.2%		***
	虐待者の知識や情報の不足	436	43.170	9	22.9 ₇₀	260		***
		27.8%	37.6%	39.1%	32.1%	24.9%	18.1%	·
虐	虐待者の飲酒やギャンブル等への 依存の影響	137 8.7%	7 3.9%	3 13.0%	17 6.8%	108 10.3%	1.4%	**
待者	虐待者の介護等に関する強い不安	289	51	5	67	158	6	
側	や悩み・介護ストレス 虐待者が過去に虐待を行ったこと	18.4% 130	28.2% 17	21.7% 0	26.9% 29	15.1% 79	8.3% 5	***************************************
の 要	がある	8.3%	9.4%	0.0%	11.6%	7.6%	6.9%	
因	虐待者が虐待と認識していない	712 45.4%	76 42.0%	11 47.8%	110 44.2%	479 45.8%	21 29.2%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑	238	22	4	38	169	4	***************************************
	うつ状態	15.2% 206	12.2% 15	17.4% 0	15.3%	16.2% 126	5.6%	***
	虐待者側のその他の要因	13.1%	8.3%	0.0%	13.3%	12.1%	43.1%	
被虐	被虐待者の介護度や支援度の高さ	451 28.7%	77 42.5%	8 34.8%	58 23.3%	295 28.2%	11 15.3%	***
待 者	被虐待者の行動障害	260	109	15	109	25.2%	******************************	***
側の	以但可省以门划阵百	16.6% 326	60.2% 6	65.2% 2	43.8% 27	2.4% 259	2.8%	***
要因	被虐待者側のその他の要因	20.8%	3.3%	8.7%	10.8%	259 24.8%	32 44.4%	
	家庭における被虐待者と虐待者の 虐待発生までの人間関係	750	79	9	127	507	26	
家	家庭における経済的困窮(経済的	47.8% 333	43.6% 29	39.1% 6	51.0% 48	48.5% 241	36.1% 8	*
庭	問題)	21.2%	16.0%	26.1%	19.3%	23.1%	11.1%	
環 境	家庭内に複数人の障害者、要介護 者がいる	233 14.8%	24 13.3%	4 17.4%	44 17.7%	152 14.5%	8 11.1%	
	家庭におけるその他の要因	107	17	2	12	50	26	(***)
※右章	意差:期待度数が1未満のセルがある	6.8%	9.4% ま. 5未満のセルが	8.7% 20%以上の場合に	4.8% は()で表示	4.8%	36.1%	<u> </u>

2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。平成29年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は1件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、平成29年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定した。

- ①やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ②成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③虐待の程度が"重度"とされたケース(判断は市区町村担当職員)
- ※当初は法第11条に基づく立入調査を実施したケースについても分析対象とすることを想定したが、該当件数が20件と少ないため単独の分析は困難と判断して対象外とした。

①虐待類型

- ・やむを得ない事由による措置については、適用ケースと非適用ケース間で統計的な有 意差は確認できなかった。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは経済的虐待と認定されたケースが多い。また、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。
- ・虐待程度が重度のケースは身体的虐待や経済的虐待が多い。重度のケースと中軽度ケースの割合と比較すると、性的虐待や放棄、放置(ネグレクト)、経済的虐待ケースにおいて重度と判定された割合が有意に高くなっていた。また、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。

	20		E /m) /	/(0//)	W1 (7E)	1) 及工/				
		やむを得れ	ない事由に	よる措置	市区	町村長申3	立て	眉	≧待の程度	
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	78	1492		51	1519		166	1403	
土体	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
自从协步往	件数	44	909		13	940	***	79	874	***
身体的虐待	構成比	56.4%	60.9%		25.5%	61.9%		47.6%	62.3%	
州 的	件数	6	52		1	57		15	43	***
性的虐待	構成比	7.7%	3.5%		2.0%	3.8%		9.0%	3.1%	
心理的虐待	件数	26	487		14	499		52	461	
心理的信付	構成比	33.3%	32.6%		27.5%	32.9%		31.3%	32.9%	
放棄、放置(ネグレクト)	件数	14	238		13	239		48	204	***
	構成比	17.9%	16.0%		25.5%	15.7%		28.9%	14.5%	
経済的虐待	件数	22	335		34	323	***	67	290	***
在月17月1寸	構成比	28.2%	22.5%		66.7%	21.3%		40.4%	20.7%	
虐待程度が重度	件数	20	146	***	14	152	***			
連付住及が里及	構成比	25.6%	9.8%		27.5%	10.0%				

表 4-9 重篤ケースの分析(虐待類型)

②障害種別

- ・やむを得ない事由による措置、虐待の程度については、適用ケースと非適用ケース間 で統計的な有意差は確認できなかった。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは知的障害のある被虐待者の割合が 74.5%を占めており、非適用ケースに比べて有意に高くなっていた。また、精神障害は 有意に低くなっている。

		T						ī		
		やむを得れ	ない事由に	よる措置	市区	町村長申ュ	なて	虐	≧待の程度	
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	78	1492		51	1519		166	1403	
主 体	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体障害	件数	16	284		12	288		36	263	
才 体障告	構成比	20.5%	19.0%		23.5%	19.0%		21.7%	18.7%	
知的障害	件数	48	815		38	825	**	100	763	
재미기부 <u>급</u>	構成比	61.5%	54.6%		74.5%	54.3%		60.2%	54.4%	
精神障害(発達障害を除く)	件数	19	519		8	530	**	46	491	
精仲障害(先達障害を除く)	構成比	24.4%	34.8%		15.7%	34.9%		27.7%	35.0%	
発達障害	件数	0	44		0	44		3	41	
光连桿音	構成比	0.0%	2.9%		0.0%	2.9%		1.8%	2.9%	
難病	件数	2	19		0	21		3	18	
夫E 1内	構成比	2.6%	1.3%		0.0%	1.4%		1.8%	1.3%	
その他	件数	1	14		1	14		0	15	
ての地	構成比	1.3%	0.9%		2.0%	0.9%		0.0%	1.1%	

表 4-10 重篤ケースの分析(障害種別)

③障害支援区分

- ・やむを得ない事由による措置、虐待の程度については、適用ケースと非適用ケース間 で統計的な有意差は確認できなかった。
- ・市区町村長申立てでは、非適用ケースと比べて支援区分がある場合の割合が高くなっていた。

		やむを得れ	ない事由に	よる措置	市区	町村長申ュ	なて	虐	≧待の程度	
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	78	1492		51	1519		166	1403	
主体	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
区分1	件数	0	19		1	18		1	18	
区方 1	構成比	0.0%	1.3%		2.0%	1.2%		0.6%	1.3%	
区分2	件数	10	149		9	150		14	145	
ビガ 2	構成比	12.8%	10.0%		17.6%	9.9%		8.4%	10.3%	
区分3	件数	12	205		8	209		18	199	
医刀3	構成比	15.4%	13.7%		15.7%	13.8%		10.8%	14.2%	
区分4	件数	13	202		12	203	*	26	189	
区 万 4	構成比	16.7%	13.5%		23.5%	13.4%	*	15.7%	13.5%	
区分5	件数	8	110		4	114		17	101	
区75	構成比	10.3%	7.4%		7.8%	7.5%		10.2%	7.2%	
区分6	件数	7	125		6	126		16	116	
区 / J O	構成比	9.0%	8.4%		11.8%	8.3%		9.6%	8.3%	
なし	件数	28	644		10	662		72	599	
4C	構成比	35.9%	43.2%		19.6%	43.6%		43.4%	42.7%	

表 4-11 重篤ケースの分析 (障害支援区分)

④行動障害の有無

・やむを得ない事由による措置や成年後見制度市区町村長申立て、虐待の程度のすべて で統計的有意差はみられなかった。

やむを得ない事由による措置 市区町村長申立て 虐待の程度 適用 非適用 有意差 適用 非適用 有意差 重度 中軽度 有意差 件数 1403 1492 1519 166 78 全体 構成比 100% 100% 100% 100% 100% 100% 強い行動障害がある(区分3、 件数 9 172 174 20 161 行動関連項目10点以上) 構成比 11.5% 11.5% 13.7% 11.5% 12.0% 11.5% 認定調査は受けていないが、強 件数 21 23 19 い行動障害がある 構成比 1.4% 2.4% 2.6% 0.0% 1.4% 1.5% 件数 15 234 241 23 226 行動障害がある 構成比 19.2% 15.7% 15.7% 15.9% 13.9% 16.1% 件数 52 993 1010 117 927 35 行動障害がない 構成比 66.7% 66.6% 68.6% 66.5% 70.5% 66.1% 件数 72 71 70 0 2 行動障害の有無不明 構成比 0.0% 2.0% 4.7% 5.0%

表 4-12 重篤ケースの分析 (行動障害の有無)

⑤虐待者の続柄

- ・主な虐待者は、全体では父親、母親、夫、兄弟、その他が多いが、やむを得ない事由 による措置の適用・非適用ケース間で統計的有意差はみられなかった。
- ・市区町村長申立て適用ケースでは、非適用ケースと比較すると、夫の割合が有意に低くなっている。
- ・虐待程度が重度ケースでは、非適用ケースと比較すると、父の割合は低く、その他の 割合は有意に高くなっていた。

	Д Т ТС	, ±		U) /J /J		1 10 07 119	0 11 37			
		やむを得れ	ない事由に	よる措置	市区	町村長申	なて	虐	≧待の程度	
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
△ #	件数	78	1492		51	1519		166	1403	
全体	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
父	件数	24	398		13	409		29	392	**
×	構成比	30.8%	26.7%		25.5%	26.9%		17.5%	27.9%	
母	件数	24	379		14	389		50	353	
DJ	構成比	30.8%	25.4%		27.5%	25.6%		30.1%	25.2%	
夫	件数	8	214		0	222	**	20	202	
<u>^</u>	構成比	10.3%	14.3%		0.0%	14.6%		12.0%	14.4%	
妻	件数	1	29		1	29		3	27	
安	構成比	1.3%	1.9%		2.0%	1.9%		1.8%	1.9%	
息子	件数	3	54		1	56		8	49	
& T	構成比	3.8%	3.6%		2.0%	3.7%		4.8%	3.5%	
娘	件数	2	23		0	25		1	24	
XX.	構成比	2.6%	1.5%		0.0%	1.6%		0.6%	1.7%	
息子の配偶者(嫁)	件数	0	4		0	4		2	2	(*)
总于仍此两有(嫁)	構成比	0.0%	0.3%		0.0%	0.3%		1.2%	0.1%	
娘の配偶者(婿)	件数	0	2		0	2		0	2	
残り追い 岡 白 (列)	構成比	0.0%	0.1%		0.0%	0.1%		0.0%	0.1%	
兄弟	件数	13	217		5	225		26	201	
元	構成比	16.7%	14.5%		9.8%	14.8%		15.7%	14.3%	
姉妹	件数	3	95		11	87	(***)	14	83	
30.34	構成比	3.8%	6.4%		21.6%	5.7%		8.4%	5.9%	
祖父	件数	0	1		0	1		0	1	
ш. А.	構成比	0.0%	0.1%		0.0%	0.1%		0.0%	0.1%	
祖母	件数	3	7	(***)	1	9		0	10	
ITI	構成比	3.8%	0.5%		2.0%	0.6%		0.0%	0.7%	
その他	件数	11	207		9	209		36	173	***
·C O7世	構成比	14.1%	13.9%		17.6%	13.8%		21.7%	12.3%	

表 4-13 重篤ケースの分析(虐待者の続柄)

[※]有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑥虐待の発生要因

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースに比べて「被虐 待者の介護度や支援度の高さ」の割合が低い。
- ・市区町村長申立てが適用されたケースでは、非適用ケースに比べて「虐待者が虐待と認識していない」や「虐待者側のその他の要因」の割合が高く、虐待発生の主要因と考えられる。
- ・虐待程度が重度のケースでは、中軽度ケースと比べて「虐待者の知識や情報の不足」 や「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の割合が高くなっていた。

表 4-14 重篤ケースの分析(虐待の発生要因)

			やむを得か	ない事由に	よる措置	市区	町村長申	って	虐待の程度			
			適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差	
Λ,	ı	件数	78	1492		51	1519		166	1403		
全位	A	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%		
	点は老の人等点は	件数	11	307		5	313		31	284		
	虐待者の介護疲れ	構成比	14.1%	20.6%		9.8%	20.6%		18.7%	20.2%		
	虐待者の知識や情報の不足	件数	20	416		13	423		61	369	**	
		構成比	25.6%	27.9%		25.5%	27.8%		36.7%	26.3%		
	虐待者の飲酒やギャンブル等	件数	8	129		6	131		21	115		
	への依存の影響	構成比	10.3%	8.6%		11.8%	8.6%		12.7%	8.2%		
待	虐待者の介護等に関する強い	件数	14	275		5	284		21	266	*	
者側	不安や悩み・介護ストレス	構成比	17.9%	18.4%		9.8%	18.7%		12.7%	19.0%		
の の	虐待者が過去に虐待を行ったこ	件数	9	121		5	125		18	112		
要	とがある	構成比	11.5%	8.1%		9.8%	8.2%		10.8%	8.0%		
因	虐待者が虐待と認識していない	件数	37	675		34	678	**	85	611		
		構成比	47.4%	45.2%		66.7%	44.6%		51.2%	43.5%		
	虐待者の障害、精神疾患や強 い抑うつ状態	件数	17	221		11	227		34	203	*	
		構成比	21.8%	14.8%		21.6%	14.9%		20.5%	14.5%		
	虐待者側のその他の要因	件数	8	198		14	192	**	24	181		
	に	構成比	10.3%	13.3%		27.5%	12.6%		14.5%	12.9%		
被	被虐待者の介護度や支援度の	件数	12	439	**	11	440		52	397		
虐待	高さ	構成比	15.4%	29.4%		21.6%	29.0%		31.3%	28.3%		
者	 被虐待者の行動障害	件数	14	246		8	252		16	244	*	
側の	灰色的 600 月 動作 6	構成比	17.9%	16.5%		15.7%	16.6%		9.6%	17.4%		
要	被虐待者側のその他の要因	件数	13	313		13	313		25	300		
因		構成比	16.7%	21.0%		25.5%	20.6%		15.1%	21.4%		
	家庭における被虐待者と虐待者		33	717		20	730		73	675		
家	の虐待発生までの人間関係	構成比	42.3%	48.1%		39.2%	48.1%		44.0%	48.1%		
庭	家庭における経済的困窮(経済	件数	22	311		15	318		50	282	**	
~~	的問題)	構成比	28.2%	20.8%		29.4%	20.9%		30.1%	20.1%		
境	家庭内に複数人の障害者、要	件数	13	220		4	229		27	204		
要因	介護者がいる	構成比	16.7%	14.7%		7.8%	15.1%		16.3%	14.5%		
	家庭におけるその他の要因	件数	2	105		7	100	*	11	96		
		構成比	2.6%	7.0%		13.7%	6.6%		6.6%	6.8%		

⑦過去の虐待の有無

・回答割合として、やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて「虐待兆候の把握があった」割合が共通して高くなっているが、統計的有意差はみられなかった。

表 4-15 重篤ケースの分析(過去の虐待の有無)

		やむを得た	ない事由に	よる措置	市区	町村長申ュ	なて	虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	78	1492		51	1519		166	1403	
土体	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
温土に東往到ウナセブルナ	件数	7	123		3	127		19	111	
過去に虐待認定されていた	構成比	9.0%	8.2%		5.9%	8.4%		11.4%	7.9%	
虐待認定はされていないが虐	件数	24	372		15	381		46	350	
待兆候の把握があった	構成比	30.8%	24.9%		29.4%	25.1%		27.7%	24.9%	
虐待兆候は把握されていなかっ	件数	36	804		27	813		74	765	
た	構成比	46.2%	53.9%		52.9%	53.5%		44.6%	54.5%	
7.00	件数	11	193		6	198		27	177	
不明	構成比	14.1%	12.9%		11.8%	13.0%		16.3%	12.6%	

(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析

平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 として 464 件が認定されており、被虐待者数は 666 人*であった。ここでは、虐待が発生し た施設種別、虐待類型別、被虐待者の障害種類別に被虐待者や虐待を行った職員の属性、虐 待発生要因等の把握を行った。

※不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く454件が対象。

1) 障害者福祉施設・事業所種別にみた施設従事者による障害者虐待認定件数

障害者支援施設での障害者虐待認定件数は 116 件であり、そのうち身体的虐待が 96 件 (82.8%)を占めた。また、共同生活援助では87件の認定があり、心理的虐待は35件(40.2%)、身体的虐待は31件 (35.6%) であった。

一方で、生活介護で認定された 54 件のうち、身体的虐待は 34 件 (63.0%)、心理的虐待は 23 件 (42.6%) であった。

表 4-16 障害者福祉施設・事業所種別にみた施設従事者による障害者虐待認定件数

			虐	寺類型(複数回	答)	
	虐待件数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	464件	262件	66件	196件	32件	27件
土件	100.0%	56.5%	14.2%	42.2%	6.9%	5.8%
障害者支援施設	116件	96件	6件	33件	7件	2件
件百名又汲他以	100.0%	82.8%	5.2%	28.4%	6.0%	1.7%
居宅介護	14件	3件	4件	6件	0件	3件
冶七 月 葭	100.0%	21.4%	28.6%	42.9%	0.0%	21.4%
 重度訪問介護	6件	6件	0件	1件	0件	0件
主反初问기陵	100.0%	100.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
療養介護	17件	15件	0件	9件	3件	0件
7.1 设 7.1 设	100.0%	88.2%	0.0%	52.9%	17.6%	0.0%
生活介護	54件	34件	7件	23件	5件	0件
工冶기设	100.0%	63.0%	13.0%	42.6%	9.3%	0.0%
短期入所	14件	8件	3件	3件	1件	0件
短朔八別	100.0%	57.1%	21.4%	21.4%	7.1%	0.0%
自立訓練	4件	3件	1件	1件	0件	0件
日立訓味	100.0%	75.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	7件	1件	4件	4件	0件	0件
机刀物11又按	100.0%	14.3%	57.1%	57.1%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	33件	5件	4件	21件	1件	7件
机力 	100.0%	15.2%	12.1%	63.6%	3.0%	21.2%
就労継続支援B型	43件	14件	12件	27件	1件	2件
机力	100.0%	32.6%	27.9%	62.8%	2.3%	4.7%
共同生活援助	87件	31件	15件	35件	7件	13件
共向土冶拔切	100.0%	35.6%	17.2%	40.2%	8.0%	14.9%
移動支援事業	3件	2件	1件	1件	0件	0件
	100.0%	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを経	7件	3件	0件	7件	0件	0件
営する事業	100.0%	42.9%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
旧辛桑法士博	2件	0件	0件	1件	1件	0件
児童発達支援	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
井田久生ニノユ じっ	57件	41件	9件	24件	6件	0件
放課後等デイサービス	100.0%	71.9%	15.8%	42.1%	10.5%	0.0%

【参考 被虐待者の障害種別でみた施設従事者による障害者虐待認定件数】

被虐待者の障害種別でどのような虐待を受けているか傾向をみるため、被虐待者数と虐待類型別認定件数を整理した。

なお、障害者虐待の認定では、1件につき複数の被虐待者がいる場合もあるため、被虐 待者数と虐待認定件数とは一致していない。また、障害種別及び虐待類型はともに重複す る場合があるため正確な分析が困難な面があることから、ここでは傾向の確認を行った。

身体障害のある被虐待者は148人であり、認定された虐待類型は身体的虐待が78件、心理的虐待が46件である。

知的障害のある被虐待者は 473 人であり、認定された虐待類型は身体的虐待が 203 件、 心理的虐待が 137 件である。

精神障害のある被虐待者は111人であり、認定された虐待件数は心理的虐待が39件で最も多くなっていた。

経済的虐待の多くは知的障害や精神障害のある被虐待者であることが窺える。

参考表 被虐待者の障害種別人数と、施設従事者による障害者虐待認定件数

			虐彳	寺件数(複数回	(答)	
	被虐待者数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	666人	262件	66件	196件	32件	27件
身体障害	148人	78件	10件	46件	12件	5件
知的障害	473人	203件	49件	137件	23件	17件
精神障害(発達障害を除く)	111人	21件	15件	39件	7件	15件
発達障害	34人	16件	4件	13件	2件	1件
難病等	5人	2件	0件	3件	1件	0件
その他	3人	3件	0件	2件	0件	0件
不明	10人	3件	1件	2件	0件	0件

※障害種別、虐待類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

2) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を受けた被虐待者の属性

①性別、年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者支援施設では147人の被虐待者がおり、うち男性は67.3%、女性は32.7%であった。 被虐待者の年代は30歳代を中心に幅広く分布している。また、共同生活援助の被虐待者 129人のうち、男性は62.0%、女性は38.0%であった。年代は30歳代を中心に幅広い。

生活介護では被虐待者が79人いるが、20~30歳代が中心であった。

就労継続支援A型では73人、就労継続支援B型では71人の被虐待者がいるが、ともに20~50歳代が中心であった。

表 4-17 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性(性別・年代)

単位:人

		性	別				年	代			平位.八
	計	男性	女性	17歳 以下	18~ 19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳 以上	不明
全体	666	440	226	93	25	123	125	111	96	65	28
± rr·	100.0%	66.1%	33.9%	14.0%	3.8%	18.5%	18.8%	16.7%	14.4%	9.8%	4.2%
障害者支援施設	147	99	48	1	1	14	38	27	33	33	0
	100.0%	67.3%	32.7%	0.7%	0.7%	9.5%	25.9%	18.4%	22.4%	22.4%	0.0%
居宅介護	14	9	5	1	0	2	4	1	6	0	0
7 BY IX	100.0%	64.3%	35.7%	7.1%	0.0%	14.3%	28.6%	7.1%	42.9%	0.0%	0.0%
重度訪問介護	6	5	1	1	0	2	0	1	0	2	0
上 及IIIII 7 ID	100.0%	83.3%	16.7%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%
療養介護	27	22	5	0	0	6	6	5	7	2	1
冰及 月段	100.0%	81.5%	18.5%	0.0%	0.0%	22.2%	22.2%	18.5%	25.9%	7.4%	3.7%
生活介護	79	55	24	0	6	36	14	8	4	1	10
工石 月 段	100.0%	69.6%	30.4%	0.0%	7.6%	45.6%	17.7%	10.1%	5.1%	1.3%	12.7%
短期入所	17	16	1	7	3	4	1	2	0	0	0
	100.0%	94.1%	5.9%	41.2%	17.6%	23.5%	5.9%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練	3	0	3	0	1	0	0	2	0	0	0
口立即派	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	9	3	6	0	0	5	1	1	1	0	1
机刀的 又顶	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	55.6%	11.1%	11.1%	11.1%	0.0%	11.1%
就労継続支援A型	73	44	29	0	2	14	14	18	17	8	0
机力砼机又拨A至	100.0%	60.3%	39.7%	0.0%	2.7%	19.2%	19.2%	24.7%	23.3%	11.0%	0.0%
就労継続支援B型	71	33	38	3	2	14	13	13	13	9	4
机力砼机又按D空	100.0%	46.5%	53.5%	4.2%	2.8%	19.7%	18.3%	18.3%	18.3%	12.7%	5.6%
共同生活援助	129	80	49	1	6	26	33	27	14	10	12
六川工冶饭切	100.0%	62.0%	38.0%	0.8%	4.7%	20.2%	25.6%	20.9%	10.9%	7.8%	9.3%
移動支援事業	3	2	1	1	0	0	1	0	1	0	0
炒 到 义 饭 争 未	100.0%	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを経	7	4	3	0	1	0	0	6	0	0	0
営する事業	100.0%	57.1%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	85.7%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
元里光连又恢	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	79	66	13	76	3	0	0	0	0	0	0
	100.0%	83.5%	16.5%	96.2%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

イ. 虐待類型別

身体的虐待の被虐待者は、男性割合が 75.1%と高く、また 20~30 歳代中心であるが、17 歳以下も同程度占めている。

性的虐待では、女性の被虐待者が 71.4%を占めており、年齢は 17 歳以下~30 歳代まで と幅広い。

心理的虐待の被虐待者は男性 66.6%、女性 33.4%。年齢は 17 歳以下~50 歳代まで幅広い。 放棄・放置 (ネグレクト) も男性が 75.4%を占める。年齢は 20~40 歳代が中心である。 経済的虐待でも男性が 63.0%を占めている。年齢は 40~50 歳代が中心である。

		性	別				年	代				
	計	男性	女性	17歳 以下	18~ 19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳 以上	不明	
Δ <i>t</i>	666	440	226	93	25	123	125	111	96	65	28	
全体	100.0%	66.1%	33.9%	14.0%	3.8%	18.5%	18.8%	16.7%	14.4%	9.8%	4.2%	
身体的虐待	357	268	89	62	16	63	67	51	49	33	16	
分体的信付	100.0%	75.1%	24.9%	17.4%	4.5%	17.6%	18.8%	14.3%	13.7%	9.2%	4.5%	
性的虐待	91	26	65	19	3	25	21	9	7	5	2	
11年17月 1寸	100.0%	28.6%	71.4%	20.9%	3.3%	27.5%	23.1%	9.9%	7.7%	5.5%	2.2%	
心理的虐待	302	201	101	39	12	47	51	46	50	33	24	
心理的信付	100.0%	66.6%	33.4%	12.9%	4.0%	15.6%	16.9%	15.2%	16.6%	10.9%	7.9%	
放棄・放置(ネグレクト)	57	43	14	8	3	14	9	9	8	6	0	
	100.0%	75.4%	24.6%	14.0%	5.3%	24.6%	15.8%	15.8%	14.0%	10.5%	0.0%	
47 77 44 E 44	92	58	34	0	0	16	15	25	21	14	1	

表 4-18 虐待類型別にみた被虐待者の属性(性別・年代)

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

性別の特徴をみると、精神障害のある被虐待者に比べ、身体障害や知的障害のある被虐 待者は男性の割合が若干高くなっていた。

100.0% 63.0% 37.0% 0.0% 0.0% 17.4% 16.3% 27.2% 22.8% 15.2%

年齢的な特徴では、身体障害のある被虐待者は 50~60 歳代、知的障害のある被虐待者は 20~30 歳代、精神障害のある被虐待者は 40 歳代中心の割合が高い。なお、発達障害のある被虐待者は 56.6%が 17 歳以下であった。

表 4-19	吉俚万	別でみた被虐待者の属性(性別・年代)							単位:人		
		性	別				年	代			
	計	男性	女性	17歳 以下	18~ 19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳 以上	不明
全体	666	440	226	93	25	123	125	111	96	65	28
土体	100.0%	66.1%	33.9%	14.0%	3.8%	18.5%	18.8%	16.7%	14.4%	9.8%	4.2%
身体障害	199	131	68	19	4	30	28	34	46	38	0
分 体障告	100.0%	65.8%	34.2%	9.5%	2.0%	15.1%	14.1%	17.1%	23.1%	19.1%	0.0%
知的障害	530	356	174	66	23	112	103	81	73	45	27
새미(부급	100.0%	67.2%	32.8%	12.5%	4.3%	21.1%	19.4%	15.3%	13.8%	8.5%	5.1%
 精神障害(発達障害を除く)	167	97	70	11	6	23	31	41	33	20	2
相呼降音(先连降音を除く)	100.0%	58.1%	41.9%	6.6%	3.6%	13.8%	18.6%	24.6%	19.8%	12.0%	1.2%
発達障害	53	43	10	30	1	6	4	6	3	3	0
九 连阵古	100.0%	81.1%	18.9%	56.6%	1.9%	11.3%	7.5%	11.3%	5.7%	5.7%	0.0%
難病等	5	3	2	0	0	1	2	2	0	0	0
無 / 一一	100.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	5	5	0	4	0	1	0	0	0	0	0
· C O J IE	100.0%	100.0%	0.0%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	10	6	4	1	0	1	3	3	1	1	0
11·197	100.0%	60.0%	40.0%	10.0%	0.0%	10.0%	30.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②障害支援区分

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

被虐待者全体では、「区分 6 」や「なし」が 20%以上を占めているが、「区分 4 」~「区分 5 」もそれぞれ 10%前後であり、比較的分散している。

障害者支援施設では、被虐待者 147 人のうち「区分 6」が 95 人 (64.6%)、「区分 5」が 39 人 (26.5%) であり、比較的偏りがみられる。

一方、共同生活援助の被虐待者 129 人では、あまり偏りが見られない。

就労継続支援A型の被虐待者 73 人の支援区分は、「なし」が 33 人 (45.2%)、「不明」が 23 人 (31.5%) を占めている。就労継続支援B型も同傾向にあり、被虐待者 71 人の支援区分は、「なし」が 29 人 (40.8%)、「不明」が 17 人 (23.9%) を占めている。

表 4-20 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性(障害支援区分) 単位:人

	計			ß	宇支援区	分認定状況	兄		平位.八
	āΤ	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	666	5	43	47	65	73	180	143	110
主14	100.0%	0.8%	6.5%	7.1%	9.8%	11.0%	27.0%	21.5%	16.5%
障害者支援施設	147	0	0	2	8	39	95	1	2
牌古名又抜 肥故	100.0%	0.0%	0.0%	1.4%	5.4%	26.5%	64.6%	0.7%	1.4%
居宅介護	14	0	2	3	2	0	5	1	1
店七 川	100.0%	0.0%	14.3%	21.4%	14.3%	0.0%	35.7%	7.1%	7.1%
重度訪問介護	6	0	0	0	0	0	5	0	1
里及初问기碛	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%	16.7%
療養介護	27	0	0	0	0	1	24	1	1
(京)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	88.9%	3.7%	3.7%
生活介護	79	0	1	2	18	13	27	0	18
生石기設	100.0%	0.0%	1.3%	2.5%	22.8%	16.5%	34.2%	0.0%	22.8%
短期入所	17	0	0	3	2	2	3	3	4
短期入川	100.0%	0.0%	0.0%	17.6%	11.8%	11.8%	17.6%	17.6%	23.5%
自立訓練	3	1	0	0	0	0	0	2	0
日立訓練	100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%
就労移行支援	9	0	2	0	1	0	0	4	2
机刀修1]又版	100.0%	0.0%	22.2%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	44.4%	22.2%
就労継続支援A型	73	1	5	10	1	0	0	33	23
机力	100.0%	1.4%	6.8%	13.7%	1.4%	0.0%	0.0%	45.2%	31.5%
就労継続支援B型	71	0	14	6	5	0	0	29	17
机力	100.0%	0.0%	19.7%	8.5%	7.0%	0.0%	0.0%	40.8%	23.9%
共同生活援助	129	3	19	19	25	16	21	10	16
共问工冶饭切	100.0%	2.3%	14.7%	14.7%	19.4%	12.4%	16.3%	7.8%	12.4%
移動支援事業	3	0	0	0	2	0	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
地域活動支援センターを経	7	0	0	2	1	0	0	2	2
営する事業	100.0%	0.0%	0.0%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	28.6%	28.6%
児童発達支援	2	0	0	0	0	0	0	1	1
元里尤连义版	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
放課後等デイサービス	79	0	0	0	0	2	0	55	22
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	69.6%	27.8%

イ. 虐待類型別

虐待の類型別に被虐待者の障害支援区分認定状況の特徴をみると、身体的虐待を受けた 被虐待者は「区分6」が 42.0%を占めており、分布が偏っている。

また、性的虐待を受けた被虐待者は「なし」や「不明」の割合が高く、心理的虐待では「区分 6 」や「なし」の割合が高くなっている。

表 4-21	虐待類型別にみた被虐待者の属性(障害支	揺区分)
1X T 4 I		

単位:人

		-									
	計			ß	害支援区	分認定状況	兄				
	āT	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明		
全体	666	5	43	47	65	73	180	143	110		
土14	100.0%	0.8%	6.5%	7.1%	9.8%	11.0%	27.0%	21.5%	16.5%		
身体的虐待	357	1	10	11	28	49	150	52	56		
分件的信付	100.0%	0.3%	2.8%	3.1%	7.8%	13.7%	42.0%	14.6%	15.7%		
性的虐待	91	1	8	10	9	8	11	25	19		
11年17月2日寸	100.0%	1.1%	8.8%	11.0%	9.9%	8.8%	12.1%	27.5%	20.9%		
心理的虐待	302	3	20	25	34	29	72	62	57		
心理的信付	100.0%	1.0%	6.6%	8.3%	11.3%	9.6%	23.8%	20.5%	18.9%		
放棄・放置(ネグレクト)	57	0	0	6	9	7	24	7	4		
放来・放直(イグレグト)	100.0%	0.0%	0.0%	10.5%	15.8%	12.3%	42.1%	12.3%	7.0%		
経済的虐待	92	1	12	7	8	2	6	41	15		
作/月 DJ/巨 T寸	100.0%	1.1%	13.0%	7.6%	8.7%	2.2%	6.5%	44.6%	16.3%		

[※]複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者は、「区分6」が 48.2%を占めており、分布が偏っている。 知的障害のある被虐待者も「区分6」の割合が最も高いものの、「なし」の割合も 20%弱を占めており、広く分布している。

精神障害のある被虐待者では、「なし」が37.1%で最も高いが、他の障害種別に比べて「区分2」や「区分3」の割合も高くなっている。

表 4-22 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性(障害支援区分) 単位:人

	計			R	宇支援区	分認定状況	兄		十世.八
	āT	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	666	5	43	47	65	73	180	143	110
主体	100.0%	0.8%	6.5%	7.1%	9.8%	11.0%	27.0%	21.5%	16.5%
身体障害	199	0	6	6	12	23	96	33	23
分 体阵 百	100.0%	0.0%	3.0%	3.0%	6.0%	11.6%	48.2%	16.6%	11.6%
知的障害	530	3	33	35	59	64	150	104	82
사마) (무급	100.0%	0.6%	6.2%	6.6%	11.1%	12.1%	28.3%	19.6%	15.5%
精神障害(発達障害を除く)	167	4	24	24	13	7	7	62	26
相呼降音(光廷降音を除く)	100.0%	2.4%	14.4%	14.4%	7.8%	4.2%	4.2%	37.1%	15.6%
発達障害	53	0	2	0	0	2	2	24	23
尤	100.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	3.8%	3.8%	45.3%	43.4%
難病等	5	0	0	0	0	1	3	1	0
無 /內 守	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%
その他	5	0	0	0	0	1	0	4	0
ての他	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%	0.0%
不明	10	0	0	0	0	0	0	1	9
נאיוי	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	90.0%

[※]複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③障害種別

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

施設従事者による障害者虐待では、知的障害のある被虐待者が 71.0%を占めており、障害者 支援施設や共同生活援助でも同様の傾向がみられる。生活介護では、知的障害のある被虐待者 が 94.9%を占めていた。

就労継続支援B型での知的障害のある被虐待者が 62.0%を占めているが、精神障害のある被虐待者も 21.1%であった。就労継続支援A型では知的障害のある被虐待者は半数以下となり、精神障害のある被虐待者が 54.8%を占めていた。

表 4-23 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性(障害種別)

単位:人

				障害の	の種類(重複	(あり)		
	計	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障 害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	666	148	473	111	34	5	3	10
土14	100.0%	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	0.8%	0.5%	1.5%
障害者支援施設	147	50	122	2	1	1	1	0
卢吉省又 版肥故	100.0%	34.0%	83.0%	1.4%	0.7%	0.7%	0.7%	0.0%
居宅介護	14	5	6	7	0	0	0	0
冶七月吱	100.0%	35.7%	42.9%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
重度訪問介護	6	5	3	1	0	0	0	0
主及的问力设	100.0%	83.3%	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	27	24	21	0	0	1	0	0
派長月	100.0%	88.9%	77.8%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
生活介護	79	20	75	3	1	1	0	0
工石기政	100.0%	25.3%	94.9%	3.8%	1.3%	1.3%	0.0%	0.0%
短期入所	17	2	15	3	0	0	0	0
VE 2012 (1)1	100.0%	11.8%	88.2%	17.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練	3	0	0	3	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	9	1	4	3	0	1	0	1
1,700,719 11 21,00	100.0%	11.1%	44.4%	33.3%	0.0%	11.1%	0.0%	11.1%
就労継続支援A型	73	10	27	40	1	0	0	0
がの方ででして「及べ上	100.0%	13.7%	37.0%	54.8%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援B型	71	8	44	15	3	0	0	8
がのができたくなり上	100.0%	11.3%	62.0%	21.1%		0.0%	0.0%	11.3%
共同生活援助	129	17	98	28	2	1	0	0
八円工石版列	100.0%	13.2%	76.0%	21.7%	1.6%	0.8%	0.0%	0.0%
移動支援事業	3	1	2	1	0	0	0	0
	100.0%	33.3%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを	7	0	4	4	0	0	0	0
経営する事業	100.0%	0.0%	57.1%	57.1%		0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	2	0	2	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	79	5	50	1	26	0	2	1
ガスサバスサブーブ こハ	100.0%	6.3%	63.3%	1.3%	32.9%	0.0%	2.5%	1.3%

イ. 虐待類型別

虐待類型別に被虐待者の障害種別(重複あり)の状況をみると、知的障害のある被虐待者が中心であった。

身体的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 28.9%、知的障害のある被虐待者は 77.9%、精神障害のある被虐待者は 5.9%であった。

また、性的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 22.0%、知的障害のある被虐待者は 72.5%、精神障害のある被虐待者は 17.6%を占めていた。

心理的虐待を受けた被虐待者では、身体障害のある被虐待者は 22.2%、知的障害のある被虐待者は 71.5%、精神障害のある被虐待者は 14.6%を占めていた。

放棄・放置(ネグレクト)では、身体障害のある被虐待者は36.8%、知的障害のある被虐待者は78.9%、精神障害のある被虐待者は12.3%を占めていた。

経済的虐待に関しては、知的障害のある被虐待者が52.2%、精神障害のある被虐待者が47.8%を占めていた。

表 4-24 虐待類型別にみた被虐待者の属性(障害種別)

単位:人

		障害種別(重複あり)									
			1		性別(主後)	יניכע					
	計	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障	発達障害	難病等	その他	不明			
		2 W/4 D	거나기주다	害を除く)	光连件占	***************************************	(0) 15	1,61			
全体	666	148	473	111	34	5	3	10			
土件	100.0%	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	0.8%	0.5%	1.5%			
身体的虐待	357	103	278	21	21	2	3	10			
为 体 印 间 时	100.0%	28.9%	77.9%	5.9%	5.9%	0.6%	0.8%	2.8%			
性的虐待	91	20	66	16	4	0	0	1			
11年11月1日	100.0%	22.0%	72.5%	17.6%	4.4%	0.0%	0.0%	1.1%			
心理的虐待	302	67	216	44	16	3	2	9			
心性的信付	100.0%	22.2%	71.5%	14.6%	5.3%	1.0%	0.7%	3.0%			
放棄・放置(ネグレクト)	57	21	45	7	2	1	0	0			
	100.0%	36.8%	78.9%	12.3%	3.5%	1.8%	0.0%	0.0%			
経済的虐待	92	5	48	44	1	0	0	0			
作/月 P7/巨 1寸	100.0%	5.4%	52.2%	47.8%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%			

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

3) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を行った虐待者の属性

①性別·年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者福祉施設・事業所において虐待を行った従事者等の性別は男性が 70%を超えており、 この傾向は障害者虐待認定件数の多い障害者支援施設、共同生活援助、生活介護、放課後等デ イサービス、就労継続支援B型いずれも同様である。

虐待を行った従事者の年代は、全体では比較的均等に分布しているものの、障害者支援施設では「~29 歳」や「30~39 歳」の比較的若い年代が多い。一方、就労継続支援B型では、60歳以上の割合が33.3%を占めていた。

表 4-25 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性(性別・年代)

	計	性	別	年代						
	п	男性	女性	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	
全体	518	376	142	60	81	99	82	69	127	
土件	100.0%	72.6%	27.4%	11.6%	15.6%	19.1%	15.8%	13.3%	24.5%	
陪宝老支授体記	131	93	38	19	31	21	23	17	20	
障害者支援施設	100.0%	71.0%	29.0%	14.5%	23.7%	16.0%	17.6%	13.0%	15.3%	
居宅介護	14	8	6	1	1	1	3	1	7	
冶七月段	100.0%	57.1%	42.9%	7.1%	7.1%	7.1%	21.4%	7.1%	50.0%	
重度訪問介護	4	3	1	0	0	1	1	1	1	
主及切问升设	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	
療養介護	17	11	6	3	1	4	2	0	7	
原食 月 葭	100.0%	64.7%	35.3%	17.6%	5.9%	23.5%	11.8%	0.0%	41.2%	
生活介護	76	51	25	13	18	17	16	4	8	
工心儿設	100.0%	67.1%	32.9%	17.1%	23.7%	22.4%	21.1%	5.3%	10.5%	
短期入所	12	12	0	5	1	1	2	1	2	
应 州 八 川	100.0%	100.0%	0.0%	41.7%	8.3%	8.3%	16.7%	8.3%	16.7%	
自立訓練	4	4	0	1	0	1	1	0	1	
日立即隊	100.0%	100.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	
就労移行支援	6	6	0	0	0	1	2	0	3	
机刀1岁11又1发	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	50.0%	
就労継続支援A型	35	28	7	3	2	6	3	4	17	
机力 枪机又 波 至	100.0%	80.0%	20.0%	8.6%	5.7%	17.1%	8.6%	11.4%	48.6%	
就労継続支援B型	51	36	15	1	2	10	8	17	13	
· // // // // // // // // // // // // //	100.0%	70.6%	29.4%	2.0%	3.9%	19.6%	15.7%	33.3%	25.5%	
共同生活援助	91	62	29	6	13	20	12	14	26	
六川工冶版明	100.0%	68.1%	31.9%	6.6%	14.3%	22.0%	13.2%	15.4%	28.6%	
移動支援事業	3	3	0	0	0	0	0	3	0	
炒到又版	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
地域活動支援センターを経 営する事業	7	5	2	0	0	0	4	1	2	
	100.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	14.3%	28.6%	
児童発達支援	1	1	0	0	0	0	0	0	1	
九里元廷义版	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
放課後等デイサービス	66	53	13	8	12	16	5	6	19	
以床収守 / イソーに入	100.0%	80.3%	19.7%	12.1%	18.2%	24.2%	7.6%	9.1%	28.8%	

イ. 虐待類型別

すべての虐待類別で虐待者は男性の割合が高く、7割から9割超となっていた。 虐待者の年齢層は、経済的虐待の「~29歳」を除いてすべての年代に分布している。

表 4-26 虐待類型別にみた虐待者の属性(性別・年代)

単位:人

		_										
	計	性別		年代								
		男性	女性	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明			
全体	518	376	142	60	81	99	82	69	127			
土件	100.0%	72.6%	27.4%	11.6%	15.6%	19.1%	15.8%	15.8% 13.3%	24.5%			
身体的虐待	297	212	85	38	54	63	49	36	57			
对体的信付	100.0%	71.4%	28.6%	12.8%	18.2%	21.2%	16.5%	12.1%	19.2%			
<u> </u>	70	66	4	10	9	10	11	19	11			
性的虐待	100.0%	94.3%	5.7%	14.3%	12.9%	14.3%	15.7%	27.1%	15.7%			
心理的虐待	241	151	90	20	30	42	40	37	72			
心理的信付	100.0%	62.7%	37.3%	8.3%	12.4%	17.4%	16.6%	15.4%	29.9%			
放棄・放置(ネグレクト)	55	38	17	6	12	15	8	8	6			
放来・放直(イグレグト)	100.0%	69.1%	30.9%	10.9%	21.8%	27.3%	14.5%	14.5%	10.9%			
奴这的责法	32	24	8	0	7	7	4	3	11			
経済的虐待	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	21.9%	21.9%	12.5%	9.4%	34.4%			

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害、精神障害のある被虐待者に虐待を行った職員は男性が7割前後を 占めていた。

虐待者の年齢層は比較的すべての年代に均等に分布しており、大きな偏りはみられなかった。

表 4-27 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性(性別・年代)

単位:人

	計	性	別	年代							
	ā	男性	女性	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明		
全体	518	376	142	60	81	99	82	69	127		
土14	100.0%	72.6%	27.4%	11.6%	15.6%	19.1%	15.8%	13.3%	24.5%		
身体障害	132	90	42	18	26	25	12	19	32		
才 件 件 日	100.0%	68.2%	31.8%	13.6%	19.7%	18.9%	9.1%	14.4%	24.2%		
知的障害	383	290	93	48	63	78	57	55	82		
세미/ <u>부</u> 급	100.0%	75.7%	24.3%	12.5%	16.4%	20.4%	14.9%	14.4%	21.4%		
精神障害(発達障害を除く)	94	62	32	6	15	18	16	12	27		
相押降音(先達降音を除く)	100.0%	66.0%	34.0%	6.4%	16.0%	19.1%	17.0%	12.8%	28.7%		
発達障害	33	26	7	2	2	5	6	2	16		
无廷阵 <u>百</u>	100.0%	78.8%	21.2%	6.1%	6.1%	15.2%	18.2%	6.1%	48.5%		
難病等	5	3	2	0	1	1	3	0	0		
郑州	100.0%	60.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%		
その他	6	4	2	0	0	5	0	1	0		
ての他	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%	16.7%	0.0%		
不明	3	2	1	0	0	0	0	1	2		
נפיוי	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%		

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②職種・職位

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待を行った職員の職種・職位は、障害者福祉施設・事業所の種類により違いがある。 障害者支援施設や生活介護では「生活支援員」の割合が高く、共に 80%以上を占めてい た。

共同生活援助でも「生活支援員」は33%を占めるが「世話人」も23%を占めている。 就労継続支援B型では「生活支援員」と「職業指導員」の割合が高く、また就労継続支援A型では「職業指導員」と「設置者・経営者」の割合が高い。

放課後等デイサービスでは「児童指導員」や「管理者」、「指導員」の割合が高い。

表 4-28 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性(職種・職位 その1)

単位:人

	単位										
				虐待を行	行った障害	者福祉施設	との従事者((その1)			
	計	サービス 管理責任 者	管理者	設置者• 経営者	看護職員	生活支援 員	職業指導 員	就労支援 員	サービス 提供責任 者	世話人	
全体	518	28	50	23	22	229	20	5	4	23	
- II	100.0%	5.4%	9.7%	4.4%	4.2%	44.2%	3.9%	1.0%	0.8%	4.4%	
障害者支援施設	131	0	1	0	4	106	0	0	0	2	
F-1 1 / 1/2/// 1/2//	100.0%	0.0%	0.8%	0.0%	3.1%	80.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	
居宅介護	14	0	2	0	0	0	0	0	3	0	
70 D7112	100.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%	
重度訪問介護	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
主人 切[7] 及	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
療養介護	17	0	0	0	14	3	0	0	0	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.4%	17.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
生活介護	76	4	1	0	3	63	0	0	0	0	
	100.0%	5.3%	1.3%	0.0%	3.9%	82.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
短期入所	12	1	0	0	0	7	0	0	0	0	
	100.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	58.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
自立訓練	4	0	2	0	0	2	0	0	0	0	
	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
就労移行支援	6	0	2	0	0	0	1	2	0	0	
	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	
就労継続支援A型	35	3	4	8	0	2	11	0	1	0	
	100.0%	8.6%	11.4%	22.9%	0.0%	5.7%	31.4%	0.0%	2.9%	0.0%	
就労継続支援B型	51	6	7	6	0	10	8	3	0	0	
	100.0%	11.8%	13.7%	11.8%	0.0%	19.6%	15.7%	5.9%	0.0%	0.0%	
共同生活援助	91	13	15	4	1	30	0	0	0	21	
	100.0%	14.3%	16.5%	4.4%	1.1%	33.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	
移動支援事業	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
地域活動支援センターを	7	0	3	0	0	1	0	0	0	0	
経営する事業	100.0%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
児童発達支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
放課後等デイサービス	66	1	13	4	0	5	0	0	0	0	
	100.0%	1.5%	19.7%	6.1%	0.0%	7.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

表 4-28 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性(職種・職位 その2)

単位:人

				虐	待を行った	障害者福祉	止施設の従	事者(その:	2)		単位∶人
	計	指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	調理員	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	その他従 事者	不明
全体	518	22	1	9	18	1	1	11	4	37	10
<u> </u>	100.0%	4.2%	0.2%	1.7%	3.5%	0.2%	0.2%	2.1%	0.8%	7.1%	1.9%
障害者支援施設	131	2	0	0	0	1	0	0	0	11	4
	100.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	8.4%	3.1%
居宅介護	14	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
7.7 27 12	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	64.3%	0.0%	0.0%	0.0%
重度訪問介護	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
療養介護	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
生活介護	76	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%
短期入所	12	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1
	100.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	8.3%	8.3%
自立訓練	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
就労継続支援A型	35	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	100.0%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	2.9%
就労継続支援B型	51	0	0	0	3	0	0	0	0	6	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	3.9%
共同生活援助	91	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1
	100.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%	1.1%
移動支援事業	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%
地域活動支援センターを経	7	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0
営する事業	100.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
児童発達支援	1 100.0%	1 100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
+L == // /rr = * / * -	66	12	1	9	15	0	0	0	0	5	1
放課後等デイサービス	100.0%	18.2%	1.5%	13.6%	22.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	1.5%

イ. 虐待類型別

経済的虐待を除く虐待類型では、虐待者が「生活支援員」の割合が最も高い。

その他の職種・職位をみると、身体的虐待では「管理者」や「その他従事者」、性的虐待では「管理者」や「その他従事者」、心理的虐待では「管理者」や「設置者・経営者」、「サービス管理責任者」、放棄・放置(ネグレクト)では「管理者」や「指導員」の割合が高い。 経済的虐待では「管理者」や「設置者・経営者」の割合が高い。

表 4-29 虐待類型別にみた虐待者の属性(職種・職位)

単位:人

				虐待を征	うった障害:	者福祉施設	めび事者(その1)				
	計	サービス 管理責任 者	管理者	設置者• 経営者	看護職員	生活支援 員	職業指導 員	就労支援 員	サービス 提供責任 者	世話人		
全体	518	28	50	23	22	229	20	5	4	23		
主14	100.0%	5.4%	9.7%	4.4%	4.2%	44.2%	3.9%	1.0%	0.8%	4.4%		
身体的虐待	297	11	20	8	18	160	5	0	0	10		
为1400户1寸	100.0%	3.7%	6.7%	2.7%	6.1%	53.9%	1.7%	0.0%	0.0%	3.4%		
性的虐待	70	2	10	1	0	25	7	3	0	3		
1主印》是1寸	100.0%	2.9%	14.3%	1.4%	0.0%	35.7%	10.0%	4.3%	0.0%	4.3%		
心理的虐待	241	15	23	17	11	104	9	3	2	9		
心理的信付	100.0%	6.2%	9.5%	7.1%	4.6%	43.2%	3.7%	1.2%	0.8%	3.7%		
放棄・放置(ネグレクト)	55	4	5	1	4	32	0	0	0	2		
	100.0%	7.3%	9.1%	1.8%	7.3%	58.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%		
経済的虐待	32	4	9	6	0	4	1	0	3	1		
作・/月 ソル巨 寸	100.0%	12.5%	28.1%	18.8%	0.0%	12.5%	3.1%	0.0%	9.4%	3.1%		

単位:人

											平位.八
				虐	待を行った	障害者福祉	业施設の従	事者(その:	2)		
	計	指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	調理員	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	その他従 事者	不明
全体	518	22	1	9	18	1	1	11	4	37	10
主体	100.0%	4.2%	0.2%	1.7%	3.5%	0.2%	0.2%	2.1%	0.8%	7.1%	1.9%
身体的虐待	297	11	0	5	14	1	0	4	4	19	7
对体的信付	100.0%	3.7%	0.0%	1.7%	4.7%	0.3%	0.0%	1.3%	1.3%	6.4%	2.4%
性的虐待	70	4	0	3	2	0	0	3	0	6	1
1年的是1寸	100.0%	5.7%	0.0%	4.3%	2.9%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	8.6%	1.4%
心理的虐待	241	13	1	4	5	0	1	4	1	15	4
心理的信付	100.0%	5.4%	0.4%	1.7%	2.1%	0.0%	0.4%	1.7%	0.4%	6.2%	1.7%
放棄・放置(ネグレクト)	55	5	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	100.0%	9.1%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%
你 ** ** ** **	32	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0
経済的虐待	100.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	6.3%	0.0%

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が 53.8%、「看護職員」が 10.6%となっている。

知的障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が 48.3%、「管理者」と「その他従事者」が 7.8%となっている。

精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員も「生活支援員」が23.4%で最も高いが、「管理者」や「サービス管理責任者」、「設置者・経営者」の割合も高い。

表 4-30 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性(職種・職位)

単位:人

				虐待を行	うった障害:	者福祉施設	との従事者((その1)		
	計	サービス 管理責任 者	管理者	設置者• 経営者	看護職員	生活支援 員	職業指導 員	就労支援 員	サービス 提供責任 者	世話人
全体	518	28	50	23	22	229	20	5	4	23
土14	100.0%	5.4%	9.7%	4.4%	4.2%	44.2%	3.9%	1.0%	0.8%	4.4%
身体障害	132	6	4	3	14	71	5	1	1	4
分仲降古	100.0%	4.5%	3.0%	2.3%	10.6%	53.8%	3.8%	0.8%	0.8%	3.0%
知的障害	383	17	30	13	14	185	13	3	0	21
재미투급	100.0%	4.4%	7.8%	3.4%	3.7%	48.3%	3.4%	0.8%	0.0%	5.5%
精神障害(発達障害を除く)	94	15	18	12	1	22	7	2	3	2
相呼降古(元廷降古で际へ)	100.0%	16.0%	19.1%	12.8%	1.1%	23.4%	7.4%	2.1%	3.2%	2.1%
発達障害	33	1	7	6	0	6	0	0	0	0
九连阵 百	100.0%	3.0%	21.2%	18.2%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
難病等	5	1	0	0	0	3	0	0	0	0
無 /内守	100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
スの出	6	0	1	0	0	1	0	0	0	0
その他	100.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7.00	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0
不明	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

単位:人

				虐	待を行った	障害者福祉	业施設の従	事者(その:	2)		丰臣.八
	計	指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	調理員	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	その他従 事者	不明
全体	518	22	1	9	18	1	1	11	4	37	10
土 件	100.0%	4.2%	0.2%	1.7%	3.5%	0.2%	0.2%	2.1%	0.8%	7.1%	1.9%
身体障害	132	3	0	1	4	0	0	5	3	6	1
分	100.0%	2.3%	0.0%	0.8%	3.0%	0.0%	0.0%	3.8%	2.3%	4.5%	0.8%
知的障害	383	16	1	7	13	1	1	6	3	30	9
재미가우급	100.0%	4.2%	0.3%	1.8%	3.4%	0.3%	0.3%	1.6%	0.8%	7.8%	2.3%
精神障害(発達障害を除く)	94	2	0	0	0	0	0	4	0	5	1
相呼呼音(元廷降音を添く)	100.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	5.3%	1.1%
発達障害	33	3	0	4	3	0	0	0	0	3	0
元迁降日	100.0%	9.1%	0.0%	12.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%
難病等	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
天此7127寸	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
その他	6	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
CONE	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
11·97	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③虐待の発生要因

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

障害者支援施設では、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が最も高くなっている。 生活介護や就労継続支援B型、放課後等デイサービスでは、「教育・知識・介護技術等に関す る問題」が最も高くなっている。

一方で、共同生活援助では「倫理観や理念の欠如」が最も高くなっていた。

表 4-31 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待の発生要因

単位:人

		虐待の発生要因(複数回答)							
	計	教育・知識・介護 技術等に関する 問題	職員のストレスや 感情コントロール の問題	倫理観や理念の 欠如	虐待を助長する組 織風土や職員間 の関係性の悪さ	人員不足や人員 配置の問題及び 関連する多忙さ			
全体	518	262	207	235	84	86			
土件	100.0%	50.6%	40.0%	45.4%	16.2%	16.6%			
障害者支援施設	131	60	67	50	26	31			
件 口 石 又 1 及 心 以	100.0%	45.8%	51.1%	38.2%	19.8%	23.7%			
居宅介護	14	8	4	12	3	1			
10年	100.0%	57.1%	28.6%	85.7%	21.4%	7.1%			
重度訪問介護	4	3	0	1	1	0			
主汉的问打设	100.0%	75.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%			
療養介護	17	6	10	4	4	5			
冰及 7100	100.0%	35.3%	58.8%	23.5%	23.5%	29.4%			
生活介護	76	34	30	19	8	9			
	100.0%	44.7%	39.5%	25.0%	10.5%	11.8%			
短期入所	12	8	2	5	1	4			
	100.0%	66.7%	16.7%	41.7%	8.3%	33.3%			
自立訓練	4	2	2	4	0	0			
口立即仍然	100.0%	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%			
就労移行支援	6	5	2	5	1	3			
小がり1分11人1及	100.0%	83.3%	33.3%	83.3%	16.7%	50.0%			
就労継続支援A型	35	11	13	19	2	2			
小儿刀 作生的几人 1及 个主	100.0%	31.4%	37.1%	54.3%	5.7%	5.7%			
就労継続支援B型	51	29	16	26	10	6			
がりでがえること	100.0%	56.9%	31.4%	51.0%	19.6%	11.8%			
共同生活援助	91	47	34	50	17	17			
六川工石18川	100.0%	51.6%	37.4%	54.9%	18.7%	18.7%			
移動支援事業	3	2	1	1	0	0			
19到又1及于木	100.0%	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%			
地域活動支援センターを	7	4	3	5	1	0			
経営する事業	100.0%	57.1%	42.9%	71.4%	14.3%	0.0%			
児童発達支援	1	1	0	0	0	0			
儿主尤进入]及	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
放課後等デイサービス	66	42	21	33	11	7			
以体及守ノイソーレへ	100.0%	63.6%	31.8%	50.0%	16.7%	10.6%			

イ. 虐待類型別

虐待類型別に発生要因をみると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置(ネグレクト)では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられていた。

表 4-32 虐待類型別にみた虐待の発生要因

単位:人

						年世.人
			虐待	の発生要因(複数	回答)	
	計	教育・知識・介護 技術等に関する 問題	職員のストレスや 感情コントロール の問題	倫理観や理念の 欠如	虐待を助長する組 織風土や職員間 の関係性の悪さ	人員不足や人員 配置の問題及び 関連する多忙さ
全体	518	262	207	235	84	86
主体	100.0%	50.6%	40.0%	45.4%	16.2%	16.6%
身体的虐待	297	164	133	100	48	56
为体的信付	100.0%	55.2%	44.8%	33.7%	16.2%	18.9%
性的虐待	70	29	21	53	12	11
エロン 巨 寸	100.0%	41.4%	30.0%	75.7%	17.1%	15.7%
心理的虐待	241	126	89	107	44	29
心理的信付	100.0%	52.3%	36.9%	44.4%	18.3%	12.0%
放棄・放置(ネグレクト)	55	22	11	18	13	10
	100.0%	40.0%	20.0%	32.7%	23.6%	18.2%
経済的虐待	32	6	6	21	5	3
作/月 [7] [1寸	100.0%	18.8%	18.8%	65.6%	15.6%	9.4%

[※]複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

知的障害のある被虐待者に対して虐待が行われた要因としては、「教育・知識・介護技術等に 関する問題」が最も高いが、精神障害のある被虐待者に対する虐待発生要因では「倫理観や理 念の欠如」が最も高くなっていた。

身体障害のある被虐待者に対する虐待発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が同程度の割合であった。

表 4-33 被虐待者の障害種別でみた虐待の発生要因

単位:人

			虐待	の発生要因(複数	回答)	
	計	教育・知識・介護 技術等に関する 問題	職員のストレスや 感情コントロール の問題	倫理観や理念の 欠如	虐待を助長する組 織風土や職員間 の関係性の悪さ	人員不足や人員 配置の問題及び 関連する多忙さ
全体	518	262	207	235	84	86
土冲	100.0%	50.6%	40.0%	45.4%	16.2%	16.6%
身体障害	132	56	55	48	27	19
	100.0%	42.4%	41.7%	36.4%	20.5%	14.4%
知的障害	383	198	156	171	61	72
새미가루급	100.0%	51.7%	40.7%	44.6%	15.9%	18.8%
精神障害(発達障害を除く)	94	44	22	49	13	7
相呼呼音(光连降音で添く)	100.0%	46.8%	23.4%	52.1%	13.8%	7.4%
発達障害	33	20	9	15	7	3
尤 连阵 古	100.0%	60.6%	27.3%	45.5%	21.2%	9.1%
難病等	5	4	4	2	1	1
無別 可	100.0%	80.0%	80.0%	40.0%	20.0%	20.0%
その他	6	2	2	2	2	0
その他	100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%
不明	3	2	0	1	0	0
רשיוי	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%

[※]複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査

(1)調査実施概要

障害者のセルフネグレクトに関する実態や対応状況を把握するため、平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」の調査票に、特別調査票を追加し調査を行った。なお、セルフネグレクトの定義はまだ固まったものがないため、各部署でセルフネグレクトに該当すると判断した事例を調査対象とした。

(2)調査結果

平成 29 年度中(平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日)に、障害者のセルフネグレクトに関する相談を受け付けた市区町村は 72 あり、相談件数は 158 件であることがわかった。

また、相談件数 158 件のうち、相談を受け付けた部署で対応した件数(関係部署・機関と連携した対応も含む)は 144 件であり、相談件数の 9 割以上を担当部署で対応(関係部署・機関と連携した対応も含む)していることがわかった。

表 5-1 障害者のセルフネグレクトに関する相談件数と対応状況

問1 障害者の	セルフネグレクトに関連する相談を受け付けた市区町村数	72				
問1 障害者のセルフネグレクトに関連する相談件数 158 1						
問2	①貴部署または障害者虐待防止センターで対応した件数 (関係部署・機関と連携して対応した事例も含む)	144	91.1%			
対応状況	②他部署・他機関に引き継いだ件数	9	5.7%			
※問1の内訳	③その他	5	3.2%			

調査票では、相談事例の中から最大3事例までの回答を依頼し、101事例の回答を得た。 各事例において、障害者虐待の担当窓口への主な相談者は以下のようなものがあげられた。

表 5-2 障害者のセルフネグレクトに関する主な相談者

	克·大 如 大
	家族・親族・知人 住民 福祉関連部署・行政相談窓口
	病院・病院ケースワーカー 相談支援センター
主な相談者	地域活動支援センター 計画相談支援事業所
	地域包括支援センター 社会福祉協議会
	保健所・保健師 民生委員警察署 など

<事例の抜粋(架空事例)>

- ・生活保護を受給している母(60代/精神障害の疑いあり)と息子(30代/ひきこもり/精神障害の疑いあり)の2人世帯。室内はゴミであふれており悪臭あり。母は腎疾患、関節痛、パーソナリティ障害の疑いがあるも受診勧奨には拒否。息子も壁に向かって独り言を言っており、精神疾患の疑いあり。生活保護ケースワーカーと相談支援専門員、地域包括支援センター、保健所の保健師などが継続的に支援中。
- ・兄(60代/統合失調症/単身)について妹より相談。昨年に母親が亡くなった後、車を無謀 運転するなど危険な行動が認められ入院。退院後は、単身で暮らし始めたが、無為・自閉・ 感情の平板化により身の回りのことは自分で出来ず、1ヶ月で体重が10キロ減少し再び入 院。妹が様子をみているが、つきっきりでの介護は出来ないため、今後の生活について施設 入所の可能性を相談。
- ・女性(40代/発達障害、パーキンソン病)について病院ケースワーカーより相談。障害特性からお金への固執があり、本人なりの理由を述べて入院費用の支払いを拒否し、入院継続できず退院。歩行困難になりつつある。介護保険で訪問介護のサービスを受けていたが、未払いが続き、支払いが済むまで利用停止。治療が必要であること、そのためには治療代の支払いが必要であることを何度も説明するが、本人は様々な理由で納得せず支払わず治療に至らない。
- ・母(60代/股関節疾患、精神疾患)と娘(30代/療育手帳B)の二人暮らし。父親が死亡して半月後に、母親本人から支援を求める相談あり。自宅はゴミ屋敷の状態。自宅での支援を試みたが、母親が精神的不安を訴えて精神科に長期入院となる。娘のみ独居できる能力がないため障害者支援施設に入所。母親に対して首長申立による成年後見制度申立を行う。長期入院及び入所が見込まれ、成年後見人及び基幹相談支援センターと連携して、自宅の片付けを行った。
- ・女性(40代/精神障害/本人・父(統合失調症)・弟の3人暮らし)について、地域活動支援センター職員と本人の叔父から相談が入る。本人は精神障害があり、地域活動支援センターに来ている。父は統合失調症で家事はできない。弟は働いているが、本人と父のことについて無関心である。家がゴミ屋敷で野良猫のたまり場になっており、異臭が取れない。
- ・男性(40代/療育手帳あり/両親・本人の3人暮らし)は入浴している様子はなく体臭が強い。髪や髭も伸び放題で以前より状況が悪化している。食事は「カップラーメンだけ」と答える。家族によるネグレクト及びセルフネグレクトとして、地域活動支援センター職員より当課へあらためて通報。自宅は「ごみ屋敷」状態。家庭には借金や健康保険、介護保険の滞納金もあることがわかり、金銭面でのやりくりや生活を組み立てる力が弱い。過去にもネグレクトの虐待通報が入っている。後日の聞き取り調査で、虐待の事実が認められた。
- ・甥(50代/障害手帳なし/単身生活)はアルコール乱用で家がごみ屋敷のようになっており、精神科病院に連れていってほしい、と叔父が相談。当課のケースワーカーと保健師が叔父の訪問に同行して、居室の状況と低栄養を確認。病院の受診を提案、同行を申出て本人了承。

同日、通院し、低栄養のため点滴治療。その日は入院には至らず帰宅。後日、叔父が精神科 病院へ本人を連れて受診。アルコール依存症、低栄養、統合失調症の疑いで入院となる。

- ・男性(60代/独居/自律神経失調症を自認、認知症の疑いもあり)は炊事や洗濯など生活全般が不能であり、近所とのコミュニケーションもとれない。発見時、極度の栄養不良と脱水症状(糞尿垂れ流し状態)で救急搬送され、警察より障害者虐待事案通報票が提出。
- ・男性(70代/独居/知的障害の疑い)は多数の犬に家を占拠され、車中泊していた。所持金なく食事もとれていなかった。支援をかたくなに拒否していたが、保健所や警察、関係部局、民生委員、相談支援センターでチームを作り対応。精神科病院の協力のもと、本人と犬を保護した。
- ・女性(40代/要介護4/単身)について地域包括支援センターより通報。母親が介護をすべて担っていたが、その母親が消息不明に。本人は交通事故による脊髄損傷により介護が必要なため、ショートステイを利用したが飲食を一切拒否。救急搬送となるが、入院を強く拒否し自宅に戻った。自宅では寝たままの状態で過ごしている。
- ・母親(30代/介護うつ/息子(知的障害)との2人世帯)について学校より連絡。特別支援 学校に通う中1の男子生徒の母親が子どもの養育に関して1人で抱え込んでしまい、過度の 疲労とストレスにより前年に介護うつと診断された。しかし、以降も子どもの養育をしなけ ればならないと背負いこむことにより心身ともに衰弱し、通常は人に助けを求めることをし ない母親が、当日は教諭に対して泣きながら感情を出していたため、学校側で緊急会議を行 い、当課に連絡となった。母親に介入していかなければ、心身ともに悪化し、子どもの養育 もできなくなってしまうため、セルフネグレクトとして対応することとした。

第Ⅱ部 「追加アンケート調査」及び「ヒアリング調査」の結果の集計・分析

6. 虐待兆候を把握していた事例を対象とした追加アンケート調査

(1)調査実施概要

①調査目的

障害者虐待事例の未然防止、再発防止を進めるためには、「虐待の早期発見・早期対応」が 重要と考えられる。そのため、平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で自治体により虐待 と判断された事例のうち、虐待兆候を把握していた事例に焦点を当て、「兆候」の内容及び平 成 29 年度の同調査において虐待と判断された事例との関係性を明らかにすることを通じて、 「国手引き」で求められている「虐待の早期発見・早期対応」に寄与できるような対応策を検 討するための基礎資料を得ることを目的に、本調査を実施した。

②調查対象

平成 29 年度調査の養護者虐待事例の中で、虐待と判断された事例のうち「虐待の兆候を把握していた」と計上された事例を対象とし、同事例を回答した市区町村に調査票を配布した。

③調査期間

平成 31 年 1 月 15 日~平成 31 年 2 月 1 日 (3 週間)

4調查手法

メール配布・メール回収

⑤配布数·回答数·回答率

- ・虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった事例は396。事例を回答した市区町村 数は232 自治体であり、このうち、メールアドレス無回答や不達による配布不可34自治 体を除く198 自治体に配布
- ・回答は98自治体、うち有効回答数は94(有効回答率47%)

⑥主な調査項目

- 問 0. 自治体基礎情報、該当事例
- 間1.「兆候」に関する相談を受け付けた時の相談内容
- 問2. 障害者虐待の疑いとして受け付けた相談・通報・届出について
 - ・相談・通報・届出者(複数回答可)
 - ・相談・通報・届出の概要
 - 貴部署が行った当時の対応
 - ・当時の家族間における具体的な問題・兆候(複数回答可)
 - ・ 当時の支援実施状況 (複数回答可)
 - ・平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」における当該事例の相談・通報・届出者の有無 など

問3. 虐待の疑い以外での相談について

- ・相談・通報・届出者(複数回答可)
- ・相談・通報・届出の概要

- ・貴部署が行った当時の対応
- ・当時の家族間における具体的な問題・兆候(複数回答可)
- ・ 当時の支援実施状況 (複数回答可)
- ・平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」における当該事例の相談・通報・届出者の有無 など

問4. 障害者虐待等の問題が再発する家族への対応を行ううえでの課題など ※自由記述

(2)調査結果

有効回答数94において、合計で135事例における兆候把握時の回答を得た。

1) 問1.「兆候」に関する相談を受け付けた時の相談内容(SA)

兆候把握時の135 事例のうち、「①障害者虐待の疑いとして相談・通報・届出を受け付けた」 事例は76(56.3%)、「②障害者虐待の疑い<u>以外</u>での相談を受けた・話を聞いた」事例は45(33.3%)、「③その他」は12(8.9%)であった(表6-1)。

3割強は障害者虐待以外の相談時に虐待の兆候を把握している。

また、「その他」の回答からは、障害者虐待担当部署に相談・通報・届出が寄せられていなくても、従前関与していた担当部署で、虐待の兆候を把握していたことがうかがえる。

	回答数	割合
① 障害者虐待の疑いとして相談・通報・届出を受け付けた	76	56.3%
② 障害者虐待の疑い <u>以外</u> での相談を受けた・話を聞いた	45	33.3%
③ その他	12	8.9%
④ 不明	2	1.5%
合計	135	100%

表 6-1 問 1.「兆候」に関する相談を受け付けた時の相談内容(SA)

【「その他」の主な概要】

- ・区の保健センターにおいて虐待の兆候を把握していた。
- ・通所先の事業所が虐待者の言動を懸念していた。
- ・市町村合併前の保健所や当市障害者基幹相談支援センターが兆候を把握していた。
- ・本ケースには従前から自治体職員が訪問、面談しており、その際の面談の際に、虐待者から被虐待者へ、高圧的な言動があったことを、現認していた。一方、高圧的な言動に対して、被虐待者は虐待者に直接罵るような発言も見られていた。
- ・具体的な相談内容ではなく、長期にわたるケースワーク対応の中で兆候を感じていた。
- ・相談支援専門員が虐待を疑っていたが通報はなかった。

以下では、問1で「①障害者虐待の疑いとして相談・通報・届出を受け付けた」76事例と、「②障害者虐待の疑い<u>以外</u>での相談を受けた・話を聞いた」及び「③その他」の57事例(②45事例+③12事例)別に集計結果を整理する。

2) 相談·通報·届出者

相談・通報・届出者(虐待の疑い以外の場合は相談者)を表 6-2 に示す。

「①障害者虐待の疑いとして相談・通報・届出を受付(以下「虐待疑い」と称す。)」の場合の相談・通報・届出は「⑦相談支援専門員」が31.6%と最も高く、ついで「⑧施設・事業所の職員」が22.4%、「①本人による届出」が19.7%となっている。

「②障害者虐待の疑い以外での相談受付、③その他(以下「虐待疑い以外」と称す。)」の場合の相談・通報・届出でも「⑦相談支援専門員」が40.4%と最も高くなっている。ついで「⑧施設・事業所の職員」が21.1%となっており、「⑪当該市区町村行政職員」も21.1%となっている。

表 6-2 相談・通報・届出者(「虐待の疑い以外」の場合は相談者) (複数回答)

問1.「兆候」に関する相談を 受け付けた時の相談内容	①障害者原として相談・ を受	通報•届出	②障害者虐待の疑い <u>以外</u> での相談を受付、 ③その他		
	7	6	57		
問2 または 問3	問	2	問]3	
(1)相談・通報・届出者(複数回答可)	回答数	割合	回答数	割合	
① 本人による届出	15	19.7%	6	10.5%	
② 家族·親族	10	13.2%	10	17.5%	
③ 近隣住民・知人	4	5.3%	1	1.8%	
④ 民生委員	3	3.9%	2	3.5%	
⑤ 医療機関関係者	5	6.6%	5	8.8%	
⑥ 教職員	1	1.3%	1	1.8%	
⑦ 相談支援専門員	24	31.6%	23	40.4%	
⑧ 施設・事業所の職員	17	22.4%	12	21.1%	
⑨ 虐待者に相当する人(加害者)	1	1.3%	6	10.5%	
⑩ 警察	3	3.9%	3	5.3%	
⑪ 当該市区町村行政職員	5	6.6%	12	21.1%	
⑫ 介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	1	1.3%	3	5.3%	
③ 成年後見人等	0	0.0%	1	1.8%	
④ その他	9	11.8%	8	14.0%	
⑮ 不明(匿名を含む)	0	0.0%	0	0.0%	

「虐待疑い」での相談・通報・届出の主な概要は以下のとおりである。

【 「虐待疑い」での相談・通報・届出の主な概要 】

※事例の特定を避けるため、回答内容の趣旨を変えない程度に一部加工を加えている。

- ・父親から言葉の暴力がある、しんどい、と本人より相談があった。
- ・体重の低下、傷の未処置、家族が施設の依頼に非協力的との相談(サービス事業等従事者等より)
- ・精神科病院のケースワーカーより、本人が夫から暴言や暴力を受けていると訴えているとの通報。
- ・過去に入居していた施設の職員から虐待されていると母親から頻回な通報があり事実確認したが、虐待の事実なしと判断。度重なる母親からの訴えに施設側が、対応が困難とのことで数年前に退所、自宅で母親と同居開始。
- ・本人の通う学校より通報入る。今朝、父親から指示されたことを指示通り出来なかったことで父親から蹴られた、叩かれた、髪を引っ張られたと教師に訴えが上がる。
- ・生活介護施設職員より、手に擦り傷があるとの相談。
- ・本人より相談員に対してお金が自由に使えないとの訴えあり。
- ・相談支援専門員から市に相談。就労継続支援 B 型を利用中だが、最近体重が減少傾向であり痩せ過ぎている。 B 型利用時の昼食はお弁当を持参しているが、量は普通量であり、モリモリ食べている。しかし、現実は痩せ過ぎており、親がきちんと食事を与えているのか不明である。また、てんかんの内服薬が処方されているが、B 型利用中に発作を起こす事が増えており、きちんと内服管理もできているか心配である。
- ・18 歳以前において、児童虐待として虐待の兆候の把握があったケース。その後は学校、児童の所管課が連携し経過を確認し見守り継続していたが、18 歳到達後、児童所管課より当課へ通報が入る。

「虐待疑い以外」での相談の主な概要は以下のとおりである。

【 「虐待疑い以外」での相談・通報・届出の主な概要 】

※事例の特定を避けるため、回答内容の趣旨を変えない程度に一部加工を加えている。

〈障害者虐待担当部署に、通報者は虐待疑いとして相談しなかったが、内容としては虐待疑いと考えられる情報〉*

- ※回答内容から、設問文の趣旨を「通報者が虐待」と発言しなかったことをもって「虐待疑い以外」の選択肢に分類 した可能性が考えられる。
- ・市町村合併前に相談活動を行っていた保健所において、虐待者の暴力行為を確認しており、改善すべく対応を行っていたが、根本的な解決には至らなかった。市町村合併後、保健センターや障害者基幹相談支援センターが相談活動を行う中でも虐待者の暴力行為が確認され、被虐待者の医療調整、福祉サービスの調整で改善を図るべく介入していた。
- ・被害者の兄が市内老健施設に入所し、金銭管理していた姪(加害者)が、施設の支払いを滞納した為、施設職員から生活困窮事例として相談。
- ・ショートステイ利用時に対象者の身体にアザがあることを発見し、対象者へ確認するが、自身で作ったものか他人に よるものか不明で原因は分からなかった。対象者は、自宅へ帰ることに拒否感はないが、同居している弟と口喧嘩す ることがあると言うので、様子を見守っている。

〈障害者虐待担当部署への相談・情報提供〉

- ・転出に伴う情報提供。概要は、本市に転入予定であるが知的障害があり、家族関係が複雑であり、養護者は義理の兄であるが、義理の兄からの経済的虐待の疑いがあるため、知っておいてほしいとのことで、前市の担当者から情報提供受けたもの。
- ・要保護児童対策協議会を実施したが、18 歳に到達しているため、今後、虐待が疑われる事案が発生した場合は、障害者虐待防止法での対応となるため、当課へ相談があったもの。
- ・母子家庭であり、母親の養育能力の弱さがあったため乳幼児期から子育て支援課の関わりあり。
- ・行動障害に対して、家族で対応した結果の報告。短期入所利用の相談。
- ・生活保護担当 C Wから相談あり。保護受給者である母の実家に身を寄せている長男について、今後の生活の場所を相談したい。 寮付きの勤務先を退職し、住む家がなくなった長女を保護している。 幻聴等が著しく、抗精神病薬による治療が必要であり、場合によっては入院加療も要するが、本人も母も同意しない。 面談に同席してほしいとの依頼に基づき、同席した。 面談最中も口論が途絶えない状況であった。
- ・加害者から、精神通院している被害者が自宅で暴れ、加害者を含む家族に暴力をふるうなどの相談があった。

3) 担当部署における当該家族に関する当時の把握状況

担当部署における当該家族に関する当時の把握状況を表 6-3 に示す。

「虐待疑い」の場合、「④初めて相談・通報・届出が寄せられた家族(または人)」が 34.2% で最も高い割合となっている。一方、過去に当該家族に関する虐待や虐待以外の相談を受けたことのある割合(① \sim ③の合計)は 53.9%だった。

「虐待疑い以外」の場合は、「③過去に虐待以外の相談を受け付けたことのある家族(または人)だった」が 47.4%で、過去に当該家族に関する虐待や虐待以外の相談を受けたことのある割合(①~③の合計)のは 49.1%のほぼすべてを占めている。「④初めて相談・通報・届出が寄せられた家族(または人)」が 40.4%だった。

表 6-3 担当部署における当該家族に関する当時の把握状況(単数回答)

問1.「兆候」に関する相談を 受け付けた時の相談内容	①障害者虐 として相談・ を受付	発の疑い 通報・届出	②障害者虐待の疑い <u>以外</u> での相談を受付、 ③その他		
	7	6	5	7	
問2 または 問3	問]2	問3		
(3)貴部署における当該家族に関する当時の把握状況(SA)	回答数	割合	回答数	割合	
① 過去に障害者虐待と <u>判断した</u> 事例があった家族(または人)だった	5	6.6%	0	0.0%	
② 過去に障害者虐待の疑いとして相談・通報・届出を受け付けたが、 虐待と <u>判断しなかった</u> 家族(または人)だった	20	26.3%	1	1.8%	
③ 過去に <u>虐待以外の相談</u> を受け付けたことのある家族(または人)だった	16	21.1%	27	47.4%	
④ 初めて相談・通報・届出が寄せられた家族(または人)だった	26	34.2%	23	40.4%	
⑤ その他	7	9.2%	4	7.0%	
⑥ 不明		1.3%	1	1.8%	
①~③の会 53. 9%	計	①~③0 49.			

4) 担当部署が行った当時の対応

担当部署が行った当時の対応を表 6-4 に示す。

「虐待疑い」の場合、「③虐待の判断に至らなかった」が43.4%、「④その他」が39.5%となっている。なお、「虐待疑い以外」の場合は兆候把握のみであるため事実確認調査や判断の有無等は聞いていない。

表 6-4 担当部署が行った当時の対応(単数回答)

問1.「兆候」に関する相談を 受け付けた時の相談内容	①障害者虐 として相談を受付	፪待の疑い ・通報・届出	②障害者虐 <u>以外</u> での相 ③その他	き待の疑い 目談を受付、
	7	76	5	7
問2 または 問3	問2		問3	
(4) 貴部署が行った当時の対応(SA)	回答数	割合	回答数	割合
① 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく 事実確認調査などは不要と判断した	1	1.3%		
② 虐待の有無の判断を行い障害者虐待ではないと判断した (例:「養護者」に該当しない、「虐待の種類」が該当しない等)	10	13.2%		
③ 虐待の判断に至らなかった (例:「養護上なんらかの問題があるが虐待の事実は確認できなかった」 「養護者の協力が得られず事実確認調査ができなかった」等)	33	43.4%		
④ その他	30	39.5%		
⑤ 不明	2	2.6%		

「④その他」の主な内容は以下のとおりである。

【「④その他」の主な内容】

※事例の特定を避けるため、回答内容の趣旨を変えない程度に一部加工を加えている。

- ・虐待としての明確な証拠は把握できていなかったが、主の年金を使われている可能性が非常に高いため、成年後見制度の市長申立ても視野に入れた対応をしていくこととした。
- ・短期入所等障害福祉サービスの活用による介護軽減により、対応した。
- ・児童保護施設への入所分離を進めたが、被害者が望まなかった。
- ・本人及び母親に事実確認を実施し、心理的虐待、ネグレクトの疑いがあるが、本人自身の疾患的要素の可能性 もあったため、虐待との断定が難しいため、関係機関と要経過観察とした。
- ・生活保護受給世帯であり、その所管課と経過観察していたが、今回警察署が介入していることを確認し、関係機 関と情報共有を行った。
- ・本人に意向確認を行い、支援者から父親へのアプローチ方法についての検討を行った。サービス等利用計画を作成するため、今後の支援について検討を行った。

5) 当時の家族間における具体的な問題・兆候

当時の家族間における具体的な問題・兆候の状況を表 6-5 に示す。

「虐待疑い」の場合、「虐待者に相当する人(加害者)側の課題」では「②虐待者に相当する人(加害者)の知識や情報の不足」が39.5%で最も割合が高い。「被虐待者に相当する人(被害者)側の課題」としても「①被虐待者に相当する人(被害者)の介護度や支援度の高さ」が39.5%で最も割合が高い。「家庭環境の問題」では「①家庭における人間関係」が57.9%と6割近くになっている。

「虐待疑い以外」の場合では「虐待者に相当する人(加害者)側の課題」では、「①虐待者に相当する人(加害者)の介護疲れ」と「②虐待者に相当する人(加害者)の知識や情報の不足」が36.8%で最も割合が高い。「被虐待者に相当する人(被害者)側の課題」では「①被虐待者に相当する人(被害者)の介護度や支援度の高さ」が49.1%で最も割合が高く、5割を占めている。「家庭環境の問題」でも「①家庭における人間関係」が52.6%と6割近くになっている。

表 6-5 当時の家族間における具体的な問題・兆候(複数回答)

	問1.「兆候」に関する相談を 受け付けた時の相談内容	①障害者虐 として相談・ を受付	҈待の疑い ・通報・届出	②障害者虐 <u>以外</u> での相 ③その他	禁待の疑い 目談を受付、
		7	6	5	7
問2 または 問3		問]2	問]3
(5)当時の家族	間における具体的な問題・兆候(MA)	回答数	割合	回答数	割合
	① 虐待者に相当する人(加害者)の介護疲れ	13	17.1%	21	36.8%
	② 虐待者に相当する人(加害者)の知識や情報の 不足	30	39.5%	21	36.8%
	③ 虐待者に相当する人(加害者)の飲酒やギャンブ ル等への依存の影響	4	5.3%	9	15.8%
	復行者に相当する人(加害者)の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	16	21.1%	14	24.6%
虐待者に相当 する人(加害	⑤ 虐待者に相当する人(加害者)が過去に虐待を 行ったことがある	4	5.3%	1	1.8%
者)側の問題・ 兆候	⑥ 虐待者に相当する人(加害者)が虐待に発展する可能性のある行為・行動	21	27.6%	12	21.1%
	⑦ 虐待者に相当する人(加害者)の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	10	13.2%	16	28.1%
	⑧ 虐待者に相当する人(加害者)側のその他の問題・ 題・ 兆候	20	26.3%	9	15.8%
	⑨ 確認・調査をしていない	2	2.6%	3	5.3%
	⑩ 不明	1	1.3%	2	3.5%
	被虐待者に相当する人(被害者)の介護度や支援度の高さ	30	39.5%	28	49.1%
被虐待者に相	② 被虐待者に相当する人(被害者)の行動障害	24	31.6%	19	33.3%
当する人(被害 者)側の問題・	③ 被虐待者に相当する人(被害者)側のその他の 問題・兆候	28	36.8%	12	21.1%
兆候	④ 確認・調査をしていない	1	1.3%	3	5.3%
	⑤ 不明	3	3.9%	3	5.3%
	① 家庭における人間関係	44	57.9%	30	52.6%
	② 家庭における経済的困窮(経済的問題)	28	36.8%	24	42.1%
家庭環境の問	③ 家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	22	28.9%	15	26.3%
題•兆候	④ 家庭におけるその他の問題・兆候	13	17.1%	10	17.5%
	⑤ 確認・調査をしていない	2	2.6%	2	3.5%
	⑥ 不明	3	3.9%	0	0.0%

6) 当時の支援実施状況

当時の支援実施状況を表 6-6 に示す。

「虐待疑い」及び「虐待疑い以外」の両方において、「⑦虐待防止のための定期的な見守りの実施」が50.0%前後で最も高くなっている。ついで、「⑧その他」が25~30%程度となっている。

回答選択肢の③~⑧のいずれかを実施した回答数は「虐待疑い」で67件、「虐待疑い以外」で48件であり、相談・通報・届出のうち84~88%程度でサービスの利用や見守り体制の実施などが行われている。

①障害者虐待の疑い ②障害者虐待の疑い 問1.「兆候」に関する相談を として相談・通報・届出 **以外**での相談を受付、 受け付けた時の相談内容を受付 <u>3</u>その他 問2 または 問3 問2 問3 (7)-1. 当時の支援実施状況(MA) 回答数 割合 回答数 割合 とくに支援は行っていない (障害福祉サービスの変更等を行っていない場合も含む) ② 虐待者に相当する人(加害者)に対する注意・指導 28.9% 24.6% 14 22 ③ 虐待者に相当する人(加害者)が介護負担軽減等のための事業に参加 0 0.0% 0.0% ④ 被虐待者に相当する人(被害者)が新たに障害福祉サービスを利用 14 18.4% 12 21.1% 被虐待者に相当する人(被害者)がすでに障害福祉サービスを受けている 17.1% 22.8% が、サービス等利用計画を見直した 被虐待者に相当する人(被害者)が障害福祉サービス以外のサービスを利 7 9.2% 8.8% ⑦ 虐待防止のための定期的な見守りの実施 38 50.0% 27 47.4% ⑧ その他 30.3% 24.6% 23 14 9 不明 0.0% 0.0% ③~⑧のいずれかの対応を実施した回答数 67 88.2% 84.2%

表 6-6 当時の支援実施状況(複数回答)

「⑧その他」の主な内容は以下のとおりである。

【「⑧その他」の主な内容】

※事例の特定を避けるため、回答内容の趣旨を変えない程度に一部加工を加えている。

- ・親から離れ単身生活を開始した。
- ・関係者会議を開催し支援状況等を共有した。
- ・本人の意志により市内の短期入所を利用、その後GH入所となる
- ・母・弟は医療機関に入院して養護者との分離をはかり、養護者には生活困窮者自立支援事業関係者が支援を行った。
- ・虐待者自身が治療のため、医療機関に入院。
- ・保護し、生活保護申請を行い救護施設への入所手続きをすすめた。
- ・関係機関との連絡を密に取るようにした。
- ・別居家族に対しての支援要請
- ・新たな障害福祉サービスの利用を勧めたが、本人から拒否された。
- ・児童保護施設への入所分離を被害者は望まなかった。
- ・医療機関、相談支援専門員、B型事業所との連携を強化し、情報の共有化を図った。
- ・親と本人、親と事業所間の関係調整を行った。
- ・被害者に対し、成年後見制度の利用を開始した。
- ・障がい者児を理解する講演への参加案内。
- ・被虐待者自身へ権利擁護の理解を促す
- ・訪問看護と常に連絡を取り状況を把握した。
- ・基幹相談支援センターが相談支援専門員に助言を実施
- ・主治医へ相談し、主治医が診察後、入院となる。
- ・卒業後に就労継続支援事業所の利用に向けた支援
- ・当該世帯に関係する他の部局との情報共有
- ・虐待者に相当する人 (加害者) の負担軽減のため、福祉サービスの導入や入院を試みたが拒否が強く実施につながらなかった。
- ・日常生活自立支援事業の相談員が家族に対し、家族からの契約解除は行えないことを説明すると、家族からの訴えは治まった。
- ・家族へ経済的支援制度の相談、説明

7) 平成29年度調査での相談・通報・届出者との関係

平成29年度「障害者虐待対応状況調査」における当該事例(虐待と判断された事例)の相談・通報・届出者(第3票問8)の中に、③~⑧の人が含まれているかを表6-7に示す。

「虐待疑い」では、「回答選択肢の③~⑧のいずれかを実施した」67事例のうち、45事例(67.2%)が平成29年度「障害者虐待対応状況調査」における当該事例の相談・通報・届出者の中含まれていた。

「虐待疑い以外」では 28 事例 (58.3%) が平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」における当該事例の相談・通報・届出者の中含まれていた。

ただし、本人からの相談・通報・届出や警察からの通報などもあるため、必ずしも含まれていないことが否定的ではないことに留意が必要である。

表 6-7 当時の支援実施状況(単数回答)

	して担談。済起。民山		②障害者虐待の疑い <u>以外</u> での相談を受付、 ③その他	
	6	7	4	8
問2 または 問3	問2		問3	
(7)-2. 平成29年度「障害者虐待対応状況調査」における当該事例の相談・通報・届出者(第3票問8)の中に、③~⑧の人が含まれているか。	回答数	割合	回答数	割合
① 含まれている	45	67.2%	28	58.3%
② 含まれていない	20	29.9%	19	39.6%
無回答	2	3.0%	1	2.1%

(3) 障害者虐待等の問題が再発する家族への対応を行ううえでの課題など(自由回答)

追加アンケート調査では、「障害者虐待等の問題が再発する家族への対応を行ううえでの課題など」について自由回答形式で48件の回答を得た。主な回答を以下に示す。

※一文の中に複数のキーワードが含まれていた場合、それぞれに計上したため、件数の合計は本設問の回答総数である 48 件と一致しない。

【 障害者虐待等の問題が再発する家族への対応を行ううえでの課題など 】 〈虐待対応上の課題(介入や分離・保護の拒否等)〉

	項目	件数
1	介入拒否(被虐待者が介入を望まない)	6件
2	介入拒否(虐待者が介入を望まない・協力を得られない)	10 件
3	分離・保護の拒否(被虐待者が分離・保護を望まない)	8件
4	分離・保護の拒否(虐待者が分離・保護を望まない)	2件
5	問題を抱え込む、隠そうとする	4件
6	家族全体への支援が必要	5件

〈介入拒否(被虐待者が介入を望まない)〉

- ・家族への介入すら望まれない場合や、被虐待者が保護を希望しなかった場合に家族に介入することで再被害のリスクが高まる場合もあるので、被虐待者への対応にも虐待者への介入にも困難さを感じることがある。(政令市)
- ・市の虐待防止センターが介入したことにより、被虐待者本人が過度なストレスを受けることもある。被虐待者本人が通報されることを望んでいない場合もあり、対応に苦慮している。(政令市・中核市以外の市(以下「一般市」という。)
- ・被虐待者へのしつけという認識があり、被虐待者の生命・身体に対する危険の緊急性が無い場合、被虐待者と虐待者の距離を置くための障がい福祉サービスの利用を勧めても、被虐待者から利用を拒否されると強制することもできないため、対応が困難である。 (一般市)
- ・障害者への虐待の場合は、本人の認識は関係ないとされているが、周りが気づいて対応したいと思っても、本人の理解がなければ、逆に悪化する場合がある。(一般市)
- ・初発時から通していえることであるが、支援の方向性が被害者に理解されにくく、また被害者の気持ちに反した介入 もできないためきっかけがつくりにくい。(町村)

〈介入拒否(虐待者が介入を望まない)〉

- ・養護者(虐待者)の介護負担を軽減させるために、本人のホームヘルプやショートステイ等の利用を勧めても、当 該養護者が受け入れない又は受け入れても長続きしないため、その結果、介護負担によるストレス等から虐待が再 発してしまうことがある。(政令市)
- ・行政に対する不信感が根強く、虐待者への接触が難しい状況。(一般市)
- ・家族の協力が得られない場合、対応が場当たり的になり、根本的解決が難しい。(一般市)
- ・家族との関係性を築いていくことが難しく、連絡や訪問等に対応いただけないことがあり、虐待の事実確認や見極め が難しく、時間を要することが多い。(一般市)
- ・家族が、第三者の介入や福祉サービスの利用を強く拒否している等の理由から、中々支援のきっかけをつかむことができない場合がある。(一般市)

〈分離・保護の拒否(被虐待者が分離・保護を望まない)〉

- ・家族から暴力を受けていても一緒に暮らしたいと思っている。(政令市)
- ・自治体に通報がある事例については、従前から虐待若しくは虐待に相当するような行為を日常的に受けているケースが多く、市が介入したことで虐待の再発が完全に防止できる事案は少ないと思われる。市としては、虐待の再発防止のため、一時保護のうえ、分離支援をした事案もあるが、被虐待者本人が分離を望まない現状から、虐待者と同じ環境で生活を継続しているケースが大半である。(一般市)
- ・回答した事例では、最初の三日間の短期入所については問題なかったが、虐待認定後の隔離のための短期入所においては、本人が自宅に戻ろうと建物から抜け出そうとして騒ぎになり、施設側が安全を確保できないとして結局退所になってしまった。(一般市)
- ・本人も養護者も、お互いと離れたくないと強く思っており、こういった場合に本人と養護者をどうしたら切り離せるのか悩ましい。 (一般市)

〈分離・保護の拒否(虐待者が分離・保護を望まない)〉

・本人が、知的障害で行動障害が激しく、夜間に暴れる、家族に暴力をふるう、奇声を上げる、自傷行為などで、家族が、自分達の身を守る・近所迷惑を考えて手をあげているケースは、上記を含め何件かあり、年度に何回もあがってきている。サービスを強化し虐待者に注意しても、施設入所して完全分離されない限り、虐待のリスクはなくならないと感じる。ご家族も、非常に困っているけれど、本人を施設入所させるのは可哀想、と考えられるようで、「サービス導入すれば終結」とはならず、支援者で情報共有しながら見守り、大きなケガになる前に対応できるシステムをつくるようにしている。(中核市)

〈家族全体への支援が必要〉

- ・多問題家族であり解決すべき課題が多い。(中核市)
- ・当該事例は、被害者の金銭管理や生活面を実質的に支援してきた前夫からの虐待事案であるが、要因としては前夫の被害者への支援過程の中で被害者が各種依存症の症状を重ねたことにより前夫が精神的に疲弊したことも要因の一つであると思われる。このような事例では、通常の被害者保護や支援ほかに、予防や再発防止の観点から虐待者も含めた包括的な支援が求められ、被害者や被害者を取り巻く環境全体への支援や介入が必要である。(一般市)
- ・介護を行う方が高齢になり、障がいを持つ子と支え合って同居しているケースで、介入のタイミングや適切な支援の 仕方が課題。(町村)
- ・家庭全体に複数問題があってもそれを問題視できず困り感がない場合、行政や事業所とのかかわりを拒否されることもあり、継続した支援を行うためのアプローチについて今後も検討していく必要がある。(町村)
- ・ほとんどの場合、虐待者と被害者の問題だけではなく他の家族も含めて家族全体に問題があるため、個別の問題を 解決していく必要があり、その上でそれぞれの関係性を含めて対応していかなければならない。 (一般市)

〈虐待対応上の課題(虐待者や家族に関する内容)〉

	項目	件数
1	虐待者が虐待と認識していない	11 件
2	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	6件
3	支援者に対する不信感が強い・関係構築が困難	6 件
4	虐待者の介護疲れ・介護以外のストレス	3 件
5	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	3件

〈虐待者が虐待と認識していない〉

- ・しつけだと思い虐待しているという認識が持てない。(政令市)
- ・障害者虐待に関わらず、虐待者は加害行為を加害行為と認識しておらず、「虐待」と認識はしていないことが多々ある。 (一般市)
- ・注意、指導等を行っても、虐待に対する認識が低く、理解が得られないため、家族への支援が難しい。(一般市)
- ・養護者において、虐待に該当する行為に至りながらも、虐待者・被虐待者双方の理解力が低く、行政からの虐待 防止指導に対し、理解してもらうことが難しいことがある。(一般市)
- ・虐待に関する複数回の通報事案の共通点は、虐待者本人が障害者虐待してしまったことへの自責感情が継続しないことが要因であると思われる。通報を受理した虐待防止センター職員が、虐待者に虐待をしないよう伝え、時には刑事罰にも繋がる旨を伝えると、一旦は反省するが、時が経過すると従前の内容と同じ原因で虐待がおきることがある。虐待者も虐待しないよう努力している面も見られるが、時間の経過とともに自責感情が薄れていくと思われる。(一般市)
- ・家族では、これまでの生活の中で当たり前となっていることが、虐待に繋がっていること。(町村)

〈虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態〉

- ・虐待者が障がいをかかえて余裕がない。(政令市)
- ・家族も障害を抱えているケースでこれまで関わりがない場合、家族側の病状にも合わせた対応が必要になり、家族側からの対応が難しい場合がある。(政令市)
- ・養護者自身の能力不足や障害により、作為的ではないにしろ障害者虐待等の問題が起きていることが多い。支援や対応にも困難を抱えることが多い。(中核市)
- ・虐待者も精神疾患や精神不安定などの問題を抱えていることが多いため、対応に苦慮する。(一般市)
- ・介護者の障害者理解の困難さ(介護者自身に理解の低さやこだわり等の障害特性が見受けられることもある) (一般市)

〈支援者に対する不信感が強い・関係構築が困難〉

- ・行政に対する不信感が根強く、虐待者への接触が難しい状況。(一般市)
- ・被害者である障害者の施設入所の調整を行っているが、施設に対する不信感が強く、難しい状況。(一般市)
- ・身体虐待がある場合、命に係わる可能性があるため、被害者支援が優先されるが、その場合、虐待者との関係が 悪くなり、支援が難しくなることがある。 (一般市)
- ・家族に指導することにより、関係性が悪化し、その後の支援に関わりづらくなる。(一般市)

〈虐待者の介護疲れ・介護以外のストレス〉

・家族も一生懸命に在宅介護をしており、介護疲れがある。レスパイトができる短期入所先の確保や通所サービスの 開所時間や日中一次支援事業の対応時間の延長、生活介護での入浴等事業所や行政でサービス内容を現在 よりもっと利用しやすくなれば、介護疲れも少しは負担軽減にはなる。また、知的障害の場合は強度行動障害の方 もいるため、家族も疲弊感が募るため家族のレスパイトが必要。 (一般市)

〈家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる〉

- ・家庭内に複数人の障害者(及び高齢者)がいる場合、また、被虐待者と虐待者が障害者(及び高齢者)である場合、虐待行為への認識が乏しく、指導等が困難である。(一般市)
- ・複数人の障がい者や要介護者がいる家族への対応の困難さ。(一般市)

〈虐待対応上の課題(社会資源の不足・事業所側による受け入れ拒否)〉

	項目	件数
1	社会資源の不足	4件
2	事業所側による受入困難・拒否	2件

〈虐待対応上の課題(関係部署・機関間の考え方の相違、連携の難しさ等)〉

	項目	件数
1	障害者虐待防止法で対応することの難しさ	7件
2	関係部署・機関間の考え方の相違、連携の難しさ	3件
3	支援者側の知識やスキル	3件
4	転出入や部署間での情報の引継	2件

〈社会資源の不足〉

- ・医療的ケアが必要な重症心身障害者の場合、緊急時のための入所先の確保が難しい(特に家族の拒否により事前に準備ができない場合)。(一般市)
- ・再発するケースの場合、やむを得ず被虐待者を保護する必要性が出てくるが、地域によっては地域生活拠点事業を実施できない自治体(入所系の事業所が全くない、協力が得られない等)があり、そのような場合において都道府県が要請に応じて一時的な保護施設を調整する機能が必要である。当市では入所系の施設が一切ないため、地域生活拠点事業を未だ実施できていない状況にある。今後整備するにあたり面的整備が濃厚であるが、他市町の事業所の協力が得られるか不透明である。そのような状況下で緊急で保護を要する事態が発生した場合、都道府県が要請を受けて保護施設を調整する機能、権限があれば、入所系の事業所が無い自治体は非常に助かる。(一般市)
- ・重度の障害児を保護出来る施設自体が少ないことも課題であると感じた。(一般市)
- ・山間部のため利用できるサービス資源が限られる。(町村)

〈事業所側による受入困難・拒否〉

- ・レスパイトのための入院を相談したが、医療機関における対応が困難であったことから、訪問看護を導入し対応しているほか、65歳以上で一度非該当であった介護の再申請を行った。様々な制度もあるが、制度にのれない精神障がい者についての対応は大きな課題であると思われる。(一般市)
- ・精神障がい者の家族における介護負担の軽減のために、障がい福祉サービスやデイケアの利用を検討したが、本人の状態から受け入れてもらえなかった。(一般市)

〈障害者虐待防止法で対応することの難しさ〉

- ・児童虐待のような権限が付与されていれば再被害を防止するための介入をより効果的に行うことができるでのはないかと思われる。現在の法制度の中で対応していくのであれば、家族に介入する際に警察がともに介入してくれれば再被害を防ぐことに役立つのではないかと考える事例も散見されるので、警察との協力関係を今以上に築くことも必要ではないかと考える。(政令市)
- ・行政機関での対応には限界があり、特に注意・指導は常に方法を模索してながら行っている。その中で警察機関の協力が必要なケースがあるが、連携方法が整備されていないように感じる。(中核市)
- ・法に"強制的な捜査権"や家族から批判や訴訟をされたとしても保護される"保証"が明記されていると、家族への対応や事実確認がやりやすくなると考えられる。現在は様々な策を考えてうまく事実確認を実施できてはいるが、完全にシャットアウトされるケースや行政に攻撃的(訴訟等含む)なケースに遭遇した場合、自治体だけでの事実確認が難しくなるのではないかと懸念がある。ぜひ、我々現場を守る"法の整備"をお願いしたい。事実確認をするにあたり、状況に応じて警察の協力が得られるような体制整備も必要と考られる。特に暴力等による攻撃的なケースにおいては、自治体から要請すれば必ず応じるといった法整備が必要である。(一般市)
- ・適切な時期、及び対応いかんによっては、本人だけでなく、事業所や行政にも加害行為を及ぼす可能性が高く、虐待への介入そのものが、虐待者の加害行動を発する機会を提供することにもなりかねない。本ケースについても、脅迫、暴力的な言動が各関係機関に数か月におよびあったため、各管轄警察へ相談しています。実際には、危険行為には発展せずに現在治まっていますが、いつ再発するかわからない状況にある。(一般市)
- ・虐待防止法に基づく対応の実務では、緊急時の被害者避難が主となっており、虐待の未然の予防や再発防止の 観点での支援を統括する役割分担が必ずしも明確ではなく、虐待者・被害者を継続的かつ専門的に支援していく ことは難しい状況である。(一般市)
- ・経済的虐待(障害年金搾取の疑い)に関しては、虐待者をすぐに警察通報等することも難しく、効果的かつ安全 な介入方法をご教示いただきたい。 (一般市)

〈関係部署・機関間の考え方の相違、連携の難しさ〉

- ・多くの関係機関が関わっていることも多く、各関係機関の考え方も異なり、様々な意見があり、事実の精査には時間を要した。定期的な見守りはもちろんだが、虐待を防止するためにも、福祉サービスの利用や見守り体制の構築は必要。支援者がたくさんいることは非常に心強いが、誰が主体となり支援していくか、役割分担をどうするか、定期的な情報共有や支援体制の見直し等、どのくらいのスパンで確認、調整すべきか悩む。(一般市)
- ・両親の知的能力に問題があるため虐待が繰り返される可能性がある障害児の件を児童相談所に相談をしたが、判断は「虐待ではない」というものであり、調査にも行かず、動くことがなかった。障害の担当者が考える虐待に対する認識と児童相談所が考える虐待への認識にずれを感じた。(一般市)

〈支援者側の知識やスキル〉

- ・支援者の気づきやその気づきに基づく発信で事案対応を行うことが可能だが、支援者の嗅覚やセンス、障害者支援 の在り方に対する視点等に依存し、事態の把握までに時間がかかってしまう傾向にある。 (中核市)
- ・虐待対応における役割分担として、市は指導的立場になり、虐待者との関係性構築において困難さがある。基幹相談支援センターなどの専門的機関と協働し、虐待者へのアプローチを行っていきたいが、専門的機関の力不足を感じるため、そういった機関に対する研修の強化やバックアップ体制の構築の必要性を感じる。(一般市)
- ・事業所や行政、計画相談員等関わっている人が当事者、養護者が暴力をしない、させないためにも普段から相談できる体制をつくる必要があるが、職員の質や技術の担保が必要である。(一般市)

〈転出入や部署間での情報の引継〉

- ・もともと被虐待者である両親の夫婦仲の問題 (DV 等)や幼少時の虐待があり、支援の継続がないまま成長後に「障害者虐待」で虐待再発となり、かつ転入してきた場合。支援連続性の難しさ等で本人の訴えがないと把握が難しく、家族への介入も難しい。 (政令市)
- ・今回のケースは、情報の引継ぎが適切にできず、虐待の予兆発見が遅れたものと考えられる。 被害者は出生後しばらくの間、母親と本市で暮らしていたが、母親からの虐待が疑われ児童相談所が介入し、他 県の祖母のところで生活することになった。その後、被害者は祖母との間が不仲となり、再度、母を頼って本市に戻っ てきた。前述の情報は虐待の相談があった後に分かったことであり、転入時の自治体間の引継ぎの際には、サービス 利用のための手続きについてしか引継ぎがなく、過去の経緯についての確認が遅れてしまった。自治体間でハイリスク な家庭であることを共有できればよかった。(一般市)

8) 追加アンケート調査結果のまとめ

①障害者虐待担当部署への相談・通報・届出に至らなくても、虐待の兆候を把握している部署・ 機関との情報共有は重要

平成29年度に虐待と判断された事例の中の「兆候を把握していた」136事例のうち、「①障害者虐待の疑いとして相談・通報・届出を受け付けた」事例(「虐待疑い」)は76(56.3%)、「②障害者虐待の疑い以外での相談を受けた・話を聞いた」事例は45(33.3%)、「③その他」(②と③を合わせて「虐待疑い以外」)は12(8.9%)であった(p80)。

「虐待疑い」と「虐待疑い以外」に共通しているのは、相談・通報・届出者で割合が高いのはいずれも「相談支援専門員」、「施設・事業所の職員」、「当該市区町村行政職員」となっていること(p81)、過去に当該家族に関する虐待や虐待以外の相談を受けたことのある割合が5割前後を占めていること(p84)といえる。

「国手引き」では「障害者虐待防止と対応のポイント」として「虐待の早期発見・早期対応」を挙げている(「国手引き」p9)。一方、平成29年度「障害者虐待対応状況調査」によると、養護者虐待における障害福祉サービス等の未利用者は21.8%を占めていることを見逃してはならない(本資料p17~p18)。

つまり、虐待を兆候の段階で回避し、早期の段階での発見につなげるためには、障害者虐待 担当部署への相談・通報・届出に至らなくても、虐待の兆候を把握している部署・機関が発見 する可能性が高く、当該部署・機関との密な情報共有の重要性を指摘できる。こうした取組の 積み重ねが、障害福祉サービス等の未利用者で、かつ虐待兆候のある家庭に対する虐待の予防 や早期発見につながる可能性があることが確認できた。

②障害者虐待等の問題が再発する家族への対応を行ううえで課題等について

障害者虐待等の問題が再発する家族への対応を行ううえで課題等について、48 件の自由回答を得ることができた (p91)。回答を整理すると、当該家庭への対応を行ううえでの課題の特徴をみることができる。

- ・被虐待者も虐待者も介入を望んでいない事例が多い。
- ・被虐待者も虐待者も分離・保護を望んでいない事例が多い。
- ・行政による介入が、家庭内で隠したり抱え込んだりといった、発見の難しさや再発リスク を高めることにつながることが懸念される事例が多い。
- ・当該家庭への対応を行ううえでの課題として、当該家族に起因しない問題も多い(社会資源の不足や事業所側による受入拒否、関係部署・機関間の考え方の相違、障害者虐待防止法で対応することの難しさ等)

被虐待者も虐待者も、介入や分離・保護を望んでいなかったり、行政による介入がさらなる 発見の難しさや再発リスクを高めることにつながる可能性があるという指摘は、今後、障害者 虐待等の問題が再発する家族への対応を検討するうえで貴重な指摘といえる。

同時に「当該家庭への対応を行ううえでの課題として、当該家族に起因しない問題も多い」点についても、障害者虐待等の問題が再発する家族への対応を行ううえで市町村職員を始めと

する支援者が直面していることとして、重く受け止める必要のある指摘である。

本調査では、限られた回答ではあったものの、障害者虐待等の問題が再発する家族への対応を行ううえでの困難さや今後検討が必要な課題を明らかにすることができたといえる。

7. 障害者虐待の未然防止に向けたヒアリング調査

7. 1. 検証委員会を開いて再発防止策等の検討を行った自治体・法人に対するヒアリング調査

(1)調査実施概要

①調査実施目的

障害者虐待事例の未然防止、再発防止を進めるためには、以下の取組が重要と考える。

- ア. 合議による虐待発生の要因分析
- イ. アの結果をもとに自治体が行った虐待対応のふりかえり
- ウ. イの結果をもとにした再発防止策の検討

しかし、障害者虐待防止法や国「手引き」において上記ア〜ウ(以下「虐待発生の要因分析 から再発防止策の検討」という。)に取り組む規定や記載がないため、自治体が積極的に「虐 待発生の要因分析から再発防止策の検討」に取り組むことは難しい。加えて「どのように」取り組むことが望ましいのか、行ったことによる効果や行ううえで直面する課題等を想像するのも難しいのが現状といえる。

そこで、本年度は本事業における検討委員会における議論の結果、平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で虐待と判断された事例のうち、自治体や法人に当該事例に関する検証委員会を設置して、「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」に取り組んだ自治体や法人から、虐待発生の要因分析及び再発防止策の検討を進めるうえでの手法や検討内容、検討を行う上での工夫や課題等について聞き取りを行い、他自治体が障害者虐待の未然防止、再発防止を進めるための手法のひとつとして「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」に取り組むにあたり、参考となるようなとりまとめを行うことを目的に、本調査を実施した。

②調査対象

平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で虐待と判断された事例のうち、自治体や法人に 当該事例に関する検証委員会を設置して、「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」に取 り組んだ自治体や法人

- 養護者虐待:1事例(1自治体)
- 施設従事者虐待:1事例(1自治体、1法人)
- ※上記自治体・法人及び事例概要に関しては、自治体名・法人名及び事例の特定を避けるため、 本報告書では非公表とする。

③調査実施時期

平成 30 年 12 月

4調查実施方法

今回のヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入及びヒアリング調査前の返送 を依頼。ヒアリング調査当日は、その回答に基づいて聞き取りを行った。

⑤主な聞き取り内容

- 検証委員会を設置した経緯及び目的等
- ・「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」を進めるうえでの手法や検討内容
- ・上記の検討を行う上での工夫や課題等

(2)調査結果

①養護者虐待:1事例(1自治体)

ア. 事例概要(加工済み事例)

- ・60 代の両親により、精神障害のある 30 代の子が、長期にわたって、自宅内の 1 室に監禁されていた事例。
- ・子は障害者手帳を取得していたが、サービスの利用はなかった。
- ・子の祖父の退院支援にあたり、病院でのカンファレンスに同席していた地域包括支援センターから 障害福祉担当部署に連絡された。

イ、検証委員会設置の経緯及び目的等

i. 検証委員会設置の根拠

当自治体における、「当該虐待事例に係る対応検証委員会設置要綱」にもとづき設置された。

ii. 検証委員会設置の目的と経緯

当自治体が行った虐待対応に関する事実の確認および問題の所在の明確化、今後のあり方について一定の方向を示すために、自治体からは一定の独立性・中立性をもった外部機関による 多角的な検証が必要であるという当自治体の首長命に基づき、本委員会が設置された。

※当検証委員会の設置目的は、本事案の虐待発生の要因分析や法的責任を問うためのものではない。

iii. 検証委員会の主な構成メンバー

以下、いずれも当自治体とは利害関係のない者が選ばれた。

- 学識経験者
- 医療機関 (医師)
- 弁護士
- 社会福祉士
- 相談支援事業所
- 障害者福祉施設等
- 都道府県障害福祉担当部部署 等

iv. 検証委員会と検証委員会設置自治体との役割分担

検証委員会:

検証対象の決定、聴き取り対象者の選定、聴き取り事項の作成、検証、報告書の作成等

· 検証委員会設置自治体:

各委員や聞き取り対象者の日程調整、委員が作成した資料の配布等

v. 検証にかかった期間

- 約4か月半
 - ※当自治体の首長命により以下2点が明示されていたため、短期間での検証、報告書の作成がなされた。
 - ①可能な限り早期に問題点の検証を終えること。
 - ②障害者虐待の防止と早期発見にかかる具体的な方法等については、本委員会の解散後 に設置する組織において検討する予定であるため、本検証委員会では議論の方向性を 明示すること。

vi. 検証の方法

- ・聴き取り(可能な限り過去に関与した職員や関係者も含む)
- ・文書等(決裁文書、会議資料、法令(自治体の要綱等を含む)

vii. 検証委員会により報告書で提言された内容

- 1. 初動期及び対応期における行政対応のあり方の検討
- (1) 本人主体・本人中心支援優先の徹底
- (2) 緊急時対応体制の確立
- (3) 権利擁護・支援体制の確立
- 2. 職員及び関係機関従事者の資質向上・住民の意識啓発のための取り組みの推進
- (1) 職員研修の定期的かつ継続的な実施
- (2) 関係機関従事者に対する研修の定期的継続的な実施
- (3) 住民の意識啓発の取り組みの実施
- 3. 虐待の早期発見・障害者の権利擁護のあり方の検討
- (1)(仮)虐待の早期発見・障害者の権利擁護のあり方検討委員会の設置
- (2) 庁内組織を横断した情報共有体制等の検討とガバナンスの強化
- (3) 早期発見のための取り組み及び養護者支援策の検討

※自治体、事例を特定されないよう、一部表現を加工している。

ウ. ヒアリング調査結果より

i. 検証報告書による提言を受けて開始した主な取組(検証委員会設置自治体)

- 土日、夜間の庁内体制:
- 以前から定めている庁内基準について不備がないか検討。
- 緊急でかかれる医療機関や保護が可能な施設に関する情報収集・協議:
 - 自治体内の障害者支援施設とすでに締結している受け入れに関する協定内容に関して、実際の手順、手続き等について、各施設と改めて相互に確認を行う予定。
- 職員研修および関係機関従事者に対する研修の実施:
 - 平成30年度に補正予算を計上し、今年度内に保健福祉担当部署の職員及び障害福祉事業者を対象とした研修を実施予定。
 - 一来年度は自治体職員を対象とした研修及び障害福祉事業者対象の研修を予定。
- ・虐待の早期発見・障害者の権利擁護のあり方の検討委員会の設置:
 - 当事者や家族、サービス事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、教育委員会、自治体障害福祉担当部署等を構成メンバーとした協議会を設置。
 - 当協議会では、家族の抱え込みによる外出・社会参加の制限等の権利侵害に対する早期発見や地域共生社会を検討することを目的としている。

ii. 検証委員会を設置したことからこそできたこと、それでも難しかったこと

【検証委員会を設置したことからこそできたこと】

- ・第三者の視点で、客観的かつ専門的な視点から検証できたこと。
 - ー自治体職員だけでは気づけなかった専門的な切り口から提言をいただけたことはよかったと感じている。
 - (市民、議会、その他に対して)検証結果に対する信頼性を確保できた。

【検証委員会を設置しても難しかったこと】

- ・行政の立場で訴えたり、意見交換をする機会を持てなかった。
 - -検証委員会の独立性・中立性は確保できたが、委員のみで会議が進められたり、聴き取り結果の 確認が充分でなかったため、聴き取りを受けた一部の職員から「発言の趣旨が異なる」といった 声も聞かれた。
 - -報告書では「現場の判断に対する後からの机上の評価」であることを付帯意見として記載されているが、「家族中心ではなく本人中心の判断が必要」という趣旨の提言に対して、実際にあの現場に行って家族の状況を考慮せず判断ができるのか、今でも悩ましい。
 - 自分たちが行ってきた対応の検証とそれに対する提言に対して、関係した者が納得できるよう に、検証委員会後にでも意見交換できる機会を検討中。

・分離を検討する基準の明確化

- ー検証報告書では「分離を判断する基準」を明確化するよう指摘がなされたが、多数の事例をもと にした検討が必要であり、それを一自治体で決めることは難しいと考える。
- 一分離の判断をしても、障害者虐待の場合、受け入れ施設や枠が少ない。
- ーやむを得ない事由による措置の場合、サービス費以外にも費用がかかり、施設が持ち出しで対応 しているのが実情であり、そのことへの配慮も必要である。

養護者支援策の検討

-検証報告書では養護者支援策の検討について記載がなされているが、その制度構築は一自治体で 取り組むことは難しいと感じており、財源措置も含め、国等で検討してほしい。

②施設従事者虐待:1事例(1自治体、1法人)

ア. 事例概要

・当施設に対しては、過去に複数回の虐待等にかかる指導、勧告等がなされていたが、今回の虐待(職員による利用者への暴行)が起こったことを機に、当施設の設置者である法人に対して、当法人および当施設の指導監査権限を持つ都道府県等から、第三者による検証委員会を設置して組織的な責任の明確化や再発防止策の検証を行うこと等についての通知が発出された。

イ、検証委員会設置の経緯及び目的等

i. 検証委員会設置の根拠

上記通知を受けて、当法人内の評議員会・理事会において、「当法人障害者虐待事案検証委員会要綱」にもとづき設置された。

ii. 検証委員会設置の目的

検証委員会では、必要な事実確認調査を行い、虐待発生に至る原因の分析及び再発防止策を 提言することを目的として設置された。虐待が起こった施設にとどまらず、法人の対応につい ても言及を行っている。

iii. 検証委員会の主な構成メンバー

以下、いずれも当法人・施設とは利害関係のない者が選ばれた。

- 弁護士
- 社会福祉士
- 都道府県知的障害者施設協会
- 圏域コーディネーター
- ・オブザーバー: 都道府県監査指導担当

iv. 検証委員会と都道府県等との役割分担

· 検証委員会:

検証対象や方法の決定、聴き取り事項等の作成、検証、報告書の作成等

• 都道府県等:

検証委員会の進捗状況や検証内容の確認、検証委員会との再発防止に向けた意見交換、助言等

v. 検証にかかった期間

約1年

vi. 検証の方法

- ・理事長、施設長、職員等からの聴き取り
- ・入所者へのアンケートの実施
- 施設内見学
- ・職員アンケートの実施
- ・家族会との意見交換
- ・行政からの指導文書等の確認
- ・理事会、評議員会議事録等の調査
- ・支援記録等の調査
- ・当施設利用者処遇向上委員会会議録の調査
- ・当施設虐待防止委員会議事録の調査

垒

vi. 検証委員会により報告書で提言された内容

1. 虐待防止への再度の誓い

- (1) リーダーシップの発揮
- (2) 法人理念、ビジョンの周知
- (3) 職員倫理規程の作成及び向上
- (4) 虐待防止を法人の事業計画に位置付けること

2. 虐待防止委員会を本来の機能を果たせるものとすること

- (5) 虐待防止委員会の規程整備及び理事長又は常務理事の関与
- (6) 身体拘束廃止委員会の虐待防止委員会との分離・整備
- (7) 上記2委員会に加え、ヒヤリハット防止委員会相互の目的・機能・審議事項の明確化
- (8) 当施設虐待防止委員会の相談・助言機関を設け支援・法的レベルでの助言を受ける体制構築
- (9) チェックリストによるチェックを有効活用すること
- (10) 虐待発生時の通報体制の見直し
- (11) 虐待防止委員会での決議事項の確実な周知

3. 教育・研修体制の確保及び実施状況の管理・監督

- (12) 事業計画上での研修の明確化及び理事会の管理監督
- (13) 支援職員の最低限の知識要件
- (14) 中堅職員の研修機会の確保

4. 職場環境の改善

- (15) 施設の死角への対処
- (16) 支援職員の孤立化の予防
- (17) 職員のストレス緩和のための措置の実施

※自治体・法人、事例を特定されないよう、一部表現を加工している。

5. 当施設を支援する法人組織・本部体制の整備

- (18) 法人において各種委員会の上部機関を設置し、必要な助言・指導を行うこと
- (19) 施設長に対する支援
- (20) 看護部門と支援部門とが適切な意志疎通ができるよう本部がバックアップすること

6. 職員育成の仕組みの構築

- (21) 仕組みの構築
- (22) 利用者の支援・介護計画への理解・実践
- (23) 求める職員像の明確化

7. 当施設職員 (施設長等の管理職を含む) の処遇改善

- (24) 当施設職員(施設長等の管理職を含む)の処遇改善
- (25) 職員の確保

※実施状況に関する報告

報告書では、当法人に対し、当検証委員会のメンバーに対する少なくとも向こう2年間の定期的な実施状況の報告または当検証委員会のメンバーを当施設もしくは法人の虐待防止委員会の外部委員(またはオブザーバー)として加えるといった方法により、実施状況の報告を求めている。

※自治体・法人、事例を特定されないよう、一部表現を加工している。

ウ. ヒアリング調査結果より

i. 検証報告書による提言を受けて法人、施設が開始した主な取組

1. 法人としての取組

○虐待防止に関して

- ・全職員(職種、正規/非正規関係なし)に対し、検証委員会から出された報告書の配布。
- ・法人内に、法人委員会体制を設置。
 - -既存:法令順守委員会、虐待防止委員会
 - -新規:研修委員会、事故対策委員会、企画委員会、広報委員会等
- ・法人虐待防止委員会を通して、虐待防止に関する職員チェックリストを実施。
- ・上記職員チェックリストによる集計をもとに、各施設の管理職が「懸案事項」を把握。問題の解消、 改善に向けて取り組む材料としている。
- ・法人として、全施設を対象とした虐待防止研修を実施。

○法人組織・運営に関して

- ・法人組織、本部体制の見直しとして、都道府県と協議の上、理事の入れ替えを実施。
- ・虐待を行ったと判断された施設に対する支援として、必要に応じて随時本部職員が施設を訪問し、 聞き取りの実施。また、必要に応じて、保護者会へも参加し、説明・対応を実施。

2. 施設としての取組

○虐待防止に関して

- ・虐待防止委員会と身体拘束廃止委員会を別に設置。
- ・虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会、ヒヤリハット委員会を各月1回実施。
- ・虐待防止チェックリストを3か月に1回実施。その結果を用いて、施設長が職員との個別面談を実施。
- ・職員間の応援協力体制の強化のため、通信機器を導入。
- ・新人職員、中途採用者に対して、障害者虐待防止法や身体拘束に関する知識を身に付ける研修の実施。
- ・外部講師を招いた研修の実施。

○法人組織・運営に関して

・サービス管理責任者を中心に、利用者特性に応じた個別支援計画の作成、必要に応じた見直しを実施。同計画にもとづく支援・介護を実施できる体制を構築している。

ii. 検証委員会を設置したことからこそできたこと、それでも難しかったこと

〇法人、施設にとって

【検証委員会を設置したことからこそできたこと】

- ・理事の入れ替えにより、組織のガバナンスが見直されつつある。
 - -長年にわたる慣習の影響で、ガバナンスが損なわれていたが、理事の入れ替えにより、職員の意識を変えるところから取り組み始めている。

外部人材の関与

- 外部の方からの指摘は、内部組織からの指摘と比較して、職員の認識を変えるといった意味で効力を発揮していると感じる。
- 当施設虐待防止委員会のメンバーに法律専門職や法人理事が参画することで、現場の状況を知っていただく機会にもなるとともに、助言をいただき、現場職員の精神的負担の軽減や知識の向上につながっている。
- 外部講師による研修を通じて、障害特性の理解や合理的配慮の構築に向けて、職員一人一人が行動障害に対する理解と支援を学び、人材育成につながることを期待している。
- -検証委員会からの検証報告書提出後も、検証委員会のメンバーが法人の虐待防止委員会に加わっている事例では、改善状況を確認・助言することにより、検証結果を確実に改善につなぐことが期待できる。

【検証委員会を設置しても難しかったこと】

• 予算確保

- 外部の方に参画いただくことに異論はないが、予算的な課題が生じる面は否めない。今回の件を機に、法人全体の組織を見直し、新たな委員会を立ち上げたりもしたことで、どこにどのように 経費をかけるかといった見通しを立てたうえで取り組む必要がある。

• 人材不足

-福祉の分野で働く人材が増えることを期待したい。

○都道府県にとって

【検証委員会を設置したことからこそできたこと】

- ・行政機関による監査指導は関係法令等に基づき実施するものであるため、障害者権利擁護等の知識 を有する検証委員会からの提言は、行政とは異なる視点から課題を洗い出すことが可能と考える。
- ・検証委員会のメンバーが報告書提出後も法人の虐待防止委員会に加わっている事例では、行政担当 者も同委員会に出席しており、適切に改善状況を確認することができている。

【検証委員会を設置しても難しいこと】

人材不足

-障害者虐待が繰り返されるケースを俯瞰すると、強度行動障害など重度障害者が多いにもかかわらず、職員の知識やスキルの問題、知識やスキルの伝承の問題等がある場合は多いといえる。質の高い職員を長期的、計画的に育成していくためには、支援員の処遇改善が欠かせず、身体的にも精神的にも重労働といえる事業所、入所施設から優秀な人材が払底してしまうのではないかと懸念する。

・都道府県としての介入、指導監査権限の限界

- -現在、虐待が疑われる事業所に対しては、障害者虐待防止法や社会福祉法、障害者総合支援法に 則った権限を用いて介入する。しかし、あくまで法律の範囲内での指導監査にとどまるため、限 界があるのが実情。特別調査等の強い権限が障害者虐待防止法に付与されることで、選択肢は広 がると思う。
- 虐待と判断された事業所に対する指導監査権限はあっても、その改善をモニタリングすることを 規定している法律はない。虐待を繰り返す施設では、虐待が起きるたびに報告書で対処法を挙げ られるが、それに取り組んだからといって次を起こさないかというと、それは違うと思う。本当 に反省して改善がなされているかは、モニタリングをする必要がある。

(3)調査結果のまとめ

本調査では、平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で虐待と判断された事例のうち、自治体や法人に当該事例に関する検証委員会を設置して、以下ア〜ウ(「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」)に取り組んだ自治体や法人に協力いただき、聞き取りを行った。

【調査対象】

·養護者虐待:1事例(1自治体)

・施設従事者虐待:1事例(1自治体、1法人)

【取組】

ア. 合議による虐待発生の要因分析

イ. アの結果をもとに自治体が行った虐待対応のふりかえり

ウ. イの結果をもとにした再発防止策の検討

本調査では、以下の限界をふまえつつも、多くの自治体で障害者虐待の未然防止、再発防止を 進めるための手法のひとつとして虐待発生の要因分析から再発防止策の検討に取り組むにあた り、共通してみられた参考となると考えられる視点を整理する。

<本調査の限界>

- ・養護者虐待と施設従事者虐待とで性質が異なること
- ・養護者虐待と施設従事者虐待ともにサンプル数が限られている

①「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」を行うことの効果:

ア. 行政や法人、施設とは異なる視点で、虐待の発生要因の分析や自治体の対応のふりかえり が可能となる

養護者虐待と施設従事者虐待それぞれで検証委員会を設置した自治体から、検証委員会を設置したからこそできたことの回答として「行政とは異なる視点で、客観的かつ専門的な切り口から検証できたこと」(養護者虐待、p104)、「行政とは異なる視点での課題の洗い出し」(施設従事者虐待(都道府県)、p111)があがっている。また、虐待が発生した施設を運営する法人からも、外部人材の関与による効果が指摘されている(「外部の方からの指摘は、内部組織からの指摘と比較して、職員の認識を変えるといった意味で効力を発揮していると感じる。」(施設従事者虐待(法人)、p110))。

虐待発生の要因分析は、国手引きにおいて、養護者虐待と施設従事者虐待いずれについても「個別ケース会議の関係者による援助方針の決定」の項で、「多面的な状況分析」を行うことや、事例に応じて外部の第三者(事例対応メンバー、専門家チーム)を個別ケース会議の構成メンバーに加えることが記載されている(「国手引き」p40~p41)。

すでに取組を進めている自治体もあると考えられるが、本調査においても、障害者虐待対応 や障害者の権利擁護に精通した外部の第三者が関与した多職種による多面的な状況の分析は、 虐待発生の要因分析にとどまらず、自治体が行う虐待対応のふりかえりや再発防止作成の検討 の場面においても有効であることを確認できたといえる。

イ、外部の第三者が関与することで、再発防止策の実効性を高めることが可能となる

ここでは、「①「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」を行うことの効果」の中でも、 本調査の対象となった2事例に共通している「検証委員会を設置したことによる効果」に焦点 を当てた効果を取り上げる。

本調査の対象となった養護者虐待と施設従事者虐待のいずれの事例においても、検証委員会設置の目的が達成された後、何らかの形で外部人材が継続的に関与することが想定されている。養護者虐待事例では「行政対応だけでなく社会全体で考えるべき点を考慮すると、広い分野からの主体的参加による組織の設置」(養護者虐待、p103)、施設従事者虐待事例では「当検証委員会に対する実施状況の定期的な報告または当検証委員会のメンバーを当施設若しくは法人の虐待防止委員会の外部委員(またはオブザーバー)に加える」(施設従事者虐待(法人)、p108)である。

現在、障害者虐待防止法、国手引きにおいて、障害者虐待対応終結後に再発防止を目的とした継続的な関与(モニタリング)に関する規定・記載は、養護者虐待と施設従事者虐待のいずれも見当たらない。

そのため、自治体や法人の要綱に基づいて設置された検証委員会がとりまとめた報告書において、虐待事案の終了後にも、外部の第三者が関与することが明記されることは、一定の拘束力をもち、再発防止策の実効性を高めることができる有効な手法のひとつと考える。

②「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」に取り組んでも残る課題:

ア.「自分たち」で考えるために、検証報告書の内容を踏まえた説明や意見交換の機会が必要

養護者虐待対応自治体にいて検証委員会を設置した目的は「当自治体が行った虐待対応に関する事実の確認および問題の所在の明確化、今後のあり方について一定の方向を示す」ことである。「自治体からは一定の独立性・中立性をもった外部機関による多角的な検証が必要であるという当自治体の首長命に基づき」、本委員会が設置された。

しかし、検証委員会を設置しても難しかったこととして、養護者虐待対応自治体からは「行政の立場で訴えたり、意見交換する機会を持てなかった。」ということが意見として挙げられた。当自治体職員からは「「家族支援が中心ではなく本人中心の判断が必要」という趣旨の提言に対しては、実際にあの場に行って家族の状況を考慮して判断ができるのか、今でも悩ましい。」、といった、検証報告書でなされた指摘と提言を咀嚼できていない素直な心情を聞き取ることができた(養護者虐待、p104)。

こうした発言が生まれる背景には、自分たちがとった対応と向き合い、検証報告書で提示された指摘や提言を実現するためにはどうしたらよいか(どのように改善したら再発防止につなげられるか)を「自ら」考えるために、検証報告書の内容を踏まえた説明や意見交換の機会を求めている思いがあると推測される。

そうだとすると、特に「イ. 自治体が行った虐待対応のふりかえり」と「ウ. 再発防止策の 検討」を行うにあたっては、検証報告書による指摘や提言に加え、説明や意見交換の機会を設 定することやそのフォローをする立場の者が存在することが重要だといえる。または、外部の 第三者を交えたかたちで検討の機会を設けることも有効と考える。いずれにしても、外部の第 三者からの指摘をふまえ、一定の期間、自分たちが納得のいく思いや考えにたどりつくために 試行錯誤する時間を経ることが、より実効性の高い再発防止策を自ら生み出す原動力になると 考えられる。

このことは、今後、多くの自治体が「外部の第三者によって(または交えて)明確化された、 自治体が行った虐待対応のふりかえりや再発防止策」を、日々の取り組みの現実に対して着実 に接合させることが必要であることを考えると、貴重な示唆をいただいたといえる。

イ. 国による対応策の検討

検証委員会を設置しても難しかったこととして、養護者虐待と施設従事者虐待それぞれで検証委員会を設置した自治体、法人から聞かれた意見は、以下障害者虐待対応に共通して挙げられる内容である。

- ·養護者虐待対応自治体:
 - 一分離を検討する基準の明確化
 - -養護者支援策の検討
- · 施設虐待対応自治体 · 法人:
 - -人材不足
 - -都道府県が法人・施設に介入する権限の限界

いずれも一自治体や法人で取り組み、解消するには難しい課題である。自治体や法人・施設が実効性の高い「虐待発生の要因分析から再発防止策の検討」に取り組むためにも、国による対応策の検討が重要である。

7. 2. 死亡事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

(1)調査実施概要

①調査実施目的

障害者虐待における死亡事例のような重篤な事例の未然防止、再発防止に向けて、効果的な 取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、平 成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で養護者虐待に関して死亡事例を計上した自治体に対 して、事例概要、自治体が行った対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング 調査を実施した。

②調査対象

平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で、養護者虐待に関して死亡事例を計上した 1 自 治体

- ※上記自治体及び事例概要に関しては、自治体名及び事例の特定を避けるため、本報告書では非公表とする。
- ※平成 29 年度「障害者虐待対応状況調査」で、施設従事者虐待で死亡事例を計上した自治 体は 0 件だった。

③調査実施時期

平成 31 年 1 月

4調査実施方法

今回のヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入及びヒアリング調査前の返送 を依頼。ヒアリング調査当日は、その回答に基づいて聞き取りを行った。

⑤主な聞き取り内容

- 事例概要
- ・事件後の自治体の対応
- ・自治体が考える今回の事件の発生要因、背景

(2)調査結果

①事例概要(加工済み事例)

- ・中度の知的障害のある20代の妹(強度行動障害あり)を、30代の姉が殺害した事例。
- ・障害基礎年金と就労支援B型(公園の清掃業務)で週3日勤務。他サービスの利用はなし。
- ・両親が相次いで病死したことを機に、姉と2人の生活となる。
- ・自分のイメージ通りに事が進まないとイライラして、発語がない分、姉につかみかかることがある。 物の置き場所にこだわりがあり、靴、テレビのリモコンの位置等がずれていると気に入らない。
- ・事件の約1年前、姉と本人が、本人の療育手帳再申請および福祉サービスの利用申請のため来庁。 姉から近況を聞き取るが、生活上、仕事上の問題は話に出なかった。
- ・事件発生。自治体は、報道と警察からの捜査関係事項照会により、事件を知る。

②事件後の自治体の対応

- ・報道内容の整理を行った。
- ・自治体に設置している障害者虐待防止対応連絡会議で報告し、本件における虐待発生の要因を明らかにし、自治体としての再発防止策を検討するために、裁判を傍聴し、対応の振り返りを行うことが事務局に課された。
 - ※障害者虐待防止対応連絡会議の構成メンバー:

弁護士、警察、医師、児童・高齢者の虐待に関する公共機関等

③自治体が考える今回の事件の発生要因、背景

- 不明。
- ・上記②で記載したように、障害者虐待防止対応連絡会議による指摘事項を受けて、裁判の傍聴に向けて公判開始期日を確認中である。

(3)調査結果のまとめ

本調査では、平成 29 年度調査において養護者虐待に関して死亡事例を計上した 1 自治体に協力いただき、事例概要、事件後の自治体の対応、自治体が考える今回の事件の発生要因、背景等について聞き取りを行った。

今回の調査結果のまとめは、過去2年間、同調査において養護者による死亡事例へのヒアリング調査に協力いただいた自治体(過去2年間で計2件)からお聞きした内容と照らして①共通して聞かれた内容と、②異なる内容がみえてきたため、両者を比較しながら聞き取り内容を整理する。

①養護者による死亡事例へのヒアリング調査に協力いただいた3自治体3事例(平成27年度調査~平成29年度調査における、自治体数、事例数の合計)からの聞き取り内容で共通していたこと

3 事例に共通してみえてきたことは、死亡事例の発覚後、報道等によって当該事例を把握したということである。被虐待者に該当する障害者が亡くなっており、虐待者に相当する加害者が逮捕され、証拠資料も押収される**ことから、事例検証そのものの難しさが、共通して指摘された。

②異なっていた内容

一方、事例によって違いがみられたことは、被虐待者のサービス利用状況や家族以外の 社会とのつながりの有無である。ある事例では家族が地域から孤立していた事例だったが、 ある事例ではサービスを利用していたり、就労を通じて社会とつながっていたものの、あ るとき家族により事件化したという違いがみられた。

いずれにしても、障害者虐待における死亡事例のような重篤な事例を防止するために有効な 取組や体制等を検討するためには、一定のサンプル数が必要であるため、3事例で分析を行う ことは乱暴である。

しかし、今回調査にご協力いただいた1自治体からは、死亡事例のような重篤な事例の未然 防止、再発防止を検討するうえで、有効と考えられる方策について聞き取ることができた。そ れは、自治体に設置された障害者虐待防止対応連絡会議から、裁判を傍聴し、対応の振り返り を行うことが事務局に課されたという話である。

先述したように、自治体は、事件発生後、報道等により事件を把握することが多く、情報が手元になかったり、警察に証拠を押収されることにより、自治体が独自に虐待の発生要因を分析することの困難さが共通して指摘されている。ひとたび刑事事件としての対応が進めば刑事訴訟法の定めにより被疑者に関する情報は入手できず、警察や検察と自治体が協働することも困難である。そのため、虐待発生の要因分析と自治体としての今後の再発防止策を検討するうえで、裁判の傍聴はひとつの有効な手段と考えられる。当該自治体においても、裁判の傍聴により、虐待発生の要因分析と自治体としての今後の再発防止策の検討を予定しているとのことだった。死亡事例のような重篤な事例の未然防止、再発防止策を検討するうえで、今回の調査を通じて重要な示唆を得ることができたことのひとつといえる。

同時に、事例によって違いがみられた、被虐待者のサービス利用状況や家族以外の社会とのつながりの有無については、本事業の検討委員会において「孤立事例の把握も重要だが、サービスを利用しているからといって周囲が安心してはいけないことに目を向けることが重要」との指摘がなされた。ひとつひとつ積み重ねることでみえてくることを、今後も教訓とし、障害者虐待の未然防止や再発防止につなげる必要がある。

死亡事例のような重篤な事例の未然防止、再発防止に向けては、今後も必要な情報を収集・ 蓄積し、それらをもとに得られることを積み重ね、検証を行う方策や仕組みを検討することが 重要と考える。

※刑事訴訟法(関係する部分を抜粋)

第一編 総則

第9章 押収及び捜索

第 99 条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

第二編 第一審

第1章 捜査

- 第218条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、 裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。
- 第 222 条 第 99 条第 1 項、第 100 条、第 102 条から第 105 条まで、第 110 条から第 112 条まで、第 114 条、第 115 条及び第 118 条から第 124 条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第 218 条、第 220 条及び前条の規定によってする押収又は捜索について、第 110、第 111 条の 2、第 112 条、第 114 条、第 118 条、第 129 条、第 131 条及び第 137 条から第 140 条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第 218 条又は第 220 条の規定によってする検証についてこれを準用する。(「ただし~」以降の記載略。)

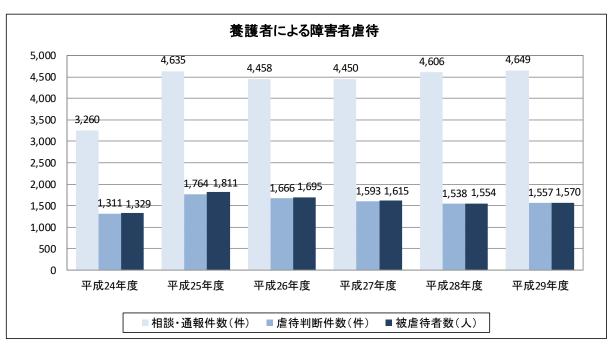
参考資料

参考資料1 障害者虐待の経年比較

1. 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数、虐待認定件数、被虐待者数等の推移

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談•通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待認定件数の推移

		養護者	↑虐待:相詞	炎•通報対	応件数		28年、29年の比較 養護者虐待:認定件数						28年、29年の比較			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	増減数	増減率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	増減数	増減率
北海道	110	213	270	356	328	281	-47	86%	34	73	69	89	70	78	8	111%
青森県	20	23	27	45	29	45	16	155%	6	6	5	13	9	10	1	111%
岩手県	14	18	26	23	15	16	1	107%	6	8	11	11	4	6	2	150%
宮城県	43	80	48	70	54	46	-8	85%	19	30	27	32	25	18	-7	72%
秋田県	13	15	23	17	20	17	-3	85%	8	9	12	14	5	11	6	220%
山形県	23	31	34	26	26	22	-4	85%	11	12	14	11	8	9	1	113%
福島県	37	35	44	36	64	69	5	108%	20	18	25	25	27	29	2	107%
茨城県	39	63	66	50	60	53	-7	88%	9	21	31	13	19	16	-3	84%
栃木県	26	19	22	24	25	34	9	136%	10	10	5	13	11	16	5	145%
群馬県	91	100	81	57	44	54	10	123%	14	24	18	13	9	14	5	156%
埼玉県	128	152	165	186	187	179	-8	96%	55	65	77	83	91	69	-22	76%
千葉県	137	250	184	197	220	282	62	128%	60	82	67	84	92	133	41	145%
東京都	236	300	306	291	308	346	38	112%	93	110	110	102	101	106	5	105%
神奈川県	236	347	258	182	196	165	-31	84%	91	114	99	83	99	93	-6	94%
新潟県	86	80	59	83	74	100	26	135%	49	43	37	31	28	39	11	139%
富山県	40	36	28	29	37	36	-1	97%	15	10	7	9	14	13	-1	93%
石川県	35	44	59	43	50	41	-9	82%	18	16	19	13	19	17	-2	89%
福井県	23	31	22	25	28	25	-3	89%	2	14	7	11	9	7	-2	78%
山梨県	39	36	24	34	22	19	-3	86%	14	14	7	11	9	6	-3	67%
長野県	61	78	58	56	72	79	7	110%	19	31	35	19	21	36	15	171%
岐阜県	48	34	42	34	27	29	2	107%	10	17	13	7	10	6	-4	60%
静岡県	84	128	113	79	91	93	2	102%	32	55	47	32	29	34	5	117%
愛知県	154	224	216	250	303	339	36	112%	87	129	102	117	113	147	34	130%
三重県	51	82	72	74	57	53	-4	93%	11	24	34	19	22	20	-2	91%
滋賀県	77	124	120	109	124	146	22	118%	37	51	56	48	69	72	3	104%
京都府	65	72	72	43	53	61	8	115%	32	54	39	27	35	40	5	114%
大阪府	429	722	770	865	908	1,009	101	111%	199	297	272	257	201	188	-13	94%
兵庫県	133	123	179	197	185	175	-10	95%	48	34	47	52	48	55	7	115%
奈良県	29	31	33	29	45	33	-12	73%	20	12	12	14	16	16	0	100%
和歌山県	18	33	34	18	28	31	3	111%	5	12	13	10	13	10	-3	77%
鳥取県	23	33	28	20	22	21	-1	95%	14	11	16	10	13	6	-7	46%
島根県	36	32	38	32	26	34	8	131%	20	20	20	18	14	12	-2	86%
岡山県	59	100	63	64	56	47	-9	84%	23	31	28	28	23	19	-4	83%
広島県	93	148	120	104	94	94	0	100%	33	37	26	30	21	23	2	110%
山口県	40	45	39	54	60	31	-29	52%	15	16	16	18	11	10	-1	91%
徳島県	24	26	29	36	33	8	-25	24%	7	10	8	10	9	3	-6	33%
香川県	22	38	38	35	45	65	20	144%	6	12	14	12	18	15	-3	83%
愛媛県	31	43	72	56	62	46	-16	74%	11	12	39	28	28	24	-4	86%
高知県	27	24	30	34	30	22	-8	73%	8	5	8	7	6	4	-2	67%
福岡県	82	187	170	164	198	130	-68	66%	36	60	45	46	51	38	-13	75%
佐賀県	35	48	32	27	41	21	-20	51%	5	13	4	8	17	8	-9	47%
長崎県	46	44	37	33	35	28	-7	80%	21	22	23	30	27	8	-19	30%
熊本県	33	49	45	53	56	53	-3	95%	16	13	18	19	24	16	-8	67%
大分県	29	54	36	44	34	31	-3	91%	11	12	9	9	5	5	0	100%
宮崎県	43	60	65	47	43	35	-8	81%	8	21	18	18	15	13	-2	87%
鹿児島県	47	53	71	37	21	31	10	148%	9	16	19	13	5	10	5	200%
沖縄県	65	127	90	82	70	74	4	106%	34	58	38	26	25	29	4	116%
合計	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	_		1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	_	

	増加(件数	増加(件数)				
1	大阪府	101				
2	千葉県	62				
3	東京都	38				
4	愛知県	36				
5	新潟県	26				

	減少(件数)					
1	福岡県	-68				
2	北海道	-47				
3	神奈川県	-31				
3	山口県	-29				
3	徳島県	-25				

	増加(件数	増加(件数)					
1	千葉県	41					
2	愛知県	34					
3	長野県	15					
4	新潟県	11					
5	北海道	8					

	減少(件数)					
1	埼玉県	-22				
2	長崎県	-19				
3	大阪府	-13				
3	福岡県	-13				
5	佐賀県	-9				

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移(複数回答)

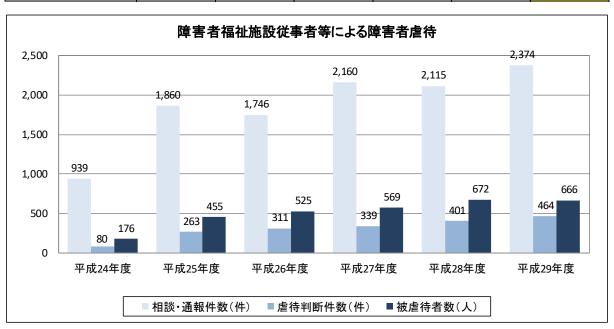
	件数							構成割合						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	-123	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	-2.8%
家族·親族	280	332	267	279	252	190	-62	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	-1.4%
近隣住民·知人	173	246	174	140	144	121	-23	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	-0.5%
民生委員	66	53	43	30	13	26	13	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	40	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	0.8%
教職員	31	51	40	43	42	38	-4	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	-0.1%
相談支援専門員• 障害福祉施設従事者等	894	1,280	1,330	-	-	-	ı	27.4%	27.6%	29.8%	ı	-	-	ı
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	58	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	1.1%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	-56	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	-1.4%
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	-5	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	-0.1%
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	174	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	3.5%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	-13	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	-0.3%
介護保険法に基づく居宅 サービス事業等従事者等	-	-	121	132	116	134	18	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	0.4%
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	6	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.1%
その他	212	315	230	178	216	216	0	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	0.0%
不明	80	90	51	40	61	34	-27	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	-0.6%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	-4	=			-			-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。 平成24年度: 3,260件 平成25年度: 4,635件 平成26年度: 4,458件 平成27年度: 4,450件 平成28年度: 4,606件 平成29年度: 4,649件

2. 障害者福祉施設従事者による障害者虐待

(1) 相談通報件数、虐待認定件数、被虐待者数等の推移

障害者福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談•通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待認定件数の推移

		施設従事	者虐待:木	∃談·通報	対応件数		27年、28	年の比較		施言	设従事者 虐	≧待∶認定(牛数		27年、28年の比較	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	増減数	増減率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	増減数	増減率
北海道	39	80	71	121	122	128	6	105%	2	7	9	12	23	12	-11	52%
青森県	17	23	23	25	28	24	-4	86%	0	3	3	5	2	3	1	150%
岩手県	4	14	4	17	10	8	-2	80%	1	0	0	1	0	1	1	-
宮城県	12	19	35	33	23	26	3	113%	3	4	9	6	3	5	2	167%
秋田県	5	4	11	13	8	4	-4	50%	1	1	2	1	1	1	0	100%
山形県	7	7	12	12	11	7	-4	64%	0	1	5	2	1	1	0	100%
福島県	3	6	13	17	17	15	-2	88%	1	1	2	3	2	6	4	300%
茨城県	13	15	22	24	21	34	13	162%	2	1	3	2	2	3	1	150%
栃木県	9	11	7	21	24	21	-3	88%	2	1	0	4	6	2	-4	33%
群馬県	15	14	33	45	26	42	16	162%	2	6	10	9	7	5	-2	71%
埼玉県	23	34	49	47	100	127	27	127%	3	3	9	14	25	30	5	120%
千葉県	37	104	77	83	132	159	27	120%	3	19	20	16	30	36	6	120%
東京都	85	169	197	221	170	227	57	134%	7	17	26	26	21	25	4	119%
神奈川県	103	388	201	158	103	113	10	110%	8	29	15	16	26	32	6	123%
新潟県	7	10	5	15	17	16	-1	94%	0	0	1	3	4	1	-3	25%
富山県	2	2	10	5	12	18	6	150%	0	0	1	2	0	5	5	-
石川県	8	16	20	36	21	39	18	186%	2	2	2	3	4	3	-1	75%
福井県	12	24	8	24	25	21	-4	84%	0	8	5	7	8	5	-3	63%
山梨県	7	18	11	23	22	12	-10	55%	0	3	1	3	2	1	-1	50%
長野県	25	32	37	32	54	61	7	113%	3	7	6	7	6	17	11	283%
岐阜県	8	10	21	24	28	33	5	118%	0	1	0	1	0	3	3	-
静岡県	19	38	32	27	44	39	-5	89%	3	13	7	9	12	13	1	108%
愛知県	31	79	75	99	105	107	2	102%	5	15	16	18	31	32	1	103%
三重県	19	33	27	44	40	41	1	103%	1	5	4	4	3	12	9	400%
滋賀県	23	17	35	69	49	46	-3	94%	1	5	9	18	5	11	6	220%
京都府	18	26	23	34	41	61	20	149%	4	4	9	6	10	7	-3	70%
大阪府	89	152	147	221	240	267	27	111%	5	22	27	45	53	59	6	111%
兵庫県	44	63	93	101	104	113	9	109%	3	9	18	11	17	31	14	182%
奈良県	9	12	14	21	26	22	-4	85%	1	2	2	4	1	6	5	600%
和歌山県	11	9	22	19	12	6	-6	50%	2	3	5	3	0	1	1	
鳥取県	10	11	21	26	18	23	5	128%	1	4	2	4	3	4	1	133%
島根県	9	20	21	23	8	14	6	175%	1	5	9	6	3	4	1	133%
岡山県	20	39	25	34	28	26	-2	93%	3	4	5	5	7	5	-2	71%
広島県	29	57	37	51	50	34	-16	68%	1	10	9	7	13	8	-5	62%
山口県	9	23	10	28	33	37	4	112%	0	4	1	3	8	4	-4	50%
徳島県	11	17	28	13	12	21	9	175%	0	0	5	0	0	4	4	-
香川県	7	17	22	9	19	34	15	179%	0	1	1	5	5	6	1	120%
愛媛県	10	21	9	15	9	20	11	222%	0	3	1	3	3	5	2	167%
高知県	8	9	7	20	33	18	-15	55%	0	3	1	13	7	5	-2	71%
福岡県	32	60	73	90	78	102	24	131%	1	4	7	6	8	14	6	175%
佐賀県	12	21	15	26	17	17	0	100%	1	4	5	1	2	1	-1	50%
長崎県	21	21	38	36	29	36	7	124%	0	6 7	14 5	5 7	5	8	3	160%
熊本県	14	29	24	39	27	41	14	152%	2	<u></u>		<u> </u>	6 5	12	6	200%
大分県	11	16	14	40	39	26	-13	67%	1	0	1	2	<u></u>	1	-4	20%
宮崎県	12	15	15	26	23	25	2	109%	2	5	10	5	10	5	-5	50%
鹿児島県	11	32	28	32	34	26	-8	76%	2	7	1	4	5	6	1	120%
沖縄県	9	23	24	21	23	37	14	161%	0	4	8	2	6	3	-3	50%
合計	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	_	_	80	263	311	339	401	464	_	

	増加(件数	増加(件数)					
1	東京都	57					
2	埼玉県	27					
2	千葉県	27					
2	大阪府	27					
5	福岡県	24					

	減少(件数)					
1	広島県	-16				
1	高知県	-15				
3	大分県	-13				
4	山梨県	-10				
5	鹿児皀県	-8				

	増加(件数)						
1	兵庫県	14					
2	長野県	11					
3	三重県	9					
4	千葉県	6					
4	神奈川県	6					
4	滋賀県	6					
4	大阪府	6					
4	福岡県	6					
4	熊本県	6					

		減少(件数)
I	1	北海道	-11
	2	広島県	-5
I	2	宮崎県	-5
I	4	栃木県	-4
I	4	山口県	-4
	4	大分県	-4

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移(複数回答)

				件数							構成割1	合		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
本人による届出	279	613	413	494	400	478	78	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	18.9%	20.1%	1.2%
家族・親族	169	306	259	339	307	307	0	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	14.5%	12.9%	-1.6%
近隣住民·知人	55	90	96	113	107	90	-17	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	5.1%	3.8%	-1.3%
民生委員	2	1	2	4	1	0	-1	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
医療機関関係者	8	18	16	25	16	28	12	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	1.2%	0.4%
教職員	2	4	3	10	6	4	-2	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	-0.1%
相談支援専門員·障害 福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	-	ı	11.3%	8.4%	11.6%	-	-	-	-
相談支援専門員	ı	-	-	140	196	196	0	-	-	-	6.5%	9.3%	8.3%	-1.0%
他の施設・事業所の職 員	-	-	-	81	82	120	38	-	-	-	3.8%	3.9%	5.1%	1.2%
当該施設·事業所職員	142	217	238	351	356	433	77	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	16.8%	18.2%	1.4%
当該施設·事業所元職 員	48	75	79	95	113	107	-6	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	5.3%	4.5%	-0.8%
当該施設·事業所設置 者·管理者	15	96	151	162	210	271	61	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	9.9%	11.4%	1.5%
当該施設·事業所利用 者	-	-	-	30	48	41	-7	-	-	-	1.4%	2.3%	1.7%	-0.5%
当該施設・事業所で受 け入れをしている実習生	-	-	-	3	9	3	-6	-	-	-	0.1%	0.4%	0.1%	-0.3%
当該市町村行政職員	-	-	-	81	102	98	-4	-	-	-	3.8%	4.8%	4.1%	-0.7%
警察	21	17	19	25	17	46	29	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.9%	1.1%
運営適正化委員会	6	9	12	8	8	6	-2	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	-0.1%
居宅サービス事業等従 事者等	-	-	3	10	4	4	0	-	-	0.2%	0.5%	0.2%	0.2%	0.0%
成年後見人等	-	-	-	8	6	9	3	-	-	-	0.4%	0.3%	0.4%	0.1%
その他	96	153	161	183	147	177	30	10.2%	8.2%	9.2%	8.5%	7.0%	7.5%	0.5%
不明(匿名を含む)	64	191	187	149	171	168	-3	6.8%	10.3%	10.7%	6.9%	8.1%	7.1%	-1.0%
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	2,306	2,586	280	-	-	-	-	-	_	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

※構成割合は、相談・退 平成24年度:939件 平成25年度:1,860件 平成26年度:1,746件 平成27年度:2,160件 平成28年度:2,115件 平成29年度:2,374件

(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待認定件数の推移

	件数										構成割食			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
障害者支援施設(「のぞ みの園」を含む)	18	71	76	88	99	116	17	22.5%	27.0%	24.4%	26.0%	24.7%	25.0%	0.3%
居宅介護	1	2	12	9	10	14	4	1.3%	0.8%	3.9%	2.7%	2.5%	3.0%	0.5%
重度訪問介護	0	2	1	3	4	6	2	0.0%	0.8%	0.3%	0.9%	1.0%	1.3%	0.3%
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
行動援護	0	1	0	0	1	0	-1	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2%
療養介護	2	2	7	1	3	17	14	2.5%	0.8%	2.3%	0.3%	0.7%	3.7%	2.9%
生活介護	9	36	40	43	48	54	6	11.3%	13.7%	12.9%	12.7%	12.0%	11.6%	-0.3%
短期入所	2	5	13	11	9	14	5	2.5%	1.9%	4.2%	3.2%	2.2%	3.0%	0.8%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練	0	1	3	1	2	4	2	0.0%	0.4%	1.0%	0.3%	0.5%	0.9%	0.4%
就労移行支援	1	4	4	5	7	7	0	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%	1.7%	1.5%	-0.2%
就労継続支援A型	7	16	22	23	26	33	7	8.8%	6.1%	7.1%	6.8%	6.5%	7.1%	0.6%
就労継続支援B型	20	51	45	49	52	43	-9	25.0%	19.4%	14.5%	14.5%	13.0%	9.3%	-3.7%
共同生活介護	10	35	-	-	-	-	-	12.5%	13.3%	-	-	-	-	-
共同生活援助	4	10	45	63	76	87	11	5.0%	3.8%	14.5%	18.6%	19.0%	18.8%	-0.2%
一般相談支援事業及び 特定相談支援事業	0	0	1	1	2	0	-2	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	-0.5%
移動支援事業	0	3	3	2	8	3	-5	0.0%	1.1%	1.0%	0.6%	2.0%	0.6%	-1.3%
地域活動支援センター を経営する事業	3	6	6	2	6	7	1	3.8%	2.3%	1.9%	0.6%	1.5%	1.5%	0.0%
福祉ホームを経営する 事業	1	0	1	0	0	0	0	1.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	1	3	2	2	4	2	-2	1.3%	1.1%	0.6%	0.6%	1.0%	0.4%	-0.6%
医療型児童発達支援	0	0	0	1	2	0	-2	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.0%	-0.5%
放課後等デイサービス	1	15	30	35	42	57	15	1.3%	5.7%	9.6%	10.3%	10.5%	12.3%	1.8%
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童相談支援事業(障 害児相談支援事業)	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	80	263	311	339	401	464	63	-	-	-	-	-	-	-

[※]構成割合は、認定件数に対するもの。 平成24年度:80件 平成25年度:263件 平成26年度:311件 平成27年度:339件 平成28年度:401件 平成29年度:464件

(5) 職種別にみた虐待者数の推移

- , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,	件数件数構成割合												
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
サービス管理責任者	10	19	27	24	27	28	1	11.5%	5.8%	7.5%	5.8%	5.9%	5.4%	-0.5%
管理者	11	31	36	45	35	50	15	12.6%	9.5%	10.1%	10.9%	7.7%	9.7%	2.0%
設置者·経営者	9	20	17	17	13	23	10	10.3%	6.2%	4.7%	4.1%	2.9%	4.4%	1.6%
医師	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
看護職員	6	1	5	6	11	22	11	6.9%	0.3%	1.4%	1.5%	2.4%	4.2%	1.8%
生活支援員	27	142	164	183	183	229	46	31.0%	43.7%	45.8%	44.5%	40.1%	44.2%	4.1%
理学療法士	0	1	0	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
作業療法士	0	0	1	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
言語聴覚士	0	0	1	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
職業指導員	3	16	17	15	15	20	5	3.4%	4.9%	4.7%	3.6%	3.3%	3.9%	0.6%
就労支援員	1	2	3	6	4	5	1	1.1%	0.6%	0.8%	1.5%	0.9%	1.0%	0.1%
サービス提供責任者	0	2	0	2	5	4	-1	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	1.1%	0.8%	-0.3%
世話人	4	16	19	31	30	23	-7	4.6%	4.9%	5.3%	7.5%	6.6%	4.4%	-2.1%
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
相談支援専門員	0	0	0	3	2	0	-2	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.4%	0.0%	-0.4%
介護福祉士	0	-	-	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-	-	-
地域移行支援員	-	0	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指導員	4	7	10	28	34	22	-12	4.6%	2.2%	2.8%	6.8%	7.5%	4.2%	-3.2%
保育士	0	1	4	2	5	1	-4	0.0%	0.3%	1.1%	0.5%	1.1%	0.2%	-0.9%
児童発達支援管理責 任者	0	3	1	8	6	9	3	0.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.3%	1.7%	0.4%
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童指導員	0	3	2	1	3	18	15	0.0%	0.9%	0.6%	0.2%	0.7%	3.5%	2.8%
栄養士	0	0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
調理員	0	1	0	0	0	1	1	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
訪問支援員	0	3	0	4	1	1	0	ı	-	-	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%
居宅介護従業者(居宅 介護従事者)	1	0	5	4	7	11	4	1.1%	0.0%	1.4%	1.0%	1.5%	2.1%	0.6%
重度訪問介護従業者(重 度訪問介護従事者)	0	2	0	2	3	4	1	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	0.7%	0.8%	0.1%
行動援護従業者(行動 援護従事者)	0	1	0	1	7	0	-7	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	1.5%	0.0%	-1.5%
同行援護従業者	ı	ı	-	0	2	0	-2	ı	-	-	0.0%	0.4%	0.0%	-0.4%
その他従事者	11	53	46	25	52	37	-15	12.6%	16.3%	12.8%	6.1%	11.4%	7.1%	-4.3%
不明	ı	ı	-	3	11	10	-1	ı	-	-	0.7%	2.4%	1.9%	-0.5%
合計	87	325	358	411	456	518	62	-	-	-	-	-	-	-

[※]構成割合は、虐待者が特定された人数に対するもの。 平成24年度:87人 平成25年度:325人 平成26年度:358人 平成27年度:411人 平成28年度:456人 平成29年度:518人

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

①市区町村による指導等の実施状況(経年比較)

(件数)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	283	292	9
市区町村による指導等	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	179	228	49
٦	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	134	116	-18

②障害者総合支援等の規定による権限行使等(経年比較)

(件数)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	56	151	188	180	184	186	2
	改善勧告	10	25	33	60	45	37	-8
障害者総合支援法又	公表	0	0	0	2	1	2	1
は児童福祉法による	改善命令	0	0	6	0	1	0	-1
権限の行使	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	3	5	2
	指定取消	0	0	0	3	7	1	-6
	合計	66	180	235	249	241	231	-10
都道府県・指定・中核 市等による指導	一般指導	52	162	163	211	190	189	-1

③当該施設等における改善措置の取組状況(経年比較、複数回答)

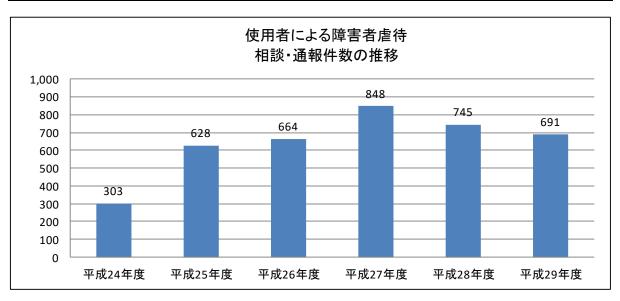
(件数)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
当該施設等における	施設・事業所等からの改善計画の提出	54	216	250	319	286	359	73
改善措置	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	46	21	-25

3. 使用者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数の推移

使用者虐待	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談•通報件数(件)	303	628	664	848	745	691



(2) 相談・通報・届出者の経年比較(複数回答)

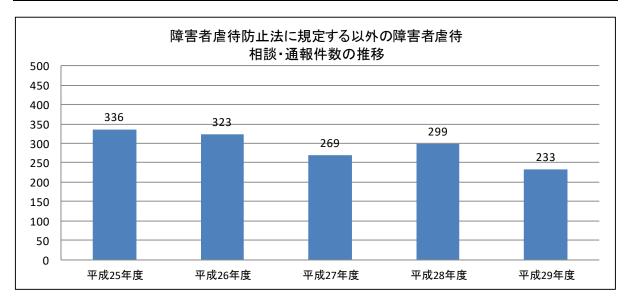
				件数							構成割	合		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
本人による届出	145	302	232	305	263	273	10	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	35.4%	39.5%	4.1%
家族·親族	48	83	89	89	75	77	2	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	10.1%	11.1%	1.0%
近隣住民·知人	31	22	22	20	18	23	5	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	2.4%	3.3%	0.9%
民生委員	2	1	1	1	0	0	0	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
医療機関関係者	3	2	4	3	3	5	2	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%	0.7%	0.3%
教職員	1	6	3	1	2	1	-1	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	-0.1%
相談支援専門員·障害 福祉施設従事者等	36	63	77	77	59	92	33	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	7.9%	13.3%	5.4%
就業・生活支援センター	-	-	-	-	16	15	-1	-	_	-	-	2.2%	2.2%	0.0%
職場の同僚	20	24	18	32	35	25	-10	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	4.7%	3.6%	-1.1%
当該事業所管理者	2	2	7	6	7	4	-3	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	0.9%	0.6%	-0.4%
警察	4	5	3	11	3	10	7	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.4%	1.4%	1.0%
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	18	19	1	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	2.4%	2.7%	0.3%
居宅サービス事業等従 事者等	-	-	1	2	0	0	0	-	-	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	39	129	199	290	253	149	-104	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	34.1%	21.6%	-12.5%
不明	23	24	22	24	36	20	-16	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	4.8%	2.9%	-2.0%
合計	361	677	692	889	788	713	-75	_	_		-	-	-	-

[※]構成割合は、相談・通報件数に対するもの。 平成24年度:303件 平成25年度:628件 平成26年度:664件 平成27年度:848件 平成28年度:745件 平成29年度:691件

4. 障害者虐待防止法に規定する以外の障害者虐待

(1)相談・通報件数の推移

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談•通報件数(件)	-	336	323	269	299	233



(2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移

	件数										構成割	合		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
保育所等	-	8	2	1	6	1	-5	-	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	0.4%	-1.6%
学校	-	40	30	19	26	24	-2	-	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	10.3%	1.6%
医療機関	-	88	80	80	65	68	3	-	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	29.2%	7.4%
官公署	-	37	40	36	20	32	12	-	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	13.7%	7.0%
その他	-	145	152	114	145	99	-46	-	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	42.5%	-6.0%
不明	-	18	19	19	37	9	-28	-	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	3.9%	-8.5%
合計	0	336	323	269	299	233	-66	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。 平成25年度:336件 平成26年度:323件 平成27年度:269件 平成28年度:299件 平成29年度:233件

5. 体制整備状況

(1) 市区町村

【障害者虐待防止センターの設置状況】

			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	1,360	1,356	-2
	直当0007	構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	78.3%	78.1%	-0.1%
障害者虐待防止セ	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	170	169	7
ンターの設置状況	安乱のの	構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	9.8%	9.7%	0.4%
Ī	直営と委託の両方	市町村数	182	217	213	212	207	211	-5
	直名C安託の両方		10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	11.9%	12.1%	-0.3%

⁽注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は 1,737。

【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
40 order * -4		市町村数	1,509	1,326	1,441	1,434	1,422	1,397	-25
住民への障害者虐待	5の相談窓口の周知	構成割合	86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	81.9%	80.4%	-1.4%
障害者の福祉又は棉	屋利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事	市町村数	493	552	592	576	595	1,214	619
する職員の確保		構成割合	28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	34.3%	69.9%	35.6%
		市町村数	1,250	1,235	1,256	1,253	1,260	1,238	-22
障害者虐待防止セン	ター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	構成割合	71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	72.5%	71.3%	-1.3%
障害者虐待防止につ	いて、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発	市町村数	1,118	986	898	895	875	814	-61
活動		構成割合	64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	50.4%	46.9%	-3.5%
障害者福祉施設及び	「障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法につい	市町村数	980	952	937	948	952	879	-73
ての周知		構成割合	56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	54.8%	50.6%	-4.2%
障害者虐待の相談窓	『ロを、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談	市町村数	_	524	568	629	657	639	-18
窓口と一体的に運営		構成割合	_	30.1%	32.7%	36.2%	37.8%	36.8%	-1.0%
虐待防止・見守り・早	期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のため	市町村数	770	833	879	918	962	981	19
のネットワーク構築へ	構成割合	44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	55.4%	56.5%	1.1%	
成年後見制度の市区	医町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強	市町村数	751	830	879	905	922	923	1
化	The second secon	構成割合	43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	53.1%	53.1%	0.1%
	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職	市町村数	-	548	645	667	733	751	18
個別ケース会議に	が参加する体制の整備	構成割合	_	31.5%	37.1%	38.4%	42.2%	43.2%	1.0%
おける専門職の参		市町村数	_	365	423	474	513	536	23
加	専門職が参加した個別ケース会議の実施	構成割合	_	21.0%	24.4%	27.3%	29.5%	30.9%	1.3%
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		市町村数	549	550	550	535	547	521	-26
者との事前の協議	一人以 0 吕 水 1 民 1 八 0 队 9 文 明 平 1 民 7 0 吕 水 正 1	構成割合	31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	31.5%	30.0%	-1.5%
身休陪害者福祉法:	知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な	市町村数	800	799	789	776	742	704	-38
	係機関との事前の調整	構成割合	46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	42.7%	40.5%	-2.2%
		市町村数	656	779	848	917	-	-	_
虐待を行った養護者	に対する相談、指導又は助言	構成割合	37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	_	_	_
		市町村数	-	_	-	-	692	715	23
緊急時の受け入れの	ための独自の一時保護のために必要な居室の確保	構成割合	_	_	_	_	39.8%	41.2%	1.3%
		市町村数	708	_	_	_	-	_	_
独自の障害者虐待対	す応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	構成割合	40.7%	_	_	_	_	_	_
		市町村数	_	549	586	621	657	667	10
	マニュアルの作成	構成割合	_	31.6%	33.7%	35.8%	37.8%	38.4%	0.6%
		市町村数	_	366	370	389	404	406	2
	業務指針の作成	構成割合	_	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	23.4%	0.1%
		市町村数	_	639	662	717	738	738	0
	対応フロー図の作成	構成割合	_	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	42.5%	0.0%
		市町村数	_	68	85	110	104	107	3
	事例集の作成	構成割合	_	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	6.2%	0.2%
障害者虐待防止法に	ロール ここめる障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機		548	591	651	704	746	769	23
	こ関する相談等の受付	構成割合	31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	42.9%	44.3%	1.3%
		市町村数	_	397	432	465	500	501	1
「保育所」「学校」	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	構成割合	_	22.8%	24.9%	26.8%	28.8%	28.8%	0.1%
「医療機関」等を所 管又は相談内容に	W. I	市町村数	_	365	406	447	484	487	3
官又は伯談内谷に対応する機関・部	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	構成割合	_	21.0%	23.4%	25.7%	27.9%	28.0%	0.2%
署との虐待に関す		市町村数	_	267	312	344	368	362	-6
る情報提供、連携	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	構成割合	_	15.4%	18.0%	19.8%	21.2%	20.8%	-0.3%
に関する事前の協		市町村数	-	271	309	361	385	387	2
議	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	構成割合	-	15.6%	17.8%	20.8%	22.2%	22.3%	0.1%
ー いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを			577	607	715	752	775	502	-273
利用していない障害									

⁽注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

(2)都道府県

【障害者権利擁護センターの設置状況】

			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差 H29-H28
	自宮のみ	市町村数	29	31	30	30	29	30	1
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	63.8%	2.1%
障害者権利擁護セ	季計のみ	市町村数	9	8	11	10	10	10	0
ンターの設置状況		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	21.3%	21.3%	0.0%
	直営と委託の両方	市町村数	9	8	6	7	8	7	-1
	国営と会託の両方		19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	17.0%	14.9%	-2.1%

⁽注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	差
		10 V4 -1- 10 V4		1.2			1 /2	1.2	H29-H28
住民への障害者虐待	手の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	47	0
		構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権力 する職員の確保		都道府県数	26	27	28	28	29	31	2
9 る戦員の確休		構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	66.0%	4.3%
障害者権利擁護セン	ター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	47	0
**************************************	いて、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害有虐待防止につる 活動	都道府県数	39	38	35	35	36	33	-3	
	構成割合 都道府県数	83.0% 46	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	70.2%	-6.4%	
	章害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法につい ての周知			100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	45 95.7%	-2 -4.3%
	R口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談	構成割合 都道府県数	97.9%		97.9%		100.0%		-4.3 _%
障害者虐待の相談総 窓口と一体的に運営		_	3		5		6		
	構成割合	_	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	12.8%	0.0%	
のネットワーク構築へ	.期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のため 、の取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等	都道府県数	36	33	33	35	34	31	-3
の組織、ネットワーク	を活用している場合も含む。)	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	66.0%	-6.4%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議		都道府県数	28	30	28	30	31	30	-1
m-zn/mg = +++ z	= 17 17. 7 • 11.1 17 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17.	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	63.8%	-2.1%
都道府県労働局との	障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	41	39	-2
MINENT, 710,55 (MS), 5 = 10		構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	83.0%	-4.3%
	知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な	都道府県数	21	19	19	20	18	16	-2
	「区町村、関係機関との事前の調整	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	34.0%	-4.3%
権利擁護センターにはいます。	都道府県数 構成割合	38	40	42	42	44	43	-1	
備			80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	91.5%	-2.1%
権利擁護センターにる支援のため、情報	都道府県数	41	40	43	44	44	45	1	
る体制の整備		構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	95.7%	2.1%
権利擁護センターに	よる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する	都道府県数	33	30	33	34	33	34	1
情報の収集、分析及	び提供	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	72.3%	2.1%
虐待事例の調査、	虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	1	24	27	29	31	28	-3
対応、検証等(個別		構成割合	-	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	59.6%	-6.4%
ケース会議)における専門職の参加	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	_	23	23	24	25	23	-2
の寺川峨の参加	等] 戦が参加した虐付事例の調査、対心、検証等の実施	構成割合	_	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	48.9%	-4.3%
独白の陪宝老虎谷☆	対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	1	ı	ı	-	1	ı
独自07阵音召准时7	がのくニュアル、未物相率、対応プロ 因等のFF成	構成割合	63.8%		-	-	-		ı
	マニュアルの作成	都道府県数	_	22	25	25	25	25	0
	マニュノルの行列	構成割合	_	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	53.2%	0.0%
	業務指針の作成	都道府県数	-	17	16	17	16	15	-1
	米//// 10 17 10 17 10 10 10 10	構成割合	-	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	31.9%	-2.1%
	対応フロー図の作成	都道府県数	_	31	29	28	33	34	1
	NAMES OF THE PROPERTY OF THE P	構成割合	_	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	72.3%	2.1%
	事例集の作成	都道府県数	-	7	9	13	16	16	0
	A process of 11 /2N	構成割合	_	14.9%	19.1%	27.7%	34.0%	34.0%	0.0%
	こ定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機		25	22	24	27	26	29	3
関」等における虐待に	に関する相談等の受付 	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	61.7%	6.4%
「保育所」「学校」	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	-	11	12	13	12	12	0
「医療機関」等を所	The second secon	構成割合	-	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	25.5%	0.0%
管又は相談内容に	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	_	15	14	15	14	16	2
対応する機関・部	する機関・部		_	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	34.0%	4.3%
署との虐待に関す る情報提供、連携	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	_	13	12	14	13	15	2
に関する事前の協		構成割合	_	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	31.9%	4.3%
議	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	_	10	10	12	12	14	2
		構成割合	_	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	29.8%	4.3%

⁽注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

参考資料 2 平成 27 年度~平成 29 年度の調査結果を用いた集計

1. 養護者虐待に関する3ヵ年データを用いたクロス集計分析

ここでは、養護者虐待に関する平成27年度から平成29年度の3ヵ年分のデータを用いて 養護者虐待に関する「被虐待者の基本属性別有意差分析」のクロス集計を行った。 集計結果表を以下に示す。

参考資料:被虐待者の基本属性別有意差分析(その1 性別・年齢別)※3ヵ年データ

				性別					年	朎		ı	
		全体	男性	女性	有意差	中学生 以下	15~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有意
	全体	4739	1715	3024		49	347	983	779	1059	920	595	
		100% 2910	100% 952	100% 1958	***	100%	100% 198	100% 521	100% 486	100% 684	100% 597	100%	***
	身体的虐待	61.4%	55.5%	64.7%	***	67.3%	57.1%	53.0%	62.4%	64.6%	64.9%	65.2%	ጥጥ
虐	性的虐待	188	6	182	***	1	37	57	33	32	19	9	***
待		4.0% 1505	0.3% 512	6.0% 993	*	2.0% 9	10.7% 116	5.8% 332	4.2% 261	3.0% 327	2.1% 285	1.5% 172	
の 類	心理的虐待	31.8%	29.9%	32.8%		18.4%	33.4%	33.8%	33.5%	30.9%	31.0%	28.9%	
型	放棄、放置(ネグレクト)	752 15.9%	348 20.3%	404 13.4%	***	17 34.7%	84 24.2%	150 15.3%	104 13.4%	154 14.5%	140 15.2%	102 17.1%	***
	経済的虐待	1136	506		***	0	48	306	180	220	232		***
		24.0% 1188	29.5% 561	20.8%	***	0.0%	13.8%	31.1%	23.1% 256	20.8%	25.2% 108	25.0% 27	***
	父	25.1%	32.7%	20.7%		38.8%	43.5%	36.6%	32.9%	25.2%	11.7%	4.5%	
	母	1188 25.1%	472 27.5%	716 23.7%	**	33 67.3%	181 52.2%	431 43.8%	226 29.0%	204 19.3%	91 9.9%	19 3.2%	***
		686	27.5%	661		07.3%	0	43.67	117	215	176		***
	夫	14.5%	1.5%	21.9%		0.0%	0.0%	5.0%	15.0%	20.3%	19.1%	21.7%	
	妻	114 2.4%	106 6.2%	0.3%		0.0%	0.0%	2 0.2%	5 0.6%	31 2.9%	49 5.3%	27 4.5%	(***
	息子	230	46	181	***	0	0	0	3	23	99	102	(***
	10.71	4.9% 95	2.7% 11	6.0% 82	***	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	2.2% 16	10.8%	17.1% 33	(***
虐	娘	2.0%	0.6%	2.7%	***	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	1.5%	4.5%	5.5%	(***
待	息子の配偶者(嫁)	11	2	9		0	0	0	1	1	0		(***
者 の		0.2% 7	0.1%	0.3%	***************************************	0.0%	0.0%	0.0%	0.1% 0	0.1% 0	0.0%	1.5% 5	(***
続柄	娘の配偶者(婿)	0.1%	0.1%	0.2%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.8%	
rı	兄弟	700 14.8%	319 18.6%	375 12.4%	***	1 2.0%	26 7.5%	82 8.3%	93 11.9%	168 15.9%	189 20.5%	136 22.9%	***
	L+1.4	290	102	185		2.0%	10	32	41	77	20.5%	***************************************	(***
	姉妹 	6.1%	5.9%	6.1%		0.0%	2.9%	3.3%	5.3%	7.3%	8.7%	7.7%	
	祖父	9 0.2%	0.1%	0.3%		0.0%	0.9%	6 0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	(***
	祖母	23	9	14	•••••	0	4	14	2	0	1		(***
	111-7	0.5% 705	0.5% 237	0.5% 421		0.0%	1.2% 26	1.4% 127	0.3% 117	0.0% 144	0.1% 142	0.3%	**
	その他	14.9%	13.8%	13.9%		8.2%	7.5%	12.9%	15.0%	13.6%	15.4%	15.8%	
	不明	11	2	9		0	0	1	3	4	1	2	
		0.23% 939	0.12% 357	0.30% 577		0.00%	0.00% 52	0.10%	0.39% 151	0.38% 212	0.11% 186	0.34% 147	**
	虐待者の介護疲れ 	19.8%	20.8%	19.1%		12.2%	15.0%	18.3%	19.4%	20.0%	20.2%	24.7%	·
	虐待者の知識や情報の不足	1103 23.3%	410 23.9%	673 22.3%		20 40.8%	81 23.3%	231 23.5%	183 23.5%	236 22.3%	196 21.3%	135 22.7%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への	394	132	260		2	28	90	63	88	62	57	
虐待	依存の影響 虐待者の介護等に関する強い不安	8.3% 794	7.7% 305	8.6% 482		4.1% 7	8.1% 46	9.2% 159	8.1% 139	8.3% 180	6.7% 145	9.6% 111	
者則	を悩み・介護ストレス	16.8%	17.8%	15.9%		14.3%	13.3%	16.2%	17.8%	17.0%	15.8%	18.7%	
カ	虐待者が過去に虐待を行ったこと がある	350	131	218		2	42	86	57	64	60		(**)
要因		7.4% 2071	7.6% 761	7.2% 1272		4.1%	12.1% 172	8.7% 450	7.3% 355	6.0% 442	6.5% 367	6.4% 232	**
	虐待者が虐待と認識していない	43.7%	44.4%	42.1%		26.5%	49.6%	45.8%	45.6%	41.7%	39.9%	39.0%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑 うつ状態	733 15.5%	223 13.0%	506 16.7%	***	14 28.6%	67 19.3%	167 17.0%	88 11.3%	149 14.1%	141 15.3%	102 17.1%	***
	虐待者側のその他の要因	548	204	338		6	34	100	80	137	118	66	
被	作は日間のその他の安囚	11.6%	11.9%	11.2%		12.2%	9.8%	10.2%	10.3%	12.9%	12.8%	11.1%	+
虚	被虐待者の介護度や支援度の高さ	1274 26.9%	480 28.0%	792 26.2%		14 28.6%	71 20.5%	250 25.4%	212 27.2%	295 27.9%	245 26.6%	183 30.8%	*
待者側	被虐待者の行動障害	791	348	443	***	16	68	203	128	174	125	76	***
側の		16.7% 726	20.3% 232	14.6% 492	*	32.7% 6	19.6% 54	20.7% 139	16.4% 121	16.4% 165	13.6% 165	12.8% 72	
要 因	被虐待者側のその他の要因	15.3%	13.5%	16.3%	Ĺ	12.2%	15.6%	14.1%	15.5%	15.6%	17.9%	12.1%	
	家庭における被虐待者と虐待者の	2283	802	1474		14	173	451	386	513	444	292	
家	虐待発生までの人間関係 家庭における経済的困窮(経済的	48.2% 1007	46.8% 411	48.7% 591	***	28.6%	49.9% 70	45.9% 264	49.6% 173	48.4% 198	48.3% 174	49.1% 116	***
莛	問題)	21.2%	24.0%	19.5%		10.2%	20.2%	26.9%	22.2%	18.7%	18.9%	19.5%	ļ
環 竟	家庭内に複数人の障害者、要介護 者がいる	675	231	146%		1/12%	55 15.0%	149	116	149	114	14.1%	
		14.2% 333	13.5% 118	14.6% 214		14.3% 11	15.9% 29	15.2% 62	14.9% 39	14.1% 87	12.4% 64	14.1% 38	(***
	家庭におけるその他の要因	7.0%	6.9%	7.1%		22.4%	8.4%	6.3%	5.0%	8.2%	7.0%	6.4%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

参考資料:被虐待者の基本属性別有意差分析(その2 障害種別)※3ヵ年データ

			身体障害			知的障害 精神障害(発達障害を除く			害を除く)	除く)発達障害			難病等				
		全体	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
	全体	4739 100%	1052 100%	3687 100%		2508 100%	2231 100%		1578 100%	3161 100%		105 100%	4634 100%		61 100%	4678 100%	
	身体的虐待	2910	636	2274		1421	1489	***	1065	1845	***	63	2847		38	2872	
_	性的虐待	61.4% 188	60.5%	61.7% 168	***	56.7% 138	66.7% 50	***	67.5% 40	58.4% 148	***	60.0%	61.4% 185		62.3% 0	61.4% 188	
虐待		4.0% 1505	1.9% 318	4.6% 1187		5.5% 699	2.2% 806	***	2.5% 597	4.7% 908	***	2.9% 54	4.0% 1451	***	0.0% 22	4.0% 1483	
の類	心理的虐待	31.8% 752	30.2%	32.2% 530	***	27.9% 466	36.1% 286	***	37.8% 173	28.7% 579	***	51.4% 12	31.3% 740		36.1% 16	31.7% 736	······································
型	放棄、放置(ネグレクト)	15.9%	21.1%	14.4%	***	18.6%	12.8%		11.0%	18.3%		11.4%	16.0%		26.2%	15.7%	Τ
	経済的虐待	1136 24.0%	234 22.2%	902 24.5%		722 28.8%	414 18.6%	***	291 18.4%	845 26.7%	***	12 11.4%	1124 24.3%	**	11 18.0%	1125 24.0%	
	父	1188 25.1%	204 19.4%	984 26.7%	***	791 31.5%	397 17.8%	***	300 19.0%	888 28.1%	***	44 41.9%	1144 24.7%	***	7 11.5%	1181 25.2%	*
	臣	1188	263	925		847	341	***	259	929	***	35	1153	*	9	1179	
		25.1% 686	25.0% 163	25.1% 523	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	33.8% 126	15.3% 560	***	16.4% 397	29.4% 289	***	33.3% 11	24.9% 675		14.8% 22	25.2% 664	***
	夫	14.5% 114	15.5% 63	14.2% 51	***	5.0% 6	25.1% 108	***	25.2% 45	9.1% 69		10.5% 2	14.6% 112		36.1% 5	14.2% 109	(**)
	妻	2.4%	6.0%	1.4%		0.2%	4.8%		2.9%	2.2%		1.9%	2.4%		8.2%	2.3%	
	息子	230 4.9%	76 7.2%	154 4.2%	***	28 1.1%	202 9.1%	***	121 7.7%	109 3.4%	***	2 1.9%	228 4.9%		8 13.1%	222 4.7%	(**)
	娘	95 2.0%	33 3.1%	62 1.7%	**	9 0.4%	86 3.9%	***	57 3.6%	38 1.2%	***	0 0.0%	95 2.1%		3 4.9%	92 2.0%	
虐待	息子の配偶者(嫁)	11	5	6		2	9	*	3	8		0	11		1	10	(*)
者のは	娘の配偶者(婿)	0.2% 7	0.5%	0.2%	(*)	0.1% 0	0.4% 7	(**)	0.2%	0.3%		0.0% 0	0.2% 7		1.6% 0	0.2% 7	
続柄		0.1% 700	0.4% 142	0.1% 558		0.0% 401	0.3% 299	**	0.2% 234	0.1% 466		0.0% 9	0.2% 691	***************************************	0.0%	0.1% 697	*
	兄弟	14.8% 290	13.5% 73	15.1%		16.0%	13.4%	ale.	14.8%	14.7%		8.6% 2	14.9%	***************************************	4.9% 5	14.9%	
	姉妹	6.1%	6.9%	217 5.9%	>>>	170 6.8%	120 5.4%	т	84 5.3%	206 6.5%		1.9%	288 6.2%		8.2%	285 6.1%	
	祖父	9 0.2%	0.0%	9 0.2%		7 0.3%	2 0.1%		2 0.1%	7 0.2%		0.0%	9 0.2%		0.0%	9 0.2%	
	祖母	23 0.5%	0.2%	21 0.6%		19 0.8%	4 0.2%	**	0.1%	21 0.7%	*	1.0%	22 0.5%		0.0%	23 0.5%	***************************************
	その他	705	112	593	***	374	331		203	502	*	10	695		4	701	
		14.9% 11	10.6% 5	16.1% 6		14.9%	14.8% 7	***********************	12.9% 2	15.9% 9		9.5% 0	15.0% 11	***************************************	6.6% 0	15.0% 11	
	不明	0.23% 939	0.48% 273	0.16% 666	***	0.16% 517	0.31% 422	*	0.13% 276	0.28% 663	*	0.00%	0.24% 919		0.00% 16	0.24% 923	
	虐待者の介護疲れ 	19.8%	26.0%	18.1%		20.6%	18.9%		17.5%	21.0%		19.0%	19.8%		26.2%	19.7%	
	虐待者の知識や情報の不足	1103 23.3%	201 19.1%	902 24.5%	**	635 25.3%	468 21.0%	***	345 21.9%	758 24.0%		29 27.6%	1074 23.2%		15 24.6%	1088 23.3%	
虐	虐待者の飲酒やギャンブル等への 依存の影響	394 8.3%	82 7.8%	312 8.5%		208 8.3%	186 8.3%		137 8.7%	257 8.1%		2 1.9%	392 8.5%	*	3 4.9%	391 8.4%	
待者	虐待者の介護等に関する強い不安	794	208	586	***	440	354	*	245	549	***************************************	20	774	***************************************	23	771	***
側の	や悩み・介護ストレス 虐待者が過去に虐待を行ったこと	16.8% 350	19.8% 80	15.9% 270		17.5% 207	15.9% 143	**	15.5% 101	17.4% 249		19.0% 6	16.7% 344		37.7% 3	16.5% 347	
要因	がある	7.4% 2071	7.6% 440	7.3% 1631		8.3% 1185	6.4% 886	***	6.4% 604	7.9% 1467	***	5.7% 46	7.4% 2025		4.9% 21	7.4% 2050	
	虐待者が虐待と認識していない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43.7%	41.8% 147	44.2%		47.2%	39.7% 347		38.3% 273	46.4% 460	**	43.8%	43.7% 713	***************************************	34.4% 10	43.8% 723	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑 うつ状態	733 15.5%	14.0%	586 15.9%	***************************************	386 15.4%	15.6%	*******************************	17.3%	14.6%	**	20 19.0%	15.4%	***************************************	16.4%	15.5%	
	虐待者側のその他の要因	548 11.6%	136 12.9%	412 11.2%	*	301 12.0%	247 11.1%		182 11.5%	366 11.6%		12 11.4%	536 11.6%		8 13.1%	540 11.5%	
被虐	被虐待者の介護度や支援度の高さ	1274 26.9%	402 38.2%	872 23.7%	***	700 27.9%	574 25.7%	**	362 22.9%	912 28.9%	***	31 29.5%	1243 26.8%		26 42.6%	1248 26.7%	**
待 者	被虐待者の行動障害	791	112	679	***	510	281	***	254	537		28	763	**	3	788	*
側の要		16.7% 726	10.6% 144	18.4% 582		20.3% 338	12.6% 388	**	16.1% 281	17.0% 445	***	26.7% 18	16.5% 708		4.9% 11	16.8% 715	
因	被虐待者側のその他の要因 家庭における被虐待者と虐待者の	15.3% 2283	13.7% 511	15.8% 1772		13.5% 1071	17.4% 1212	***	17.8% 843	14.1% 1440	***	17.1% 59	15.3% 2224		18.0% 23	15.3% 2260	
	虐待発生までの人間関係	48.2%	48.6%	48.1%		42.7%	54.3%		53.4%	45.6%		56.2%	48.0%		37.7%	48.3%	
家庭	家庭における経済的困窮(経済的 問題)	1007 21.2%	201 19.1%	806 21.9%		598 23.8%	409 18.3%	***	312 19.8%	695 22.0%		16 15.2%	991 21.4%		13 21.3%	994 21.2%	
環境	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	675 14.2%	127 12.1%	548 14.9%		431 17.2%	244 10.9%	***	197 12.5%	478 15.1%	*	20 19.0%	655 14.1%		10 16.4%	665 14.2%	
	家庭におけるその他の要因	333	83	250	***************************************	187	146	***************************************	107	226	***************************************	10	323	***************************************	2	331	
		7.0%	7.9%	6.8%	200/121 -	7.5%	6.5%	<u> </u>	6.8%	7.1%		9.5%	7.0%		3.3%	7.1%	

[※]有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

参考資料:被虐待者の基本属性別有意差分析(その3 行動障害の有無別)※3ヵ年データ

					行動障害	!		
		全体	強い行動障害が ある(区分3、行 動関連項目8点 以上)	認定調査を受けてはいないが、① と同程度の行動 障害がある	行動障害がある	行動障害がない	行動障害の有無 不明	有意差
		4739	515	70	761	3201	192	
	自什么点红	100% 2910	100% 363	100% 45	100% 499	100% 1870	100% 133	***
	身体的虐待	61.4%	70.5%	64.3%	65.6%	58.4%	69.3%	(
虐	性的虐待	188 4.0%	13 2.5%	1 1.4%	31 4.1%	133 4.2%	10 5.2%	
待 の	心理的虐待	1505	102	16	230	1113		***
類 型	サ森 サディングしんい	31.8% 752	19.8% 95	22.9% 20	30.2% 134	34.8% 485	22.9% 18	***
	放棄、放置(ネグレクト)	15.9% 1136	18.4% 79	28.6% 14	17.6% 147	15.2% 856	9.4%	***
	経済的虐待	24.0%	15.3%	20.0%	19.3%	26.7%	20.8%	ተ ተተ
	父	1188 25.1%	184 35.7%	18 25.7%	225 29.6%	722 22.6%	39 20.3%	***
	母	1188	195	25.7%	29.0%	727		***
		25.1%	37.9%	35.7%	27.6%	22.7%	16.1%	(occordence
	夫	686 14.5%	20 3.9%	6 8.6%	99 13.0%	526 16.4%	18.2%	***
	妻	114	4	1	10	94		(**)
	白 フ	2.4% 230	0.8%	1.4% 0	1.3% 25	2.9% 182	2.6% 14	(***)
	息子	4.9%	1.2%	0.0%	3.3%	5.7%	7.3%	
虐	娘	95 2.0%	0.0%	1 1.4%	14 1.8%	74 2.3%	4 2.1%	*
待	息子の配偶者(嫁)	11	0	0	3	7	1	
者 の	th o =7/P =*/ /FF	0.2% 7	0.0%	0.0% 0	0.4% 1	0.2% 6	0.5% 0	***************************************
続 柄	娘の配偶者(婿)	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	
	兄弟	700 14.8%	82 15.9%	12 17.1%	101 13.3%	478 14.9%	21 10.9%	
	姉妹	290	20	6	57	194	10	***************************************
	±0.0	6.1% 9	3.9% 0	8.6% 1	7.5% 0	6.1% 7	5.2% 1	(
	祖父	0.2%	0.0%	1.4%	0.0%	0.2%	0.5%	
	祖母	23 0.5%	6 1.2%	1 1.4%	0.4%	12 0.4%	0.5%	
	その他	705	48	12	85	471		***
		14.9% 11	9.3%	17.1% 0	11.2% 2	14.7% 7	21.9%	
	不明	0.23%	0.39%	0.00%	0.26%	0.22%	0.00%	
	虐待者の介護疲れ	939 19.8%	192 37.3%	25 35.7%	179 23.5%	520 16.2%	9.4%	***
	虐待者の知識や情報の不足	1103	148	27	210	663	00	***
	虐待者の飲酒やギャンブル等への	23.3% 394	28.7% 33	38.6% 4	27.6% 46	20.7% 301	18.2%	**
虐待	依存の影響	8.3%	6.4%	5.7%	6.0%	9.4%	4.2%	
者	虐待者の介護等に関する強い不安 や悩み・介護ストレス	794 16.8%	148 28.7%	19 27.1%	184 24.2%	422 13.2%	7.3%	***
側の	虐待者が過去に虐待を行ったこと がある	350	48	5	64	223	9	
要 因	がある	7.4% 2071	9.3% 207	7.1% 37	8.4% 329	7.0% 1405	4.7% 55	***
	虐待者が虐待と認識していない 会はまの歴史 特殊を思いない	43.7%	40.2%	52.9%	43.2%	43.9%	28.6%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑 うつ状態	733 15.5%	70 13.6%	14 20.0%	122 16.0%	515 16.1%	8 4.2%	***
	虐待者側のその他の要因	548	57	4	84	320	77	***
被	地点仕来の人器内は土垣よっこ 。	11.6% 1274	11.1% 223	5.7% 28	11.0% 186	10.0% 801	40.1% 34	***
虐待	被虐待者の介護度や支援度の高さ	26.9%	43.3%	40.0%	24.4%	25.0%	17.7%	<i></i>
者 側	被虐待者の行動障害	791 16.7%	286 55.5%	45 64.3%	324 42.6%	129 4.0%	7 3.6%	***
の要	被虐待者側のその他の要因	726	23	3	81	537	80	***
因	家庭における被虐待者と虐待者の	15.3% 2283	4.5% 211	4.3%	10.6%	16.8% 1595	41.7%	***
	虐待発生までの人間関係	48.2%	41.0%	52.9%	47.8%	49.8%	35.9%	
家 庭	家庭における経済的困窮(経済的 問題)	1007 21.2%	89 17.3%	18 25.7%	163 21.4%	702 21.9%	30 15.6%	*
環境	家庭内に複数人の障害者、要介護	675	88	10	130	430	15	**
-5 %	者がいる 	14.2% 333	17.1% 52	14.3%	17.1% 50	13.4% 166	7.8% 61	(***)
	家庭におけるその他の要因	7.0%	10.1%	4.3% 20%以上の場合に	6.6%	5.2%	31.8%	

2. 施設従事者虐待に関する3ヵ年データを用いたクロス集計分析

(1) 施設・事業所別にみた虐待行為の類型の割合

ここでは、施設従事者虐待に関する平成27年度から平成29年度の3ヵ年分のデータを用いて障害者福祉施設・事業所と虐待行為の類型のクロス集計を行った。集計結果表を以下に示す。

- ※施設・事業所で起きた虐待件数(単純集計値)が50件以上の施設・事業所のみ取り上げている。
- ※割合は、施設・事業所別の虐待行為の類型(複数回答)の割合(横方向での割合)。
- ※虐待行為の類型は複数回答のため合計は100%を超える。

【障害者福祉施設・事業所別にみた虐待行為の類型】

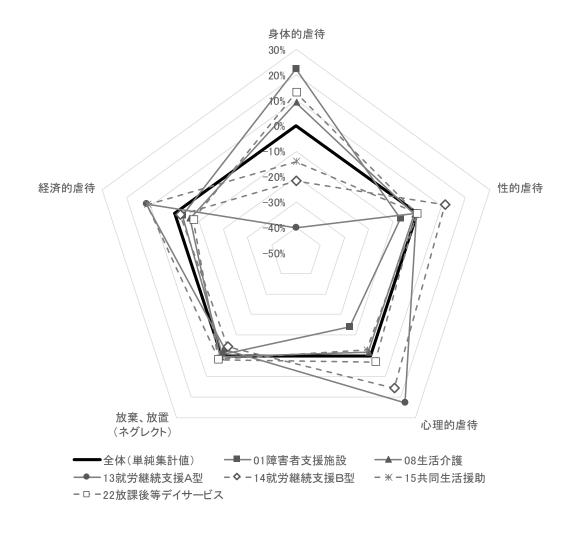
	全体		虐待行為	鳥の類型(複	数回答)	
	(単純集計	身体的	性的	心理的	放棄、放置	経済的
	値)	虐待	虐待	虐待	(ネグレクト)	虐待
全体(単純集計値)	1,204	688	162	502	76	91
01障害者支援施設	302	240	20	84	17	14
08生活介護	145	96	18	58	10	2
13就労継続支援A型	82	14	11	53	3	16
14就労継続支援B型	144	51	36	83	3	8
15共同生活援助	226	97	31	88	18	43
22放課後等デイサービス	134	94	18	60	11	0
全体(単純集計値)	100.0%	57.1%	13.5%	41.7%	6.3%	7.6%
01障害者支援施設	100.0%	79.5%	6.6%	27.8%	5.6%	4.6%
08生活介護	100.0%	66.2%	12.4%	40.0%	6.9%	1.4%
13就労継続支援A型	100.0%	17.1%	13.4%	64.6%	3.7%	19.5%
14就労継続支援B型	100.0%	35.4%	25.0%	57.6%	2.1%	5.6%
15共同生活援助	100.0%	42.9%	13.7%	38.9%	8.0%	19.0%
22放課後等デイサービス	100.0%	70.1%	13.4%	44.8%	8.2%	0.0%

- ※全1,204事例を対象に集計:施設・事業所の全体(単純集計値)が50件以上の施設・事業所のみを表示。
- ※割合は施設・事業所別にみた虐待行為の類型(複数回答)の割合(横方向での割合)
- ※色付きのセルは施設・事業所別にみた虐待行為の割合が全体(単純集計値)の割合より5%以上高いセル
 - ・施設・事業所別に虐待行為の類型の割合をみると、障害者支援施設では、他の虐待類型と比較して、身体的虐待の割合が 79.5%と最も高くなっている。全体(単純集計値)での身体的虐待の割合と比較すると、22.4% (79.5%-57.1%) 高くなっている。
 - ・生活介護でも、他の虐待類型と比較して、身体的虐待の割合が 66.2%と最も高くなっている。
 - ・就労継続支援A型では心理的虐待の割合が他の虐待類型と比較して最も高く、64.6%となっている。次いで、経済的虐待の割合も19.5%で、全体(単純集計値)の割合7.6%と比較すると、10%以上高い割合となっている。
 - ・就労継続支援B型では心理的虐待の割合が他の虐待類型と比較して最も高く、57.6%とな

- っている。次いで、性的虐待の割合も 25.0%で、全体(単純集計値)の割合 13.5%と比較すると 10%以上高い割合となっている。
- ・共同生活援助では、他の虐待類型と比較して身体的虐待の割合が42.9%と最も高く、次いで心理的虐待が38.9%となっている。また、共同生活援助では経済的虐待の割合が19.0%となっており、全体(単純集計値)での割合7.6%と比較すると、10%以上高い割合となっている。
- ・放課後等デイサービスでは、他の虐待類型と比較して、身体的虐待の割合が 70.1%と最も高くなっている。

前述の施設・事業所別の虐待行為の類型の割合と全体(単純集計値)での虐待行為の類型の割合の差分をとり、レーダーチャートで示したものが下図である(全体平均との乖離を表したもの)。

【施設・事業所別の割合と全体(単純集計値)の割合の差分によるレーダーチャート】



- ・障害者支援施設では、全体(単純集計値)と比較して差が上回っているのは身体的虐待 となっている(22.4%=障害者支援施設での身体的虐待の割合 79.5%-全体(単純集計値) での身体的虐待の割合 57.1%)。
- ・生活介護でも全体と比較して差が上回っているのは身体的虐待となっている。
- ・就労継続支援A型では、心理的虐待と経済的虐待が全体と比較して差が上回っている。
- ・就労継続支援B型では、性的虐待と心理的虐待が全体と比較して差が上回っている。
- ・共同生活介護では経済的虐待が全体と比較して差が上回っている。
- ・放課後等デイサービスでは身体的虐待が全体と比較して差が上回っている。

(2) 虐待行為の類型別にみた施設・事業所の割合

(1) と同じ集計値を用いて、虐待行為の類型別に施設・事業所の割合を計算したものが 下表である。

※施設・事業所で起きた虐待件数(単純集計値)が50件以上の施設・事業所のみ取り上げている。 ※割合は、虐待行為の類型別にみた施設・事業所の割合(縦方向での割合)。

※施設・事業所は50件以上のみ取上げているため合計は100%にならない。

【虐待行為の類型別にみた施設・事業所の割合】

	全体		虐待行為	為の類型(複	数回答)	
	(単純集計	身体的	性的	心理的	放棄、放置	経済的
	值)	虐待	虐待	虐待	(ネグレクト)	虐待
全体(単純集計値)	1,204	688	162	502	76	91
01障害者支援施設	302	240	20	84	17	14
08生活介護	145	96	18	58	10	2
13就労継続支援A型	82	14	11	53	3	16
14就労継続支援B型	144	51	36	83	3	8
15共同生活援助	226	97	31	88	18	43
22放課後等デイサービス	134	94	18	60	11	0
全体(単純集計値)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01障害者支援施設	25.1%	34.9%	12.3%	16.7%	22.4%	15.4%
08生活介護	12.0%	14.0%	11.1%	11.6%	13.2%	2.2%
13就労継続支援A型	6.8%	2.0%	6.8%	10.6%	3.9%	17.6%
14就労継続支援B型	12.0%	7.4%	22.2%	16.5%	3.9%	8.8%
15共同生活援助	18.8%	14.1%	19.1%	17.5%	23.7%	47.3%
22放課後等デイサービス	11.1%	13.7%	11.1%	12.0%	14.5%	0.0%

[※]集計値は前述の表と同じ。

- ※割合は虐待行為の類型(複数回答)別にみた施設・事業所の割合(縦方向での割合)
- ※色付きのセルは虐待行為の類型別にみた施設・事業所の割合が全体(単純集計値)の割合より5%以上高いセル
 - ・身体的虐待は、他の施設・事業所と比較して障害者支援施設が34.9%と最も高く、次いで共同生活援助や生活介護、放課後等デイサービスが14%前後となっている。
 - ・性的虐待は、就労継続支援B型が22.2%、次いで共同生活援助が19.1%となっている。
 - ・経済的虐待は、共同生活援助が他の施設・事業所と比較して 47.3%と半数近くを占めている。次いで就労継続支援 A型が 17.6%となっている。

(参考)以下は、全体平均と比較して差が5%以上みられなかった虐待行為の類型である。

- ・心理的虐待は、共同生活援助が17.5%、就労継続支援B型が16.5%となっている。
- ・放棄、放置(ネグレクト)は、共同生活援助が23.7%、障害者支援施設が22.4%となっている。

(3) 施設従事者の職種別にみた虐待行為の類型

ここでは、施設従事者虐待に関する平成27年度から平成29年度の3ヵ年分のデータを用いて障害者福祉施設・事業所における従事者の職種と虐待行為の類型のクロス集計を行った。 集計結果表を以下に示す。

- ※施設従事者の職種別の虐待件数(単純集計値)が50件以上の職種のみ取り上げている。
- ※割合は、施設従事者の職種別にみた虐待行為の類型(複数回答)の割合(横方向での割合)。
- ※虐待行為の類型は複数回答のため合計は100%を超える。

【施設従事者別にみた虐待行為の類型】

	全体		虐待行為	鳥の類型(複	数回答)	
	(単純集計	身体的	性的	心理的	放棄、放置	経済的
施設従事者(複数回答)	値)	虐待	虐待	虐待	(ネグレクト)	虐待
全体(単純集計値)	1,179	648	158	468	64	86
01サービス管理責任者	79	32	6	44	8	14
02管理者	124	59	18	67	14	13
04設置者・経営者	52	17	3	30	4	14
06生活支援員	579	330	54	169	28	19
13世話人	84	38	9	32	6	11
17指導員	82	39	10	35	6	1
29その他従事者	114	56	26	37	2	10
全体(単純集計値)	100.0%	55.0%	13.4%	39.7%	5.4%	7.3%
01サービス管理責任者	100.0%	40.5%	7.6%	55.7%	10.1%	17.7%
02管理者	100.0%	47.6%	14.5%	54.0%	11.3%	10.5%
04設置者・経営者	100.0%	32.7%	5.8%	57.7%	7.7%	26.9%
06生活支援員	100.0%	57.0%	9.3%	29.2%	4.8%	3.3%
13世話人	100.0%	45.2%	10.7%	38.1%	7.1%	13.1%
17指導員	100.0%	47.6%	12.2%	42.7%	7.3%	1.2%
29その他従事者	100.0%	49.1%	22.8%	32.5%	1.8%	8.8%

- ※被虐待者・虐待者の両方とも性別が特定できている1,133事例を対象に集計
- ※施設従事者の全体(単純集計値)が50件以上の施設従事者のみを表示
- ※割合は施設・事業所別にみた虐待行為の類型(複数回答)の割合(横方向での割合)
- ※色付きのセルは施設従事者別にみた割合が全体(単純集計値)の割合より5%以上高いセル
 - ・サービス管理責任者の虐待行為の類型の割合をみると、他の虐待類型と比較して心理的 虐待の割合が55.7%と最も高くなっており、次いで身体的虐待が40.5%となっている。
 - ・管理者も、他の虐待類型と比較して心理的虐待の割合が 54.0%と一番高く、次いで身体的虐待が 47.6%となっている。
 - ・設置者・経営者でも同様に、他の虐待類型と比較して心理的虐待が57.7%と一番高く、次いで経済的虐待が26.9%となっている。

平成30年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

平成 30 年度 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業 報告書

平成 31 (2019) 年 3月

一般財団法人 日本総合研究所